

新農業協同組合中央會監查制度史

(資料編)

目次

○体制整備関係

平成二二年一月二四日決算監査検討会「今後の中央会監査機能・体制整備方向について」	2
平成一三年一月一日全中理事会「『J A全国監査機構』設立大綱」	63
平成一五年七月一日監査機能強化検討委員会「中央会監査の機能強化の方向について」	76
平成一六年一〇月二五日監査体制検討委員会「中央会監査体制の今後の強化策について」	85
平成二〇年一二月四日J A全国監査機構「行動計画」	97
平成二五年二月四日第二次J A全国監査機構「行動計画」	100

○監査実務資料関係

監査報告書（財務諸表等監査）ひな形	108
監査報告書（一般監査）ひな形	110
内部統制等に関する改善指示書ひな形	115

○ 監査機構関係組織要領

監査委員会設置要領	118
運営委員会設置要領	120
品質管理委員会設置要領	121
監査実務指針委員会設置要領	123

○ 法規関係

(一) 法律等	128
農業協同組合法	128
農業協同組合法施行令(抄)	133
農業協同組合法施行規則(抄)	134
規定等	142
(二) 全国農業協同組合中央会監査規程	142
農業協同組合中央会監査基準	163
監査に関する品質管理基準	177
J A 全国監査機構倫理規則	183

(三) 通達・答申	187
農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営に関する今後の指導方針について（局長通達）	187
「農業協同組合及び同連合会」の	
組織・事業運営に関する今後の指導方針について（課長通達）	200
決算監査の実施について（課長通達）	204
信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向	207

○監査士関係

農業協同組合監査士実務補習規程	226
農業協同組合監査士継続的専門研修実施要領	229

○会計指導関係

J A 会計基本テーマ審議会設置・運営要領	242
平成一六年四月六日 J A 会計基本テーマ審議会	
「企業会計の基準の J A への適用について」	244
平成一九年二月一日 J A 会計基本テーマ審議会	
「企業結合会計の農業協同組合への適用について」	245
会計実務指針委員会設置・運営要領	250

平成二〇年一月一七日監査委員長通達

「退職給付会計における会計基準変更時差異の監査上の取扱いについて」……………252

○東日本大震災関係

平成二三年三月一七日事務連絡 「東北関東大震災に係る監査対応の考え方について」……………258

○国会関係

平成一三年六月二〇日衆議院会議録 第一五一回国会 農林水産委員会 第二一号(抄)……………270
平成一三年六月二一日衆議院会議録 第一五一回国会 農林水産委員会 第二二号(抄)……………277
平成一三年六月二一日衆議院農林水産委員会附帯決議……………282
平成一六年四月八日衆議院会議録 第一五九回国会 衆議院本会議 第二一号(抄)……………284
平成一六年五月一三日衆議院会議録 第一五九回国会 農林水産委員会 第一五号(抄)……………289
平成一六年五月一八日衆議院会議録 第一五九回国会 農林水産委員会 第一六号(抄)……………303
平成一九年一二月一八日参議院会議録 第一六八回国会 農林水産委員会(抄)……………312

○体制整備関係

今後の中央会監査機能・体制整備方向について

今後の中央会監査機能・体制整備方向について

平成一二年一月二四日

決算監査検討会

I	めぐる情勢	4
II	監査体制の充実にむけて	10
一	中央会監査の現状について	10
二	法定監査対象J Aの拡大について	17
(一)	大蔵省金融審議会における議論	17
(二)	法定監査対象J A拡大に伴う要員と経費の試算	19
(三)	中央会全体としての要員相互援助体制の構築について	21
(四)	相互支援制度における経費負担の考え方	22
三	モニタリング対象J Aへの監査	24
四	通常監査の体制確保	24
五	全中・県中の監査の分担について	25

(一)	これまでの検討経過	25
(二)	中央会会長出身JA	26
(三)	信連監査	27
(四)	一県一JAへの監査のあり方	28
六	統合連合会への監査体制	30
七	中央会監査要員体制(試算)	37
III	中央会監査の独立性確保対策について	39
IV	監査の品質向上対策	43
V	中央会監査に求められているもの	48
VI	中央会監査機構	50
一	機構構造	50
二	内部組織と外部組織の特徴比較	51
三	内部組織と外部組織の機構構造	60
四	機構への加入時期	61
五	機構の進め方	61
	中央会監査機構の要約	62

I めぐる情勢

中央会監査制度に関する検討経過について

「J A 中央会監査の課題と将来方向」(平成六年二月、J A 中央会監査制度研究会)

J A 合併の進展に対応した中央会監査制度、実施体制のあり方ならびにJ A の監事監査・内部監査のあり方についてとりまとめた。

中央会監査については、県中・全中の機能分担、監査業務の充実強化・効率化対策、監査士の監査技能向上対策、監査実施体制の整備、中央会監査機構の将来方向の検討等について提言した。

全中・県中の監査での機能分担では、J A は県中、存置される県連合会は全中が実施、また、県中の要請にもとづく特定J A に対する全中・県中の共同監査の実施を、充実強化・効率化対策では監査の審議機関の設置・検討、リスク管理監査手法の検討を、監査士の技能向上対策では、監査士資格試験制度の改善、主任監査士制度の導入を、体制の整備では決算監査を毎年実施できる体制の整備、全中・県中間、県中間の共同監査実施の検討を提言した。

「J A 中央会監査機能・体制整備方策中間報告」

(平成八年四月、J A 中央会監査機能・体制整備方策研究会)

J A 合併・組織整備の進展に応じた西暦二〇〇〇年に向けての中央会監査機能・体制の整備方策を取りまとめた。具体的には、監査にあたっての独立性の強化、経営リスクに対する監視機能の強化、監査

士試験改定等監査の高度化、決算監査の実施が可能な監査体制の整備等について提言した。

「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向」

(平成八年八月、農政審議会報告)

中央会に公認会計士の必置、一定規模以上のJA・信連に中央会監査を義務づけることにより、外部からのチェックという面で他の金融業態の外部監査と同等の措置をとるよう提言した。

農協法改正による措置(平成八年一二月公布)

貯金等が一、〇〇〇億円以上のJA・信連(特定組合)は、決算関係書類について監事監査のほか中央会監査を受けなければならないとされた。また、中央会は監査業務のレベルを高めるため、公認会計士の業務を行う旨の契約を公認会計士または監査法人と締結しなければならないとされた。

「中央会監査機能・体制整備指針の検討方向(中央会監査スリーアップ推進)」

(平成九年八月、中央会経営監査事業共同運営委員会)

特定組合に対する毎年度中央会の決算監査が法定化され、中央会監査は公認会計士の設置が義務づけられたことから、これへの対応策を取りまとめた。

重点は①独立性アップ、②レベルアップ、③監査体制アップである。

独立性アップに向けて、以下の点を中心に確認した。

- (一) 中央会・信連会長が共通の信連は全中が決算監査を実施し、その他の信連は県中が実施する。
- (二) 中央会会長出身JAは全中が主体となって監査を実施し、全中名で監査報告書を送付する。

(三) 公認会計士に関しては、各中央会の審査会の委員として活用する。

「第三回中央会機能・体制整備研究会」（平成二十一年一月二五日）

本研究会では、平成一三年度以降の中央会の機能・体制整備の方向について検討している。

監査事業については、①監査の機能強化を図るため、県中・全中の一体運営（監査機構の設立）を目指すこと、②監査機構の具体的あり方について所管部署で実務的な検討をすすめることを確認した。

中央会監査をめぐる情勢

①わが国の金融システムの安定性確保が課題となっていることから、J Aグループにおいても、不良債権の迅速な処理、自己資本の充実、経営内容の情報開示の進展が必要とされている。また、早期是正措置の導入は金融機関に自己責任原則を求めており、証明機能として、また、自己管理のチェック機能としての監査の役割は高まってきている。

②平成一四年四月からのペイオフ解禁を控え中央会監査の社会性が問われており、外部監査として証明機能の強化が求められている。また、協同組織金融機関の監査充実の観点から、決算監査対象J A基準や員外監事・常任監事設置基準の見直し等が検討されており、これに対応した中央会監査の体制の整備が課題となっている。

③系統セーフティネットとの関連でモニタリングにもとづく経営不振・破綻J Aの未然防止が重要となつて来ており、モニタリングに基づく監査の充実が強く求められている。

④J A合併、連合会統合の進展、一県一J Aの誕生等組織整備が大きく前進している。一県一J Aをはじめとする大規模J Aに対する中央会決算監査のあり方を早急に具体化する必要がある。

⑤公認会計士監査においては、平成九年度において信用金庫・信用組合について外部監査が法定化され、さらに地方公共団体にも導入するところが増えてきている中で会計士監査の充実強化を目指していることから、中央会監査としても、機能の向上を図っていく必要がある。

⑥会計ビッグバンの進展により、従来の比較的形式を重視した基準から、より実質的な判断を求める基準に変更されることから、中央会監査の高度化・資質の更なる向上が課題となっている。

公認会計士制度における議論

「会計士監査の在り方についての主要な議論」

（大蔵省公認会計士審議会「公認会計士監査に関するワーキンググループ」

（平成一一年七月）

概要

公認会計士への批判を踏まえ、会計基準への準拠性に加えて、情報の提供企業の経営実態について企業の継続能力に関する情報の提供やコーポレートガバナンスの強化の観点からの検討がなされている。主要な論点は以下のとおりである。

- ① 開示及び監査の内容の充実
- ② 企業の継続能力や企業経営に係わる将来のリスクに関する情報開示
- ③ 監査の体制及び手続の充実
- ④ 監査の人数や日数など監査規模の拡充
- ⑤ コーポレートガバナンスの観点からの経営上の諸問題に関する意見形成
- ⑥ 監査の品質管理の充実（監査法人等の本部における審理体制の強化など）

③ 公認会計士の質及び数の充実

- 「継続的専門研修制度」の充実・義務付け

こうした見直しに呼応して論点を先取りする形で、専門家の登用など人材の流動化が起きている。また、監査の充実や訴訟等への財務基盤の確保等を契機に、監査法人の合併の動きが見られている。

経営破たん未然防止対策の一環としての会計士監査の充実強化の要請

金融機関の破綻を未然に防止するため、問題金融機関を早期に発見し早期に是正することが重要であることから、金融機関に係る公認会計士監査機能の充実強化を求める検討がなされている。

監査基準等の見直し

監査法人が決算承認した企業が破たんする例が相次ぎ、公認会計士監査の信頼性が低下したことを受け、企業会計審議会では監査基準の見直しに着手している。また、自民党では公認会計士法の見直しに向けた検討が進められている。

監査基準の見直しでは、企業の継続能力に関する情報開示の取扱いのほか、監査報告書の記載事項の内容、監査時間の基準などについて議論すると見られている。

また、公認会計士法の見直しでは、①社会的責任を明記する、②粉飾決算を黙認した会計士や監査法人の責任を明確に規定する、③適正な監査のための監査人数、期間を取り決める、④研修制度の義務づけ等について検討する方向となっている。

○体制整備関係

費用	体制	組織的位置付け	監査内容	協同組織監査 実施機能の名称	決算監査実施	決算監査対象	
事業費		全国信用金庫協会の 部署	証券業務に特化、決 算監査は対象とせず	全信協証券業務室	公認会計士	貯金量二、〇〇〇億 円以上	信用金庫
中央協会の事業費	監査士四名、補助者 五名	全国信用組合中央協 会の内部機構	非決算監査組合口監査	全国信用組合監査機 構	公認会計士	貯金量二、〇〇〇億円以上かつ、員外貯金比 率が一五%以上	信用組合
協会の事業費	監査士三名、副監査 士二名、事務局二名	全国労働金庫協会の 内部機構	資産査定・決算査定	労働金庫監査機構	公認会計士	貯金量以上かつ、員外貯金比	労働金庫
事業費	監査従事者約一、 〇〇〇名(うち監査 士約五〇〇名)	中央会の部署	決算監査、通常監査	中央会	中央会	貯金量一、〇〇〇億 円以上	J A

他の協同組織金融機関監査との対比
労働金庫、信用金庫などの他の協同組織金融機関における監査体制は以下のとおりである。J Aは協同組織金融機関のなかで、唯一中央会が外部監査として位置付けられ、中央会決算監査が法定化されている金融機関となっている。

Ⅱ 監査体制の充実にむけて

監査体制の充実方向について以下の五点について検討する。

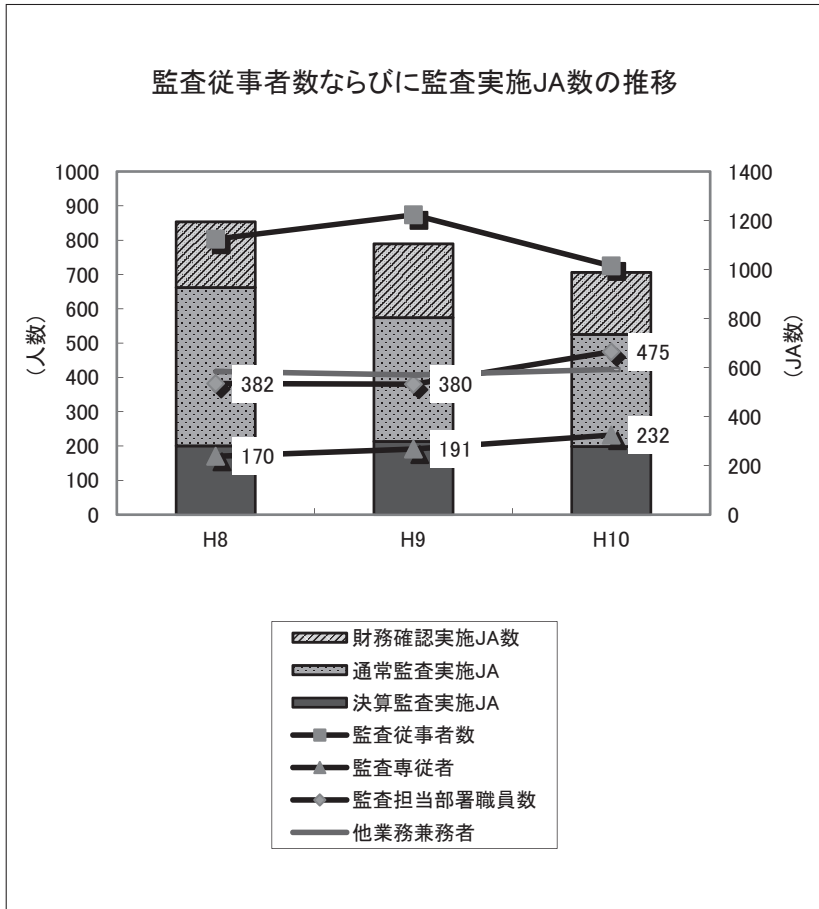
- 法定監査対象J Aの拡大への対応
- 中央会会長出身J A監査への対応
- 一県一J A監査への対応
- 信連監査への対応
- 統合連合会監査への対応

一 中央会監査の現状について

現在の監査体制

決算監査が導入された平成一〇年度については、中央会全体として監査体制の強化が図られており、監査担当部署職員数については昨年対比で九五名（二五％）増加し、監査専従者については昨年対比で四一名（二一％）の増加となった。

その一方で、監査担当部署以外からの支援者を含めた監査従事者については減少している。



このように強化された監査体制について、中央会監査実施率ならびに一JAあたりの監査従事人日数の二面から評価・検証を行う。

中央会監査の実施率

JAの規模別実施率

平成一〇年度における貯金量五〇〇億円以上一、〇〇〇億未満のJAに対する監査実施率は約六八％、貯金量五〇〇億未満は約三八％である。
スリーアップ推進の中では、非法定監査対象JAについては、「少なくとも二年に一回の監査を実施」することとしている。

セーフティネットの議論のなかでも、JAグループは全体として信用秩序維持を図っているため、非法定監査対象JAについても、実施率の向上が望まれている。

○規模別監査実施率

	JA数	実施JA数	実施率
貯金等一、〇〇〇億以上	一八〇	一七六	九七・八％
貯金等五〇〇億以上	二五五	一七三	六七・八％
貯金等五〇〇億未満	一、二一三	四六〇	三七・九％
合 計	一、六四八	八〇九	四九・一％

都道府県中央会別監査実施率

平成一〇年度における都道府県中央会毎の年間監査実施率が二〇%を下回る県中が二三県あり、中には実施率二%の県中も見られる。県中によって監査体制の格差が広がっている。(財産確認を除く)
 なお、財産確認を含めても、監査実施率が二〇%を下回る県中が三県見られる。

○都道府県別監査実施率

監査実施率(実施JA数/県下JA数)	県中数
〇～二〇%未満	一三
二〇%以上～四〇%未満	一六
四〇%以上～六〇%未満	九
六〇%以上～八〇%未満	七
八〇%以上	一
無回答	一

決算監査従事日数

標準日数と現状

法定監査において一定の人員日数を確保する観点から、スリーアップ推進のなかで標準的な一J Aあたりの決算監査人員日数を示しているが、実績では、目標日数の七割程度の達成に留まっている。

なお、公認会計士が実施する銀行、信金の代表的な監査日数は以下のとおりであり、さらに公認会計士の監査基準の改定の中で、監査従事日数を強化する方向で検討中である。

○決算監査人員日数

(人員日数)

決算監査人員日数	標準日数	実績		(参考例)	
		H九年度	H一〇年度	第一地銀 ¹⁾	信金 ²⁾
	九六	七一	六七	一四二	六六

(注) 1 貯金量六、〇〇〇億円程度

2 貯金量六、〇〇〇億円程度(但し、本店集中型)

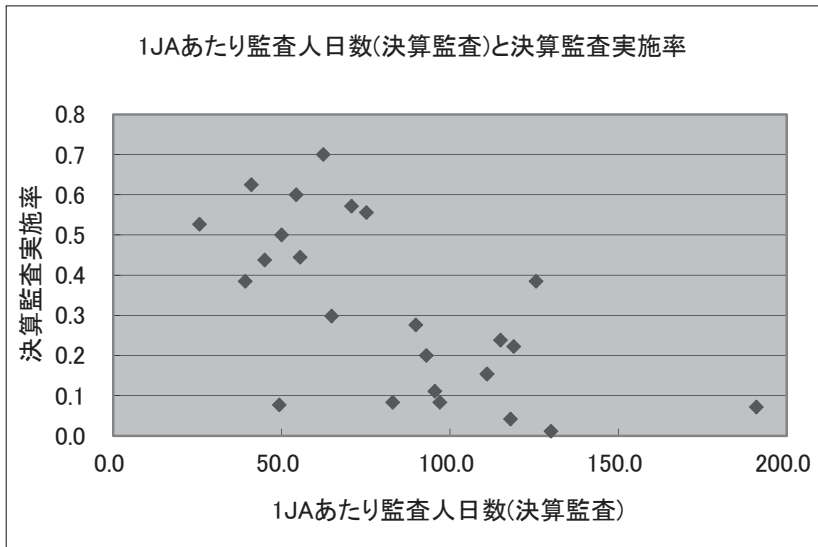
中央会毎の取組み体制

一 J Aあたりの決算監査実人員日数は、最大一九二人員日に対して最小が二五人日と、県中によって取り組みに格差が見られる。この格差の内容を見ると、年間監査対象J Aに占める決算監査対象J Aの割合(決算監査実施率³⁾)が高い県中ほど一J Aあたり監査実人員日数が少ない。

特に、一県一J Aを実施した奈良県中の場合中央会職員は二名のみであり、当該県中だけでは監査を

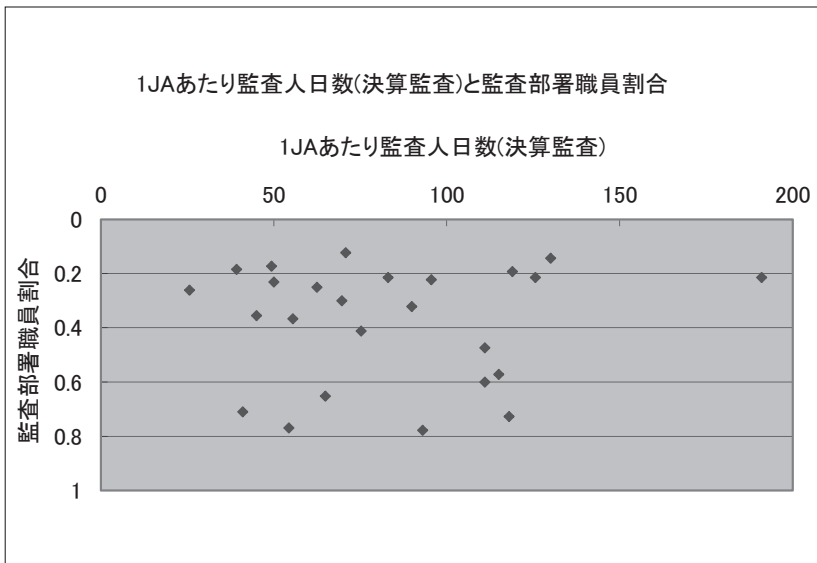
○体制整備関係

担えない状況である。
 このように、現行の体制では、決算監査対象J
 A数に比べて監査要員体制が不十分であることが
 伺える。



(注) 3 決算監査実施率=決算監査JA数／(決算監査JA数+通常監査JA数+財務確認実施JA数)

監査体制の強化の観点から、各県中とも他部署からの監査支援体制を構築している。しかしながら、監査従事者に占める監査部署職員数（監査部署職員割合⁴）が低い（＝支援割合が高い）県中においても、一JAあたり監査人日数が不十分なケースが見受けられ、県中内の監査支援の増加が必ずしも監査人日数の確保につながっていない。このように、現行体制下での県中内部での支援には一定の限度があり、監査専従体制の一層の確保と強化が求められる。



(注) 4 監査部署職員割合＝監査部署職員数／監査従事者数

中央会監査体制の課題

法定決算監査の確実な実施を図るためには、一ＪＡあたりの監査人日数の維持・拡大が必要不可欠である。現行の監査要員体制は、県中間で格差が拡大しており、十分な監査日数の確保が困難な県中も多く、県中間格差の平準化を図る必要がある。

特に、法定決算対象ＪＡを多く抱える県中ほど監査人日数が不足する傾向にあり、その不足を他部署からの支援では補い得ない状況にある。

このため、監査専従部署への大幅な人員シフトなどの抜本的な体制見直しや県中を越えた中央会全体での支援体制作りが大きな課題となっている。

二 法定監査対象ＪＡの拡大について

(一) 大蔵省金融審議会における議論

現在、大蔵省の金融審議会で預金保険制度等セーフティーネットの整備について検討が進められ、一月二日に答申が発表された。その一環として金融監督庁としては経営破綻の未然防止の観点から、協同組織金融機関（信金、信組、労金、農漁協）の監査の拡充について検討を進めている。

特に、金融審議会においては、一定規模未満の組合について外部監査の実施や常勤監事・員外監事の設置が義務付けられていない問題が指摘されている。

具体的には、協同組織金融機関について①決算監査対象組合の基準および ②員外監事・常勤監事設置組合の基準の撤廃ないしは大幅な引き下げが検討されている。

○現行基準

	決算監査対象	常勤監事	員外監事
信用金庫	貯金量二、〇〇〇億円以上		貯金量一、〇〇〇億円以上
信用組合 労働金庫	貯金量二、〇〇〇億円以上かつ、員外貯金比率が一五%以上		貯金量一、〇〇〇億円以上かつ員外貯金比率が一五%以上
J A	貯金量一、〇〇〇億円以上	貯金量二、〇〇〇億円以上	貯金量一、〇〇〇億円以上

J Aにおいては、現行の一、〇〇〇億円以上のJ Aでは、系統貯金全体の四割しか法定監査の対象としないこととなる。一方、五〇〇億円以上に範囲を拡大した場合、系統貯金全体の六割を対象とすることとなる。

○貯金規模別J Aの貯金カバー率

	J A数	貯金残高(億円)	貯金カバー率
一、〇〇〇億円以上	一六八	二八二、二二五	四一・〇%
五〇〇億円以上	四一三	四五四、六七〇	六六・〇%
一〇〇億円以上	一、二五八	六四八、〇〇九	九四・一%
合計	二、一一二	六八八、五八〇	

(二) 法定監査対象J A拡大に伴う要員と経費の試算

すべてのJ Aが法定監査対象となった場合、五〇〇億円以上が対象になった場合で試算を実施する。

一人あたり年間決算監査従事日数別による要員試算

平成一〇年度における監査専従監査士は全国計で二〇〇名である。また、兼務を含めた監査従事者は五八二名である。

試算にあたっては、(a)年間従事日数からの試算と(b)期末決算監査従事日数からの試算の二通りを行った。

(a) 年間従事日数からの試算

一人当たり年間決算監査従事日数を一二〇日とした場合、現行の専従監査士の体制では、五〇〇億円以上対象にした場合は一二一名の不足、全J A対象では四八五名の不足となる。

○現行監査専従監査士（現行二〇〇名）との過不足数（網の中は過不足を示す）

	年間監査 従事日数	監査対象		
		一、〇〇〇億円以上対象	五〇〇億円以上対象	全J A対象
年間監査可能日数より試算	一五〇	六八	△五六	△三四八
	一三〇	四七	△九六	△四三三
	一二〇	三四	△二二一	△四八五
	一一〇	一九	△一五〇	△五四八
	一〇〇	△一	△一八五	△六二二
期末監査可能日数より試算		△七	△二〇一	△六四八

(b) 期末決算可能日数からの試算

期末監査可能日数を二二日として、二二日で監査可能な人数を試算すると、五〇〇億円以上対象では二〇〇名の不足、全J A対象では、六四八名の不足となる。

よって、年間監査従事日数の試算ではいずれの前提においても、期末決算監査日数からの試算体制からは不足することから、期末における中央会他部署の監査士からの支援体制は今後とも必要となる。

監査経費の試算

- 平成九年度の中央会監査実施に係る経費は一九億円である。
- 五〇〇億円以上が法定決算監査の対象となった場合、監査経費は約三五億円、全J A対象では、約七八億円となる。
- 賦課金圧縮のなかで、法定決算監査対象J A拡大にともなう監査経費の確保が求められている。

○現行監査経費と必要監査経費

(百万円)

必要監査経費（中央会）	現行	監査対象			
	一、九〇二	一、〇〇〇億円以上	五〇〇億円以上対象	全JA対象	合併構想実現の場合
		一、六二五	三、四八六	七、八五〇	四、七七八

●公認会計士が実施した場合は、以下のとおりである。一概に比較することは困難であるが、中央会監査経費は公認会計士の約六割程度である。

●県中の賦課金合計額は三二、四六六百万円である。仮に公認会計士が全JAを監査した場合、都道府県中央会の賦課金の約六割に相当する。

(百万円)

必要監査経費（公認会計士）	監査対象				
	一、〇〇〇億円以上	五〇〇億円以上対象	全JA対象	合併構想実現の場合	
	二、七九一	六、三四二	一九、三九二	八、一二七	

(三) 中央会全体としての要員相互援助体制の構築について

県内で必要な監査要員は、当該県中で確保することを基本とするが、当該県中要員だけでは実施困難となる県もでることが想定されるため、要員相互援助の仕組みを検討する。

対象監査の範囲

- 決算監査（期中・期末）を対象とする。
 - 決算前の資産査定指導や事後監査等は対象外とする。
- 支援県中の範囲
- ブロック内移動を原則とする。

今後検討すべき課題

- 支援者の人件費・事業費
↓従来の賦課金の枠を越えることになるため考え方の整理が必要である。
- 支援県中・受入県中の調整手続
- 監査方針・監査計画・監査報告の作成ならびに審査会等の運営等の担当と責任の明確化

(四) 相互支援制度における経費負担の考え方

「中央会賦課金・機能体制整備研究会」（平成一一年四月）

- 中央会経費については、以下のような指針を整理している。
- 共通的な経費（人件費・事業費）は賦課金とする。
 - 要員派遣にかかる経費の負担方法については、受け入れ側が負担することを基本とする。
 - 監査事業における受益者負担については、法定化に伴う直接的な事業経費をまなかうため、定額の監査料の受領について検討する。
 - 受益関係が明確になれば、賦課金を圧縮する。

相互支援制度における経費の取扱い

県域を越えた監査となることから、県中賦課金との関係や受益者負担の範囲の整理が必要となる。「経費」としては①人件費、②事業費（旅費・宿泊費・日当・食事代）とに大別して検討すると以下の三つの案が考えられる。

	人件費	事業費	考え方
〈案1〉	被監査J A	被監査J A	受益者負担原則の徹底
〈案2〉	県下J A	被監査J A	
〈案3〉	県下J A	県下J A	現行賦課金方式の踏襲

指針に基づき、支援部分については、要員派遣とみなし人件費・事業費ともに受入県中（実質は被監査J A）が負担する〈案1〉を採用する。

支援者の全中・県中の取扱いと徴収方法

支援を行う県中監査士にかかる監査経費は受入県中の負担とする。徴収方法としては、受入県中が支援県中に支払うこととなる。

なお、全中の経費については、本来、J Aに対する監査は従来の賦課金で想定されていないことから、賦課金とは別途に受入県中が負担する。

信連における県中支援者の取扱い

全中の監査に県中が支援することから、全中は必要な経費を県中に支払う。

一 県一JAにおける支援者の取扱い

通常監査（期中監査）・決算監査ともに一義的には県中の監査に全中が支援することから、県中は全中に必要な経費を支払う。

また、他県中からの支援を募ることから、受入県中は支援県中に必要な経費を支払う。

三 モニタリング対象JAへの監査

ペイオフ解禁を控え、JAグループのセーフティネット強化が重要となっており、問題JAの早期発見・経営改善の観点から、モニタリングに基づく経営不振・破綻JAの未然防止のための監査機能の発揮が求められている。

監査にあたっては、全中・県中が一体的に取り組む必要がある。

四 通常監査の体制確保

セーフティネット構築の観点から、JAグループ全体としての信用秩序維持を図るため、通常監査においてもより決算監査的視点が求められており、少なくとも二年に一回の監査の実施が必要である。いわば通常監査が二年に一回の決算監査として位置付けられることとなり、それに耐え得る監査体制の確

保が必要となる。

また、通常監査の監査方針として、セーフティネット構築の観点からはより決算監査に即した内容とする。

〈必要監査人数の概算〉

年間監査従事日数	一〇〇	一一〇	一二〇	一三〇	一五〇
必要人員数(人)	二五四	二三一	二二二	一九七	一七〇

〈監査費用〉

年間監査従事日数	一〇〇	一一〇	一二〇	一三〇	一五〇
監査費用(百万円)	三、一〇六	二、八二五	二、五九二	二、四〇九	二、〇七九

五 全中・県中の監査の分担について

(一) これまでの検討経過

「JA中央会監査の課題と将来方向」(平成六年二月)以下の二点について提言した。

- JAは県中、存置される県連合会は全中が実施
- 県中の要請にもとづく特定JAに対する共同監査の実施

「中央会監査機能・体制整備方針の検討方向（中央会監査スリーアップ推進）」

（平成九年八月）

独立性アップの観点から、中央会会長出身ＪＡへ当該中央会が監査することは、被監査ＪＡとの同一の中央会会長の責任により監査が実施されることから、形式的独立性が確保されておらず、結果として実質的独立性も確保されていない。中央会共通会長信連についても同様である。

そのため、平成一二年程度までの経過措置として以下の二点を確認した。

●中央会共通会長信連及び日銀復代理業務実施信連は全中が決算監査を実施し、その他の信連は県中が実施する。

●中央会会長出身ＪＡは全中が中心となって監査を実施し、全中名で監査報告書を送付する。

(二) 中央会会長出身ＪＡ

現状

●一〇年度末の該当ＪＡは一八ＪＡである。

●会長出身ＪＡの全中実施は年間五ＪＡに限られており、循環的に監査することとしているが、絶対数として全中の関与が少ない。また、平成一一年度からは一県一ＪＡに対する法定監査を実施することから、全中が実施できるＪＡ数は三ＪＡ程度と狭めざるを得ない。よって、当初の三年程度の循環的計画の見直しが求められる。

●全中実施ＪＡの監査においては全中の体制がないことから、要員体制は県中に大半を依拠せざるを得ない。

- また、県中として決算前の資産査定指導や監査後の事後指導などを独自に実施している場合は、決算監査のみが全中名で、それ以外の指導監査が県中名で実施されている。
- このように、現状の中央会会長出身J Aへの全中の取り組みでは、実質的に県中が監査主体であることから、独立性の強化の手段を図るべきである。

整理方向

- 形式的独立性確保の観点から中央会会長出身J Aは原則として全中が主体的に実施する。

今後の検討課題

- 全中実施にかかる費用負担の明確化

(三) 信連監査

現状

- 平成一一年度の中央会共通会長信連は二一信連であり、日銀復代理業務実施信連とあわせると二七信連となる。
- 一方、平成一一年度は全中が三二信連、県中央会が一五信連を実施した。
- 全中の監査実施に当たっては、一信連あたり三五人日程度で実施しており、当該県中央会より期中・期末各二名程度の支援のもとに実施している。
- また、県中央会が実施する信連のうち五信連程度については、期中監査を当該中央会と合同実施し

ている。

整理方向

- 信連について、原則として、全中が実施する。
- 全中の監査実施にあたって、県中からの支援を受ける。

今後の検討課題

- 県中からの支援にかかる費用負担の明確化

(四) 一県一JAへの監査のあり方

現状

- 平成一一年度に「JAならけん」が誕生し、同JAに対する平成一一年度決算監査については以下の条件で全中が主体となり決算監査を実施することとした。
 - ・ 当該県中央会は通年、通常監査を実施する。
 - ・ 全中は、県中が実施する通常監査を、決算監査の期中監査として位置づける。
- 通常監査の一部及び期末監査を全中・県中合同で実施する。
- 決算監査報告書は、全中監査審査会の審査を経て、全中名により交付する。
- 「JAならけん」の通常監査は県中二名で実施しているが、監査対象支店数が一六九支店あり、監査実施支店の選定は監事監査、内部監査の支店検査の実施状況により決定する。

- 全中は、期中においては県中の実施する支店監査のうち数支店および本店監査を県中と合同で実施する。また、期末は全中主体の監査となるがこれについては県中の全面的な支援を前提として実施する。

整理方向

- 決算監査は全中主体で実施する。
- 監査実施にあたって、相互支援制度を活用する。
- 期中監査については、県中が主体に通常監査として実施し、期末監査については全中が主体となり実施する。
- 全中監査実施にあたっては、当該県中の①期中監査（通常監査）の実施、②要員支援、③全中経費（人件費を含む）の負担を前提とする。
- 県中の通常監査を全中の期中監査として位置付けるため、監査計画の作成にあたって全中・県中の監査方針を統一する。
- 全中・県中合同監査における監査計画については、期中は県中が、期末は全中が作成する。

今後の検討課題

- 一県一JAの法定監査の責任は、全中が負う。
- 監査の法的責任に耐え得る監査実務品質が全中・県中それぞれに求められる。
- 損害賠償責任が生じた際の県中・全中の分担について検討する。

六 統合連合会への監査体制

組織統合の状況

- 全農については、すでに三経済連との合併を実施したが、平成一二年四月にさらに三県経済連と合併し、現在二六県が合併協議を進めている。
- 全共連については、平成一二年四月に全国四七都道府県共済連が一斉統合し、「JA共済連」が発足する。

全農・全共連の監査の現状

- 現行制度下では、中央会は三つの種類の監査を実施している。
 - ① 法定決算監査（農協法第三七条の二に基づく）
 - ② 特別対象組合に対する通達決算監査（平成一〇年一月課長通達に基づく）
 - ③ 通常監査（農協法第七三条の一一の二に基づく）
- 全農・全共連は、法定決算監査の対象とされていない。しかしながら、統合連合組織の社会に与える影響を考慮すれば⁵、決算監査の法定化を視野にいれるべきであろう。
- 全農・全共連に対して決算監査を実施する場合は、特別対象組合として行政が指定して実施する通達決算監査となるが、行政が指定した実績はない。
- 通常監査についても、全中は従来から全国連に対して監査を実施していない。
- 全国連の主たる監査は内部監査や監事監査が実施されてきた。

- 全中は、これまで経済連・共済連に対して監査を実施しているが、統合後の県本部については、統合連合会全体を視野にいたした監査対応が必要となる。
- 統合連合会は、県本部を含めた巨大組織となることから、全農、全共連ともに、統合連合会における内部監査・監事監査体制の充実を図るとともに、外部監査の活用について検討を進めようとしている。

全農における検討状況

検討経過

- 統合連合会の組織・事業運営について定めた「連合会統合の基本方針（平成九年六月）」において、課題の一つとして「会員の意志反映の確保地域性のある県本部事業の確な運営、事業範囲・リスクの増大への対応、等のため（略）監査等のあり方を抜本的に見直し」が提示されている。
- 現在「系統経済事業審議会」において、課題への対応の実施について審議しているところである。

第一回系統経済事業審議会

第一回系統経済事業審議会（平成一一年一月二五日）において出された監査の課題と検討方向は以下の通りである。

- (注) 5 全農の負債総額は一兆二、〇〇〇億円、全共連の負債総額は一二兆六、〇〇〇億円（統合後の総資産は三七兆）と商法での法定監査基準である負債総額二〇〇億円をはるかに超過する。

〈課題〉

- 事業拠点の増加および経営管理単位に対応した的確な業務・会計監査を可能とする監査体制の確保
- 監査対象場所の増大（約四〇〇箇所以上―一県本部一〇箇所程度を想定）と決算期にかかる短期間での会計監査業務等の実施

- 県本部・全国本部を通ずる販売リスクの増大、連結重視の会計基準の導入の可能性による多数の協同会社との関係にかかる監査の必要性の増大等、監査業務の専門性の確保と高度化

〈検討方向〉

- 事業拠点の拡大、協同会社等の増大等と併せ、連結決算の導入の動き等、より高度で専門的な監査が求められる状況となつていことから、監査体制の充実や監査における監査法人の活用を検討する。

― 第一回系統経済事業審議会資料より ―

全共連における検討状況

執行体制等に関する検討委員会において「統合連合会における執行体制のあり方について」（平成一〇年一二月）を取りまとめており、その中では、「今後の大競争時代に打ち勝ち、農家・組合員の負託に永続的に応えていくためには、組織・事業規模の大型化、金融の自由化等に対応できる強靱な責任ある執行体制を構築していく必要がある」として、以下の点について整理している。

- 経営および業務内容のチェック体制の拡充・強化を図るため、監査体制の強化が必要である。
- 統合連合会の監査は、全国域組織だけではなく、県域を監査することも不可欠であることから、監事については、学経を中心に若干名（二名程度）増員する方向で検討する必要がある。
- なお、将来に向けては、員外監事の導入について検討を行う必要がある。

その検討結果として、合併による総資産の増加、事業拠点数の拡大、職員数の拡大を踏まえ、事業運営の強化のため役員定数を増員し、以下のとおり監事定数の増員を実施する。

	統合前	統合後
監事の定数	四人	五人ないし六人
常勤監事	一人	二人ないし三人
学経監事	一人	二人ないし三人

今後、監事定数の増加にともない、監事スタッフ体制の充実・強化が期待される。

また、共済事業の社会性に答えるため、他の生損保同様にディスクロージャーや格付けの動向への対応もなされると思われる。

全中対応の検討方向

統合連合会における外部監査の位置付け

このように、統合により事業規模が拡大することから、統合連合会としての監査体制の充実強化を検討している。

一方、共済事業については、他の生損保同様のディスクロージャーが求められることが想定される。また、全国のJ・Aが統合連合会に直接加入することから、統合連合会の経営がJ・A経営に与える影響が大きく、J・Aや組合員の統合連合会への関心が高まっている。

そのため、統合連合会に対する外部監査を実施し、社会性を持った団体としてJ・A・組合員に対する

アカウントビリティを果たしていく必要がある。

中央会対応の検討方向

●検討方向は以下の五通りが考えられる。

ケース	法的位置付け	目的	監査範囲	監査時期	統合本部における内部監査との関係
一	決算監査 ⁶	監査証明	全国本部＋県本部の一部	決算時	結果を活用 ⁷
二	通達決算監査	監査証明	全国本部＋県本部の一部	決算時	結果を活用
三	通常監査	統合連合会の組織・運営・会計全般についての合法性を目的とする	全国本部＋県本部の一部 ⁸	決算確定後	結果を活用もしくは合同監査 ⁹
四	通常監査	統合連合会の監査証明を目的とせず、旧県連をベースに限定した範囲での監査意見を表明する。	一県本部のみ ⁸	決算確定後	結果を活用もしくは合同監査
五	監事監査 ¹⁰	法人監事として監査証明	全国本部＋県本部の一部	決算時	結果を活用

(注) 6 現行制度では法定化されていないため、法改正が必要となる。

7 試査により監査証明を行うためには、内部監査(監事監査スタッフ)の充実が前提となるため、その旨を統合連合会に要請する。

8 一定年数で全国の県本部を循環的に監査する。

9 統合連合会内部監査部署との合同監査により、内部監査の品質向上を図ることが出来る。

10 監事は自然人でなければならないという規定はない。

監査体制

- 全農においては監査対象場所は約四〇〇カ所が見込まれてる等、統合連合組織は全国的に分布することから、統合連合組織への監査の実施にあたっては、全中・県中の一体的体制として監査にあたる。
- 監査にあたっては原則として、本所監査を全中が、県本部を県中が担当する。

〈必要監査人数の概算〉

本 所	監査人日数		監査スタッフ人数	
	全農	全共連	全農	全共連
県本部(一県本部あたり)	六〇〇人日程度 五六人日程度	三〇〇人日程度 二〇人日程度	三名 八名	二名 五名

専任担当者として年間二〇〇日監査従事すると前提する。

〈費用の試算〉

(単位 百万円)

一人あたり 年間監査稼動日数	全農		全共連		全中		県中(一県あたり)
年間二〇〇日	本所	県本部 ¹¹	本所	県本部			
参考① 会計士	七三	五六一	三六	四三四			
参考② 賦課金 ¹²	五〇六	五、五九二	四九一	五、一〇二	九九七	二二七・四	

(注) 11 全農三〇県本部、全共連四五県本部を前提とする。

12 一般賦課金

今後の検討課題

監査責任の明確化

- J Aグループ以外の利害関係者がかなりの数に及ぶことから、経営的に何らかの問題が生じた際には、外部からの監査責任の追及、訴訟といった事態も想定される。
- 統合連合会監査において全中と県中とが一体的に監査を実施することから、監査責任の明確化と分担が争点となる。

監査証明にかかる公認会計士導入の取扱い

- 決算書類の開示の観点からは、監査証明機能が求められており、経済事業における員外取引先の拡大、共済事業における格付への配慮等の観点から、統合連合会にとっては公認会計士監査を活用すべきと

の意見もある。

- 県連と統合連合組織との違いは、規模の差のみであり、統合連合会に公認会計士監査を導入することは、現行の中央会法定監査の枠組みに重大な影響を与えることが懸念される。

J A・信連監査との優先関係

- 本来は、本所・全原本部を対象にした決算監査を導入することが望ましいが、限られた中央会監査体制の中であって、金融システム安定化の観点からペイオフ解禁を控えたJ A・信連への監査を早急に充実強化しなければならない現状にあることに留意する。

七 中央会監査要員体制（試算）

以上の検討にもとづいて、必要な要員計画・費用を試算する。

なお、決算監査対象基準においては仮として「五〇〇億円以上」とする。

また、要員・コストともに通常監査・決算監査双方を含む。

○監査要員

(単位人)

一人あたり年間 監査稼動日数	JA (五〇〇億 円以上) ¹³	信連	統合連合会 ¹⁴	通常監査	計	内訳	
						全中	県中(二県平均) ¹⁵
現状 ¹⁶					二〇〇	七	四・一
年間一五〇日	二六一	一一	一八	一七〇	四六〇	一八	九・四
年間一三〇日	三〇二	一三	一八	一九七	五三〇	二〇	一〇・九
年間二〇日	三二七	一四	一八	二二二	五七一	二二	一一・七
年間一一〇日	三五六	一五	一八	二三一	六二一	二四	一二・七
年間一〇〇日	三九〇	一七	一八	二五四	六七九	二六	一三・九

(注) 13 一県一JA、一県数JA、中央会会長出身JAを含む

14 全国本部十四五県本部(全農は三〇)、統合連合会専従(年間監査稼動日数二〇〇日)を前提とする。

15 四七都道府県平均を採用

16 通常監査を含む、奈良は旧中央会体制

なお、現在の監査担当部署は約四九〇名であり、監査専従監査士(二〇〇名)以外には監査補助者(四四〇名)や経営指導との兼務職員(二四六名)が在籍する。

○監査費用（人件費・事業費込み）

（単位 百万円）

一人あたり年間 監査稼働日数	J A (五〇〇億 円以上)	信連	統合連合会	通常監査	計	内訳	
						全中	県中（二県平均）
現状					二、〇一四	一一二	四〇
年間一五〇日	三、一二九	一四〇	二二〇	二、〇七九	五、六三二	二二〇	一一五
年間一三〇日	三、六九三	一六一	二二〇	二、四〇九	六、四八五	二四四	一三三
年間一二〇日	三、九九九	一七一	二二〇	二、五九二	六、九八三	二六九	一四三
年間一一〇日	四、三五四	一九五	二二〇	二、八二五	七、五九五	二九三	一五五
年間一〇〇日	四、七七〇	二〇七	二二〇	三、一〇六	八、三〇四	三一八	一七〇

Ⅲ 中央会監査の独立性確保対策について

ペイオフ解禁を控え、中央会監査の独立性確保対策の必要性が高まっている。

公認会計士における独立性の強化

①公認会計士は被監査会社の経営者によって選任と報酬の支払いが行われ、再任または交代が行われる等、独立性に対する潜在的な脅威が存在することから、職業的専門家として公認会計士は独立性の確

保に努めている。

②公認会計士は証明監査業務のほかに企業経営全般にわたる助言や指導業務（M A S）を実施している。独立性堅持の観点からM A S業務の禁止についても論議されてきたが、結論は出ていない。さらに、近年においては公認会計士に業務監査的機能を求める意見も見受けられる。業務監査と証明監査の関係については今後議論される見通しである。

③公認会計士協会では、倫理規則の見直しを実施し、「独立の立場に疑いをもたれるような関係や外観を呈してはならない」として、特定監査先からの収入の依存度の是非やM A S業務における二重責任の原則の徹底などが定められている。また、監査担当者の定期的交代についても論議されている。

経営指導事業と監査事業の分離

①経営指導事業と監査事業を兼任している中央会が多い。

②被監査J Aは、中央会監査には経営指導事業的機能をも求めており、監査事業を経営指導事業の一環として受け止める傾向がある。

③経営指導事業においては、二重責任の範囲を超える場合も想定されており、この場合において、経営指導を行う者が証明監査を行うことは二重責任の原則に反しており、中央会の独立性を主張し得ない。

④中央会の監査事業に完全な独立性を持たせるには、経営指導事業との兼務を禁止しなければならない。また、監査事業においても本来はJ Aの意思決定に関与することは避けなければならない。

⑤このような単なる決算監査の証明に特化した監査事業に対して、被監査J Aの理解が得られないと慮慮される。

⑥そのため、中央会監査としては従来の特質を活用し、決算監査に特化しつつ、経営指導事業との連

携を引き続き図る必要がある。

監査にかかるとは代表権の分離

①公認会計士及び監査法人は、その監査報告書に虚偽の記載がある場合には、証取法、監査特例法及び民法の規定に基づいて、被監査会社及び第三者に対して損害賠償責任を負う可能性がある。そして、公認会計士法において、合名会社である監査法人の社員は監査法人の債務について無限連帯責任を負うこととされている。

②一方、中央会でも法定監査により同様の監査責任を負うこととなるが、直接的に監査責任を負うのは団体である。監査士については、「農業協同組合監査規程例」で示されているとおり「会長が監査士を懲戒する」とあり、監査士に無限責任はない。中央会が監査において損害賠償責任を負うこととなった場合、中央会会長は理事の忠実義務に従い無限責任を負う。

③中央会において唯一代表権を持つ会長は、(一)監査報告書の最終責任者であるが、監査の専門家ではないこと、(二)経営指導事業と監査事業双方を総括するため、独立性を確保するという観点から、経営指導事業にかかる代表権と監査事業にかかる代表権の分離について検討する。

④現行法では、中央会平理事にも代表権を認めている。学経理事に監査部門のみの代表権を付与するためには、定款の変更手続が必要である。

⑤但し、「会長はその業務を総理」するので、監査事業への関与を否定することはできないことから、完全な独立性を確保しようとすれば、中央会からの外部組織化が望ましい。

農協法第七十三条の十九【役員職務】

- ① 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。
- ③ 理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、(略) 中央会の業務を掌理し、(略)

中央会模範定款例第二十一条

- ① 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。
- ③ 理事は、(略) この会の業務を掌理し、(略)

大規模JAの進展にともなう経済的独立性の確保

一 県一JAや一県数JAでは、決算監査対象JAからの賦課金が大層を占めることとなるため、中央会は経済的に独立しているとは言いがたい。そのため、経済的独立性を担保する財務基盤拡大の観点から検討しなければならない。

監査審査会の強化方策

- 中央会決算監査の法定化とともに、中央会と公認会計士との契約が法定化された。これを受けて、中央会に「監査審査会」が設置され、監査審査会において、法定決算監査の中央会が実施した決算監査に係る書類の審査を行っている。
- 「監査審査会」には公認会計士が参加しており、監査審査会によって中央会監査の独立性が強化され

るとともに、中央会監査の質の向上を図っている。

- 監査審査会の運営については、各県中の体制が異なることから取り組みに格差が生じている。
- 独立性を強化し、全国的な監査品質の均一化を図るため、全国的な審査基準の策定・統一を図るべく検討する。

IV 監査の品質向上対策

専門家の活用

趣旨

- 監査に際して、特殊な専門能力が必要とされる問題に直面することがあるため、積極的に他の分野の専門家の活用すべきである。
- 会計の分野においても専門分野の棲み分けが進んでいる。
- 専門家としては、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、年金数理人、情報処理技術者等が含まれる。

検討課題

- 専門家の人件費は、被監査J Aの負担とする。
- 反復的に利用する場合は効率化を図り、全国的な活用について検討する。

監事との連携強化

趣旨

監事監査と中央会決算監査はJ Aのコレポレート・ガバナンスの充実を進める上で、相互補完的に位置付けられるものである。また、決算監査にあたり監事は中央会監査を審査することからも、双方向的な情報交換が進められる必要がある。

検討課題

- 決算監査対象J Aの監事との連携については、すでに指針を作成しているが、更に普及に努める。
- 決算監査対象J Aの拡大による連携対象J Aの拡大に対応する。
- 系統グループ全体でのコレポレート・ガバナンスの充実の観点からは非決算監査J Aの監事をも含めた連携を図る。
- 相互連携のためのガイドラインの整備、決算監査対象J Aにおける監査意見形成上の監事との協議の場の充実について検討する。

責任範囲の明確化のための監査手続・手法の見直し

スリーアップ推進において、「中央会監査基準・準則」の改定を行い、また決算監査基準の明定、重要性の判断基準の普及を図ってきた。

法定監査における責任範囲の明確化のため、監査手続・手法の見直しの必要性について今後とも検討する。

農協監査士の質の向上

これまでの中央会の取り組み経過

スリーアップ推進にあわせて、監査士試験科目の改定（平成二一年度実施）、選任にあたって一定の実務経験を義務付けるための監査士選任基準の設定をおこなってきた。

また、平成二一年度より監査士試験合格後の研究論文審査について、審査の客観性を高めるため、学識経験者を主体に審査機関の見直し・拡充を実施した。

公認会計士の取り組み状況

公認会計士協会では、公認会計士の品質向上の観点から①継続的専門教育制度、②品質管理レビューの導入ならびに③倫理規則の全面的見直しを実施している。

「継続的専門研修制度」の概要

- 目的
公認会計士の資質の向上を図ること及び公認会計士が環境の変化に適應するための支援
- 参加方式
協会の監督下における自発的参加方式（強制はないが、履修記録の報告義務あり）
- 研修方法
集合研修、自己学習、著書等執筆、研修会等講師

「品質管理レビュー」の概要

- 実施：平成一一年四月一日より
- 制度：会計士協会専属のレビューチームが、監査法人の品質管理状況をチェック後、協会内に設置した品質管理委員会に報告する。品質管理委員会はその結果を定めて改善を促す。なお、協会外部からなる品質管理審議会を別途設置し、品質管理制度について意見する。
- レビューチーム：六名の会計士の経験者、レビューの経験者、監査法人のOB、公募による者

「倫理規則」見直しの概要

- 公認会計士への批判に答えるべく、国際会計士連盟の考え方を取り入れた。
- 監査の社会性、独立性を強調する内容である。

検討課題

研修体系の見直し

現在の研修は、一月に開催する監査士実務研修会（旧称 監査士再教育研修会）と六月に開催する監査トレーナー研修会に代表される集合研修が主体となっている。

①集合研修、②自己学習、③論文等執筆、④研修会等講師の四つに大別し、それぞれにポイントを設定のうえ、監査士に年間一定のポイントの取得を促す等、監査士研修の充実に向けて引き続き検討する。

主任監査士制度の創設

監査の品質確保のため、「主任監査士」の登録と、主任監査士による主査の励行を図る。

また、主任監査士の品質向上と相互交流を図るため、主任監査士を対象にした研修会や相互援助体制について検討する。

情報・知識の共有化対策

J A 監査における情報・知識の交換の場として、電子掲示板やテレビ会議等の活用、さらにその成果等を含めたデータベースの構築について検討する。

品質管理レビューの必要性

平成一〇年度より各中央会に審査会が設置された。中央会においては、審査会の運営等については県中独自に運営されているが、実施的には各県中とも連携をとりつつ審査の充実に取り組んでいる。公認会計士協会の品質管理レビュー制度については、今後その必要性について検討する。

倫理規則の必要性

現在、中央会職員の倫理規則は作成中されていないことから、特定のJ A の監査を担当する監査士について一定の期間での交代の義務付けなど、独立性確保のための基準導入について検討する。

V 中央会監査に求められているもの

中央会監査の特性

中央会監査の特性としては、以下の点があげられよう。

- J A の総合指導機関としての監査であり、経営指導事業との連携を図りつつ監査の指摘した事項について業務改善指導を実施できる。
- 法定決算監査にあたっては、短文式の監査報告書とは別に、経営上の諸問題について意見し、必要に応じて企業としての継続性を視野にいれるなど、現在公認会計士が検討している事項を先駆けて対応している。
- 全中と県中が一体的に監査対応を行うことで、全国の J A に対して、統一的かつ極め細やかな監査対応が図れる。

中央会監査事業の種類

中央会監査事業としては、監査に限っても多岐にわたった事業を展開している。

- 決算監査
- 通常監査
- 監査の事後指導
- 監事監査の研修、現地指導

- 内部監査の研修、現地指導 等

中央会監査の課題

中央会の特性を生かしつつ、中央会監査に求められる課題は以下の三点である。

賦課金の抑制の中での監査体制の充実

- 職員ならびに賦課金の抑制のなかで、中央会は事業分野の重点化をすすめている。
- 監査事業については、系統セーフティネットの中で今後とも重要な役割を担っていくことになり、重点分野の大きな柱であることから、必要な体制を整備する必要がある。
- 合併の進展にあわせて、全JAの決算監査実施にむけて検討する。
- 監査事業の中についても、重点化が必要である。
- 監査士については、その効率的活用を努めるとともに、横断的活用を図るため、県域を超えた支援体制の構築を進める。

独立性の確保

- ペイオフ解禁を控え、決算監査については、中央会監査の独立性を高めていかねばならない。
- 中央会監査の特色を生かしつつ、独立性を高めていくために中央会監査機構について検討すべきである。

専門性の向上

- 監査専門職員の専門性を高めるとともに、担当者間の相互交流にあわせて公認会計士等の専門家を活

用することにより、中央会監査総体としての専門性レベルアップを図る。

●また、審査における審査基準については、現状では、各県中毎に対応しているが、県中相互での体制に格差が広がっていることから、審査基準や審査要領の統一化について検討する。

この三点の課題を克服するため、全国的な監査事業の統合による機構について検討する。

VI 中央会監査機構

名称は「中央会監査機構」とする。

一 機構構造

中央会監査機構の目的は①体制の充実、監査士の効率活用、②独立性強化、③専門性向上があげられる。その組織構造には全中と県中の監査部門を統合のうえ、①全中の内部に設置する「内部組織」と②中央会と切り離す「外部組織」が考えられる。

二 内部組織と外部組織の特徴比較

	体制		
(課題)	<p>○法定監査を担える体制構築が困難である。 ○要員削減・賦課金圧縮の中で限界にきている。</p>	<p>○現行では、県中・全中それぞれに監査部署を設置</p>	<p>○県中・全中の監査部署を統合し、全中に本部、県中に支部を設置する。 ○監査士の横断的動員により、効率化を図る。</p>
	現行	内部組織	外部組織
		<p>○県中、全中の監査部署を統合し、全中に本部、県中に支部を設置する。 ○監査士の横断的動員により、効率化を図る。</p>	<p>○県中・全中の監査部署を統合し、独立した外部組織とする。 ○監査士の横断的動員により、効率化を図る。</p>
		<p>○内部組織であるため、独立性を確保する対策が必要である。</p>	<p>○監査法人ではない監査組織としての位置付けの明確化が必要である。 ○監査法人との差がないため、監査の自由化を招きかねない。</p>

	<p>独立性</p>	
<p>(課題)</p>	<p>○同一グループであるため、独立性確保を図る措置が必要である。</p>	<p>現行</p>
<p>○独立性については、公認会計士との契約で強化している。 ○監査士が経営指導事業との兼務をしている場合は、独立性に問題がある。 ○監査報告書に署名する中央会会長は経営指導事業と監査事業の双方を総理することから、独立性に問題がある。</p>	<p>○全中としての独立性を確保するため、公認会計士との契約に加え、機構長に監査事業の代表権を確保する。その旨全中の定款の変更が必要となる。 ○しかしながら、中央会内部である以上は、内部機構は会長の総理の範疇にあることから、完全な独立性は保持できない。</p>	<p>内部組織</p>
	<p>○中央会事業との連携をいかに図るか。</p>	<p>外部組織</p>

○体制整備関係

		監査委員会		監査審査会	
(課題)		(課題)		(課題)	
			○県中によって要員体制の格差が生じている。		○各県中毎に監査審査会を設置・運営している。
	○他部署からの支援体制が不十分である。		○県中・全中は兼務の形態をとる。 ○横断的な監査士の活用を図る。 ○事務所は県中内に設置する。		○機構の監査審査会において、多数のJA審査を行うため、組織的審査や審査基準の制定が必要である。
	○県中との調整を図る必要がある。 ○同種業務での県中間の給与格差が生じる。		○県中・全中は、職員を出向させる。 ○将来的には身分移籍を含めて検討する。 ○横断的な監査実施体制を構築する。 ○事務所は県中内に設置する。		○機構の監査審査会において、多数のJA審査を行うため、組織的審査や審査基準の制定が必要である。
	○県中との調整を図る必要がある。 ○人事権の所在について検討する。				

		質の向上		
(課題)	専門家の活用	(課題)		
	○公認会計士以外の専門家を活用できる体制(費用負担)を持つ県中は限られる。	○公認会計士との契約を通じた活用が主体である。	○県中によって取り組みに格差が生じている。	現行
	○専門家の費用については、受益者負担の原則により被監査J Aが負担する。	○外部専門家の積極活用が可能となる。	○専門性を有した職員に対する処遇を検討する。	内部組織
	○専門家の費用については、受益者負担の原則により被監査J Aが負担する。	○外部専門家の積極活用が可能となる。	○専門性を有した職員に対する処遇を検討する。	外部組織

○体制整備関係

			監査費用
	(課題)		
	○法定監査対象J Aの拡大により、監査経費は増大するものの、賦課金は圧縮傾向にある。		○原則、賦課金でまかなう。
	○中央会賦課金は事業費分を減額する。	○人件費・事業費ともに受益者負担の原則を適用する。 ○人件費は兼務の所属中央会から、事業費は被監査J Aから受け取る。 ○要員相互援助制度にかかる支援者の人件費は受入県中の負担とする。	内部組織
	○中央会賦課金は事業費分減額する。 ○公認会計士との競合になれば、指導事業を抱えていないことから、価格競争だけでは太刀打ちできない。 ○将来的には、指導事業を含めた事業展開について検討する。	○人件費・事業費ともに受益者負担とする。 ○人件費・事業費ともに被監査J Aから受け取る。	外部組織

<p>(課題)</p>	<p>監査の 法的責任</p>	
<p>○ 現行の損害賠償責任限度額は二億円を限度としている。 ○ 監査士は最大限の責任の範囲は懲戒であり、損害賠償責任に対する無限責任はないはずであるが、JAGループの特性として潜在的に無限責任を負う懸念がある。</p>	<p>○ 監査報告書は各中央会会長名で提出する。監査の法的責任は各中央会にある。</p>	<p>現行</p>
<p>○ 全中にすべてのJA法定監査の責任が集中する。 ○ 監査の法的責任に耐え得る監査実務品質が全中・県中・機構それぞれに求められる。 ○ 損害賠償責任が生じた際の県中・全中の分担について検討する。</p>	<p>○ 監査報告書は機構長名で提出する。監査の法的責任は全中にある。</p>	<p>内部組織</p>
<p>○ 機構に対する保険制度を整理する。 ○ 監査スタッフに対する責任の明確化と必要な場合には保険制度を検討する。</p>	<p>○ 監査報告書は機構長名で提出する。監査の法的責任は機構にある。</p>	<p>外部組織</p>

○体制整備関係

<p>(課題)</p>	<p>決算監査・ 通常監査の 取扱い</p>	
<p>○決算監査が主体となるなか で、通常監査・事後指導の 位置付けが不明確である。</p>	<p>○通常監査は、全中・県中各々 で実施する。</p>	<p>○決算監査は、全中、県中で 各々で実施する。</p>
<p>○通常監査を含めた県中・全 中全体の監査計画の調整が 必要である。 ○通常監査において、二年に 一回程度で実施出来る体制 を構築する。 ○通常監査においても、会計 監査が含まれることから、 機構との連携による品質管 理を行う。</p>	<p>○通常監査は県中で実施する。 ○統合連合会は機構が監査 する。</p>	<p>内部組織</p> <p>○機構は決算監査のみを実施 する。</p>
<p>○機構が全てのJ A 監査を担 うことから、機構の全体調 整能力が問われる。</p>	<p>○統合連合会は機構が監査 する。</p>	<p>外部組織</p> <p>○機構は決算監査と通常監査 を実施する。</p>

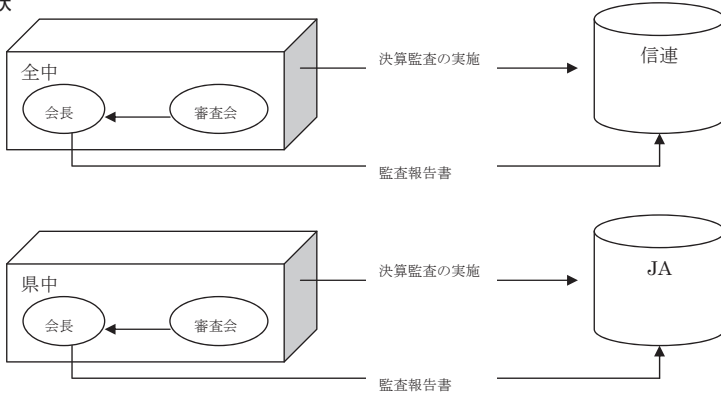
<p>(課題)</p>	<p>監事監査・内部監査指導の取扱い</p>	<p>事後指導監査の取扱い</p>	
<p>○決算監査に要員が重点化しており、指導事業に県中間の格差が生じている。</p>	<p>○県中毎に監事や内部監査の研修会や中央会による監事監査補助、内部監査補助等(以下監査指導事業と略す)に取り組んでいる。 ○監査部署が実施すること で、決算監査と監査指導事業との緊密な連携を図ることができる。</p>	<p>○事後指導監査への対応は県中によって異なる。</p>	<p>現行</p>
<p>○決算監査と監査指導事業の連携をいかに図るか。 ○監査指導事業の体制をいかに確保するか。</p>	<p>○機構では対応しない。 ○従来どおり、県中が監査指導事業を実施する。</p>	<p>○事後指導監査の実施の有無については、県中の判断による。 ○実施する場合は、県中が行う。</p>	<p>内部組織</p>
<p>○決算監査と監査指導事業の連携をいかに図るか。 ○監査指導事業の体制をいかに確保するか。 ○将来的には、指導事業を含めた事業展開について検討する。</p>	<p>○機構では原則として対応しない。 ○県中が監査指導事業を実施する。</p>	<p>○事後指導監査は中央会と連携して行う。</p>	<p>外部組織</p>

○体制整備関係

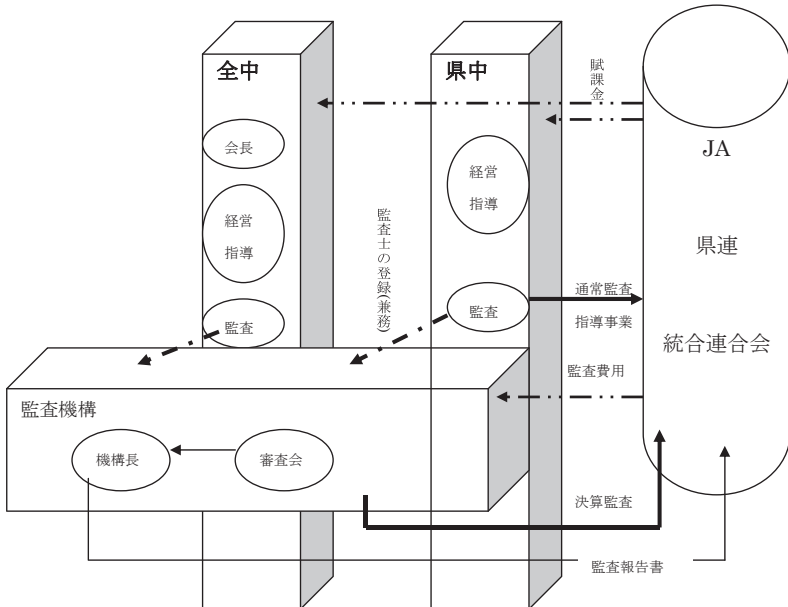
<p>(課題)</p>	<p>中央会他事業との連携</p>	
<p>○決算監査が主体となるなかで、独立性が確保できない。</p>	<p>○監査事業と経営指導事業はJA経営健全化における両輪の位置付けにある。このように、中央会事業全体としての連携が図れている。</p>	<p>現行</p>
<p>○全中の監査事業と経営指導事業との兼職を禁止し、独立性を確保する。 ○県中において、監査事業と中央会他事業との連携が課題となる。</p>	<p>○中央会内部であるため、中央会全体としての守秘義務の範囲内で連携が図れる。</p>	<p>内部組織</p>
<p>○必要ある場合は、中央会に報告・連携をとるシステムを構築する。</p>	<p>○独立性は保たれるが、監査の守秘義務における中央会の位置付けに一定整理が必要となる。</p>	<p>外部組織</p>

三 内部組織と外部組織の機構構造

現状



内部組織



○体制整備関係

四 機構への加入時期

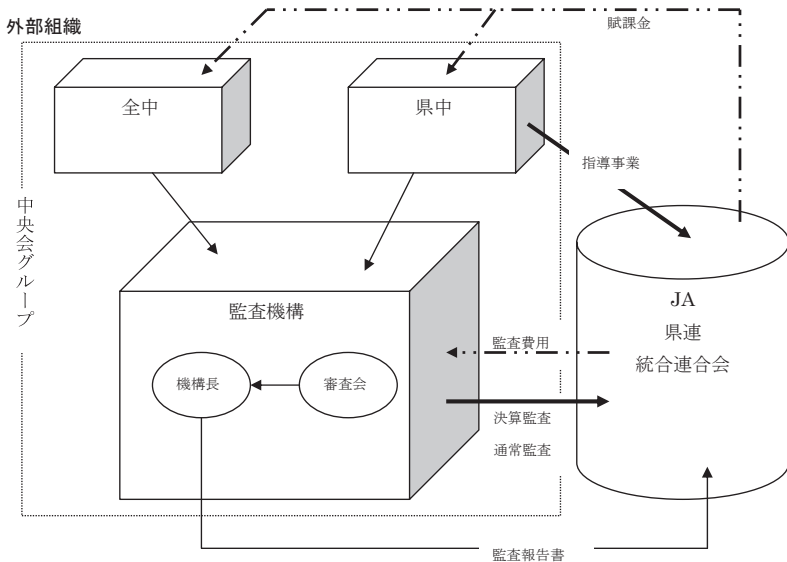
機構への加入時期については、①全県中一斉加入と②段階的加入の二種類が考えられる。

ペイオフ実施に伴ない、中央会監査の役割が段階に大きくなり、それにふさわしい中央会監査機構・体制を整備するため、二〇〇一年を目処に一斉加入とする。

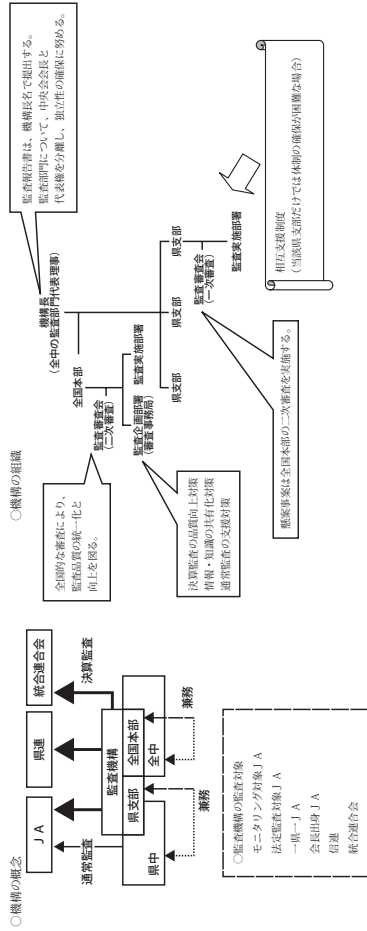
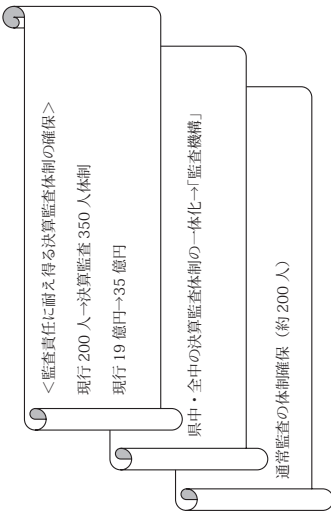
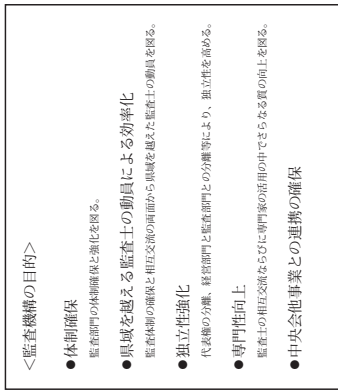
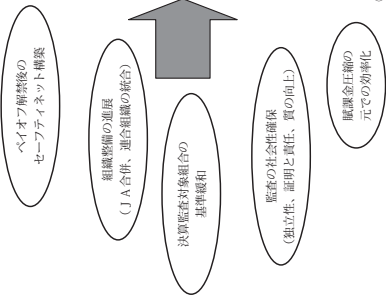
五 機構の進め方

当面は①体制の充実、監査士の効率活用、②独立性の向上、③専門性の向上を図るとともに、中央会指導事業との連携維持等中央会監査の特色を生かしていくため、中央会の内部機構として位置付ける。

外部機構への移行については、法的整備等検討すべきことが多く今後の検討課題とする。



中央会監査機構の要約



平成一三年一月一日全中理事会「J A全国監査機構」設立大綱

「J A全国監査機構」設立大綱

平成一三年一月一日

全国農業協同組合中央会

一、「J A全国監査機構」設立の目的

「J A全国監査機構」は、J A等の健全性確保のため、全中および都道府県中央会の監査事業を統合し一元的な監査実施体制とすることにより、監査の独立性の強化と質的向上をはかるものである。また、J A等の経営改善等の対策を講じるため、中央会経営指導およびJ Aバンク中央本部との連携をはかるものである。

二、「J A 全国監査機構」の概要

(一) 名称等

J A 全中内に「J A 全国監査機構」として設置する。

(二) 設立時期

平成一四年四月一日に設立する。

(三) 機構・運営

① 監査委員長

監査対象組合からの独立性を確保するため、「J A 全国監査機構」の代表者として外部の専門家を監査委員長（J A 全中役員）に登用し、「J A 全国監査機構」の統括にあたらせる。

監査委員長は、J A 全中の定款に定め、農協法上の理事として監査事業について会を代表し統括する。また、その選任については、「会長」「副会長」「理事」「監事」と区分し、「監査委員長」として総会で選任する。

② 監査委員会

監査委員会は、監査基本方針および監査実施基本計画の審議を行うとともに、地区審査会の上位に位置し、重要案件の二次審査を行う。

監査委員会は、監査委員長、公認会計士、弁護士、監査委員長が指名したその他の学識経験者をもって構成する。

③ 地区審査会

地区審査会は、「JA全国監査機構」の監査意見が監査基準に準拠して適切に形成されるよう、監査意見の表明について個別に審査し監査意見を決定する。

ただし、地区審査会で意見の一致に至らなかった案件については、監査委員会で再審査を行う。

地区審査会は、原則として全国・都道府県監査部ごとに設置し、公認会計士、中央会役職員（学経常勤理事または参事）、農林中金役職員（支店長等）、「JA全国監査機構」レビューアー（当該全国部および都道府県監査部以外の部の監査士）等で構成する。

④ 運営委員会

運営委員会は、必要な要員と予算を確保し「JA全国監査機構」の円滑な運営をはかるため、「JA全国監査機構」の事業計画および予算案について検討し、監査委員長に提案する。

運営委員会は、JA全中、都道府県中央会、全国機関の学経常勤理事（都道府県中央会で学経常勤理事を設置していない場合は参事）で構成する。

⑤ 全国・都道府県監査部、管理部

「JA全国監査機構」に全国監査部、都道府県監査部、管理部を置く。

全国監査部および都道府県監査部を全国および都道府県に設置し、協力して監査チームを編成し、

J A、県連、全国連の監査実施を担当する。

管理部は全国段階に設置し、監査の品質管理をはかるため、「J A全国監査機構」全体の事務局機能を担当する。

(四) 予算・会計

① 特別会計の設定

J A全中に「J A全国監査機構特別会計」を設け、都道府県監査部等各部に対応した会計を設定し管理する。

② 都道府県中央会からの事業費の拠出
都道府県中央会からは、県内監査事業に必要な予算を確保し、「J A全国監査機構特別会計」に拠出する。

(五) 人事・労務管理

① 「J A全国監査機構」への出向

都道府県中央会は、中央会内の要員シフトおよび信連等県内J Aグループの協力を得て都道府県内監査事業に必要な要員を確保する。主として監査事業に従事する者についてはJ A全中に出向させる。

② 各部への配属

出向者は「J A全国監査機構」各部に配属する。

③ 中央会との関係

「JA全国監査機構」各部に配属された者のほか、期末時等に中央会から臨時的に監査チームに加入り監査に従事することができる。また、「JA全国監査機構」各部から中央会他部署の業務に臨時的に従事することができる。

三、「JA全国監査機構」の監査の実施

(一) 監査対象組合

「JA全国監査機構」は、すべての組合の監査を行うことができる。

法定組合について毎年財務諸表等監査を実施するとともに、その他の信用事業を行うJAについては、経営状況に応じて少なくとも二年に一回はすべての組合が対象となるよう財務諸表等監査を実施する。

(二) 監査の種類

「JA全国監査機構」の行う監査は、「財務諸表等監査」（監査対象組合が総会・総代会に提出する事業報告書、損益計算書、貸借対照表、付属明細書等の監査）および「一般監査」（財務諸表等監査以外の監査）とする。

(三) 監査契約

監査を行うにあたり、監査受嘱者である「JA全国監査機構」と監査委嘱者である監査対象組合とが相互に誠実に義務をはたすことを明確にした監査契約を締結する。

(四) 品質管理・向上対策

① 監査チームによる組織的監査

監査実施にあたっては、適切な監査チームを編成し監査責任者（チーフマネージャー）の指示の下に分担し監査業務を行う。

② 厳正な審査の実施

監査意見の表明に先立ち、監査責任者（チーフマネージャー）は、地区審査会の審査を受けなければならない。

地区審査会は、「JA全国監査機構審査規則」にもとづき審査するとともに、当該規則に定める案件に相当する場合には、さらに監査委員会において審査を実施する。

③ 監査基準、実務指針の策定

「JA全国監査機構」の行う監査については、任意の監査を含め、監査のプロセスおよび監査報告書における適法・適正意見の意義は、公認会計士・監査法人が行う証取法監査・商法監査と同じでなければならず、一般に公正妥当と認められる監査基準にもとづいて「農業協同組合中央会監査基準」

を定める。

監査基準は、中央会および監査士等監査従事者が遵守すべき規範として、これを具体化した実務指針とともに監査規範の体系を形成する。

④ 監査士・指導監査士・監査士補

「J A 全国監査機構」に監査士を置く。

監査士のうち、監査責任者およびレビューアーになることができる資格を有するものとして指導監査士を置く。また、監査士資格試験合格者のうち実務補習修習中の者については、監査士補とする。

⑤ 公認会計士の積極的活用

監査への帯同、監査会への登用など公認会計士を積極的に活用する。

⑥ 継続的専門研修

継続的専門研修を義務化し、監査士全員が毎年二〇単位（二〇時間）以上の研修等を履修することとし、常に資質向上に努めることとする。

(五) 中央会およびJ Aバンク中央本部等との連携

① 中央会経営指導およびJ Aバンク中央本部との連携

「J A 全国監査機構」は、監査が経営指導に活用されるよう、中央会経営指導およびJ Aバンク中央本部との日常的な連携を重視するとともに、組合との監査契約に基づき情報を提供する。

② 監事監査、内部監査との連携

「J A 全国監査機構」は、監査の効率的・効果的な実施のため、組合の監事監査および内部監査と

の連携をはかる。

四、設立に向けた進め方

(一) 一四年度事業計画・予算案の策定

「JA全国監査機構」の設立に向け、JA全中および都道府県中央会理事会において、平成一四年度事業計画・予算案に「JA全国監査機構」に関わる事業および予算について記載・計上し、各中央会の総会で決定する。

(二) 監査規程等の改定

中央会監査規程について、JA全中および都道府県中央会は、「全国農業協同組合中央会監査規程（改正案）」「都道府県農業協同組合中央会監査規程（改正例）」にもとづき、平成一四年三月末までの総会で改正を行い、農林水産大臣の承認を受ける。

また、JA全中は、定款についても必要な改正を行う。

監査機構発足にあたり配布された広報資料の文案

中央会監査が変わります

ー経営健全性向上に向けてー

一四年度から全中「J A全国監査機構」が監査します。

これまでJ A等の監査は、それぞれの都道府県中央会が独自に実施していましたが、平成一四年度の監査からは、中央会の監査事業を全国一本に統合して設立する全中「J A全国監査機構」が実施することになります。

厳しい経済環境のなかで、企業においては経営破綻や経営の根幹を揺るがすような大規模な損失等が相次いで発生し、経営の健全性の確保と関連して監査の強化が求められています。J Aグループにおいても、経営健全性向上対策の柱の一つとして、中央会監査の抜本的強化に取り組むことを決定しています（第二二回J A全国大会決議）。

監査の強化のため、①監査対象からの一層の独立性の強化、②監査の品質管理の向上をはかります。また、中央会監査は、監査の結果をもとに改善指導等の対策を講ずることが重要であることから、③中央会経営指導やJ Aバンク中央本部との連携をはかります。

監査主体は全中「J A全国監査機構」になります

農協法により、法定の「財務諸表等監査」は、監査主体を中央会に限定しています。また、農協法は、任意で「財務諸表等監査」やその他の監査を中央会が行うこととしています。

一四年度からは、J A・連合会の監査はすべて全中「J A全国監査機構」が実施します。

「J A全国監査機構」の代表者は監査委員長となります

「J A全国監査機構」の監査業務を統括・代表するのは監査委員長です。監査委員長には、公認会計士や法曹界等の外部の専門家を登用します。監査報告書も全中監査委員長名となります。

全J A等を監査対象組合として実施します

農協法で義務付けられた組合（貯金量五〇〇億円以上のJ A、信連、全国連等大規模連合会）については毎年度「財務諸表等監査」を実施しますが、それ以外のJ Aについても少なくとも二年に一回以上は同様の監査を実施します。

なお、任意監査であっても、「J A全国監査機構」の行う「財務諸表等監査」は、監査実施のプロセスや品質および意見の表明において法定の監査と何ら変わるものではありません。

独立性の強化はこうしてはかります

①都道府県中央会の役員は組合長等であり、J A合併によって中央会役員の組合を監査する割合が高まっています。監査事業を「J A全国監査機構」に一元化することにより監査対象組合からの独立性を一層強化します。

②従来の中央会監査事業の代表者は各中央会長でしたが、「J A全国監査機構」の代表者は、組織代表ではなく、公認会計士や法曹界等の外部の専門家から登用した監査委員長とすることによって、独立性を一層強化します。

③都道府県に設置する地区審査会および全国監査委員会のメンバーは組織代表でない専門家で構成し、監査意見の表明に当たっては、必ず審査会の審議結果に基づいて意見表明を行うこととします。

品質管理の向上はこうしてはかります

①「J A全国監査機構」の監査は、どの都道府県で行われる監査であっても、どの監査チームの監査であっても、統一した監査基準と監査実施マニュアルに基づいて行います。

②監査チームには監査責任者を置き、他県監査士や専門家を加えるなど独立性・専門性に配慮した適切な監査チームを編成し組織的監査を行います。

③監査士に継続的な専門研修の受講を義務づけ、また、監査実施や監査等を通じた公認会計士を含めた人的交流を行い、常に高いレベルをめざした資質向上に努めます。

④「J A全国監査機構」に管理部を設置し、監査機構全体の企画・調整・研修等を行うとともに、品質管理のためのレビューを行い改善に努めます。

都道府県農業協同組合中央会・全国農業協同組合中央会

「JA全国監査機構」についてのQ&A

Q1 「財務諸表等監査」とはどのような監査なのか。従来の「通常監査」は行わないのか。

「財務諸表等監査」は、組合が通常総会に提出する財務諸表すなわち、事業報告書、損益計算書、貸借対照表、余剰金処分案（損失処理案）、付属明細書について、記載の内容および表示が法令定款に従いかつ正しく表されているかどうかについて監査人である中央会が意見を表明するものです。このため、期中監査と期末監査を通じて、組合の事業・経営上のリスクを把握し、内部統制の検証を行い、財務諸表項目の検証を行い、表示のチェック等を行ったうえで監査意見を形成します。けっして決算時のみに監査を行うものではありませんし、会計のみを監査するものでもありません。とくに、中央会監査は、財務諸表の非会計部分についても意見表明することが農協法で規定されています。

非会計部分を含む従来の「通常監査」については、「財務諸表等監査」で相当部分がカバーされますが、必要に応じて監査契約に基づき「一般監査」として「財務諸表等監査」に付加して行うこととします。

Q2 法律で義務づけられていなくても監査を受ける必要があるのか。

JAの場合、法令で貯金量五〇〇億円未満の場合には、中央会監査を受ける義務が免除されています。しかし、金融機関として貯金者に経営状況等を積極的にディスクローズすべきであること、

J Aグループとして経営健全性向上に取り組んでいることから、任意であっても中央会監査を受けらるべきです。ただし、「J A全国監査機構」の監査実施体制上の事情から、当面、貯金量五〇〇万円未満のJ Aは二年に一回以上の実施となります。

Q 3 監事監査、内部監査、行政監査と連携する必要があるのではないか。

「J A全国監査機構」が組合の監事監査や内部監査と連携して監査を実施することは、監査を効率的かつ有効に行ううえで重要なことであり、一層連携を強化します。また、行政検査とも連携をはかります。

Q 4 「J A全国監査機構」との監査契約はどのように行うのか。

「J A全国監査機構」の監査に当たっては、監査の概要や相互の義務と責任等を文書で確認するため、事前に監査契約を締結します。具体的には、一四年に監査基本契約を締結し、以後は財務諸表監査に一般監査を付加して行う場合等重要点の変更がある場合は、監査実施にあたり監査契約を締結することとなります。

都道府県農業協同組合中央会・全国農業協同組合中央会

平成一五年七月一日監査機能強化検討委員会

「中央会監査の機能強化の方向について」

中央会監査の機能強化の方向について

平成一五年七月一日

全国農業協同組合中央会
監査機能強化検討委員会

一、中央会監査の機能強化の必要性

(一) 中央会監査の目的

中央会監査は、JA等の健全性を確保するため、農協法によって経営指導事業とともに中央会の事業の主要な柱として位置づけられてきました。

一方、平成八年の農協法改正によって、平成一〇年度から信連及び一定規模以上のJA(当初貯金等一、〇〇〇億円以上、現在は五〇〇億円以上のJA)については、毎年度中央会監査が義務付けられることとなっております。

中央会監査は、J A等が総会・総代会に提出する財務諸表等の適法・適正性について公認会計士による商法監査と同様の監査を実施するとともに、内部管理態勢の機能状況についても検証・評価しJ A等に必要な改善を求めるものです。

中央会監査の目的は、監査実施によってJ A等の財務状況等の透明性と内部管理態勢の有効性を一層高めることにより、J A等の経営の健全性に貢献することです。

また、J A等の経営の健全性を損なうことは、当該J A等だけの問題ではなく、J Aグループ全体の信用失墜によって他のJ Aや連合会に多大な損害を与えることから、中央会監査はJ Aグループとしてのオンラインのモニタリングとして位置づけられ、中央会や連合会の指導との連携のもとでJ A等の経営健全性確保が図られることになります。

(二) これまでの取組みと課題

J A全中及びJ A都道府県中は、J A等の監査をめぐる環境変化に対応し、監査実施率の引き上げと監査品質の向上を目的に、平成一四年四月に中央会監査事業を統合してJ A全中にJ A全国監査機構を設置し、それまでの中央会ごとの監査体制を一元的な体制に再編しました。

その結果、中央会監査体制は、三〇〇人体制から四〇〇人体制に強化され、統一監査基準のもとで実施する財務諸表等監査の実施率も約六割（貯金等五〇〇億円以上の全J Aと五〇〇億円未満J Aの三分の一）に達しました。

しかしながら、J A合併の進展度合いや監査実施体制の整備状況によって、都道府県別に見ると全J Aの監査を実施している県がある一方で三分の一程度の実施率にとどまっている県もあり、全国的には

平成一五年度においてもなお未監査J Aの解消は困難な状況にあります。

また、監査品質の統一については、平成一四年度の監査機構の取り組みを通じて改善が進んだものの不十分な部分も残っており、独立性の強化と併せ監査品質の統一の取り組み強化が必要となっています。さらに、監査を効率的かつ有効に実施するためには、監査を受けるJ A等の会計面の実務能力の向上や内部管理態勢の整備が不可欠ですが、そのためには、J A等の実務者の研修や監事及び内部監査部門との連携強化および中央会の経営指導事業や連合会の指導事業との連携を強化することが重要になっています。

(三) 監査制度の改革の動向

企業の会計不正が発生するなか公認会計士監査が十分に機能しなかった反省にたち、アメリカの企業改革法などの動向を踏まえつつ、公認会計士法の改正が行われるなど、公認会計士監査制度についての見直しがすすめられています。

とくに、被監査企業からの監査の独立性強化のため、コンサルティングなど非監査証明業務の同時提供の禁止、同一監査人の継続的監査の制限等を実施することとなったほか、監査品質の確保のため、審査体制と品質管理レビューを強化することとなっています。

また、協同組織金融機関については、これまで貯金等五〇〇億円以上について監査を義務付けられていましたが、一五年三月に金融審議会で「リレーシヨシップバンキングの機能強化に向けて」がとりまとめられ、これを受けた「アクションプログラム」で外部監査の実施対象の拡大が求められたことから、今後はJ Aにおいても監査の義務付けが拡大することが想定される状況にあります。

二、中央会監査の機能強化の方向

(一) 基本的方向

中央会監査の機能強化に向けて、次の四つを基本的方向とし、監査をめぐる情勢変化を踏まえ段階的な取り組みに早急に着手する必要があります。また、そのためには、全国農業協同組合中央会および都道府県中央会の一六年度以降の事業計画の検討の中で具体的な実行策（アクションプラン）として検討する必要があります。

① 全JA等の監査実施

信用事業を行う全JAおよび主要連合会に対して財務諸表等監査を毎年度実施することを基本とします。

② 監査実施体制の整備

上記①を実現するため、都道府県段階および全国段階で計画的かつ早急に監査実施体制を整備します。

③ 指導事業等との連携

中央会や連合会の指導事業との連携を強化し、監査が組合員への財務諸表の適正な開示を確保する機能にとどまらず、J A等の内部管理態勢等の着実な改善につながる機能を発揮できる仕組みとします。

④ 監査品質の確保と独立性の強化

監査品質の確保と監査の独立性を強化するため、監査機構内の品質管理レビュー等を通じた監査実施から意見形成に至るプロセスの統一などの取り組みを強化するとともに、都道府県域を超えた監査チーム編成や人的交流の取り組みを一層強化します。

(二) 段階的な取り組み

① 全J A等の監査実施

全J Aおよび主要連合会に対して財務諸表等監査を毎年度実施することをめざしますが、一五年度までに監査未実施のJ Aが解消しないことや毎年度監査が義務付けられる基準が今後引き下げられる情勢も踏まえて、次のように段階的な取り組みを進める必要があります。

○平成一五年度……現在の監査実施予定J A等に加え、五〇〇億円未満の問題J A等一〇J A程度を対象に

本部を中心に編成した監査チームで監査を実施するほか、本部から必要に応じ都道府県監査部の監査チームに参加します。

○平成一六年度……小規模JAを含め監査を実施することとし、とくに問題JAについては必ず監査を実施します。

○平成一七年度以降…全JA等の監査実施を実施します。

② 監査実施体制の整備

ア 都道府県内のJA等の監査に必要な要員および予算は都道府県段階の体制整備計画に基づき確保することを基本とし、監査機構全体の品質管理や機動的な監査実施に対応するため等に必要な補完的な要員と予算は全国段階の体制整備計画に基づき全国段階で確保します。

イ 都道府県中央会で要員が不足する場合は、中央会職員にこだわらず連合会やJAからの出向等を含め確保対策を講じることとします。予算は監査に必要な経費を明確にしたうえで当該JA等の負担を基本に賦課金として徴収します。

ウ 要員は全中に出向し監査機構の都道府県監査部等に配属します。

エ 監査従事者についての継続的専門研修を実施するほか、農協監査士資格取得はもとより公認会計士資格取得や公認会計士の受け入れ等を積極的に進め、資質の向上をはかります。

オ 次のように段階的に取り組みを進める必要があります。

○平成一五年度……現状の体制で要員が不足する都道府県は、監査実施体制の整備計画を策定します。また、全国段階の整備計画を策定するとともに、全国連からの出向等を得つつ本部の体制を整備します。

○平成一六年度……県内ＪＡや連合会の協力を得て都道府県中央会で要員と予算の確保を進めます。また、全国連の協力を得て全ＪＡの監査に向けた補充体制の整備に取り組みます。

○平成一七年度以降…全ＪＡ等監査実施に対応した要員と予算を確保します。

③ 中央会・連合会の指導事業等との連携

ア 期中改善指示書でＪＡ等に改善を求めた事項のうち、会計面については期末監査で改善を確認します。また、内部管理態勢等の不備等についても改善を求めた事項の改善状況を期末で確認するとともに、中央会や連合会に対して、必要な指導を依頼します。

イ とくに、重要な事項については、農協法第七三条の二五第二項の規定に係る指導とするよう中央会に要請します。

ウ また、連合会の指導事業との連携についての仕組みを整備するとともに、可能な限りＪＡバンクの資産精査と統一して期中監査を実施します。

④ 監査品質の確保と独立性の強化

ア 監査機構の本部体制を強化し、監査機構全体への適時適切な指示や品質管理レビュー等により監査品質の確保と監査の効率化をはかるとともに、監査機構全体の連絡調整や研修等を実施するほか、都道府県監査部を補充して機動的な監査に対応します。また、本部には、監査への苦情等に対応する仕組みも備えます。

イ 監査品質の確保と独立性強化のため、複数県やブロック等都道府県域を超えた監査チームの編

成や地区審査会の開催を基本方向とし、平成一七年度を目的に試行実施します。

三、中央会監査の機能強化に関連して取り組むべき事項

(一) J A等の会計指導の強化

ア 小規模J Aなどでは、会計面の知識不足や自己査定等の実務上の不備を有している場合があり、監査を効率的に実施するうえで大きな障害となつていくことから、全国統一の会計指導の徹底とJ A等の財務諸表作成を担当する実務者の能力向上の取り組みが必要です。また、新たな会計基準の導入に際して農業協同組合のあり方やJ Aの実態等を踏まえたうえで適用するため実務指針の策定が必要となつていきます。

イ このため、J A等の財務諸表等の作成手引書など会計関連情報のJ A等への提供および相談対応、J A等の財務諸表作成担当の実務者向け研修等を行う体制を整備するとともに、中央会経営指導部署や全国連等の協力を得てJ A全中に設置した「J A会計実務指針委員会」において積極的にJ A等の会計実務指針の策定を進めることが必要です。

ウ 一方、会計面以外の経営指導等J Aの指導については、中央会および連合会が協力・分担して、コンサルティングや経営不振J A対策等を実施することが必要です。

エ また、J Aの会計面の能力向上や内部管理態勢の整備に向けて、J A職員の監査士試験の受験奨励や監査士有資格者等の監査機構への研修出向の受け入れとともに、中央会に在籍しない監査士有資格

者に対しての資格のあり方やJ A全中による適切な称号付与等について検討する必要があります。

(二) 法制度との関係

中央会監査の機能強化の方向は、J A全国監査機構の監査事業を名実ともに全国一元的な事業として整備するものです。

このため、中央会監査の機能強化を進めるにあたって、農協法や中央会監査規程等の見直しが必要になることも考えられます。

(三) 監事監査および内部監査等との連携

ア 監査を効率的かつ有効に実施するため、中央会監査とJ A等の監事監査および内部監査等との連携を強化します。

イ このため、監事監査においては、コンプライアンスに重点を置いた監査実施を進めるとともに、常勤監事や員外監事を中心とした体制充実と資質向上の取り組みをはかる必要があります。また、内部管理態勢の有効性チェックと改善の進捗管理を行うため、J A等において独立した内部監査体制を整備する必要があります。

ウ 中央会監査と監事監査および内部監査相互で試査範囲の重複を避けるとともに、相互に情報を伝達することによって連携をはかる必要があります。

エ 行政検査と定期協議や個別の協議を通じ連携を強化する必要があります。

平成一六年一〇月二五日監査体制検討委員会

「中央会監査体制の今後の強化策について」

中央会監査体制の今後の強化策について

— 監査体制検討委員会とりまとめ —

平成一六年一〇月二五日

監査体制検討委員会

総合審議会専門委員会における中央会機能・体制・賦課金のあり方の検討に資するため、J A、全国連、中央会の常勤役員を委員とする「中央会監査体制検討委員会」を開催し、監査体制を中心に中央会監査強化の方向について検討した。

検討にあたっては、平成一五年に「監査機能強化検討委員会」で取りまとめた基本方向（参考資料のとおり）、すなわち平成一七年度以降全J Aおよび主要連合会を監査するための監査体制の整備、独立性と監査品質の向上、J Aの内部管理態勢の整備等を前提とし、公認会計士法の改正など監査をめぐる情勢変化を踏まえ、基本方向に関連して今後の検討課題としていた事項を中心に、本年八月以降三回にわたり検討した。

検討結果は次のとおりであり、総合審議会専門委員会での中央会機能・体制・賦課金の総合的検討の

参考にされたい。(詳細については別紙のとおり)

(一) 中央会監査体制は今後一層の強化が必要

ペイオフ実施のもとでＪＡの一層の健全性確保が求められることから、信用事業を行う全ＪＡについて監査を実施する必要がある。今後のＪＡ合併の進展を見込んだとしても、監査をめぐっては監査品質の確保のため十分な監査時間数や内部管理態勢の監査など監査内容の充実を求められる情勢にあることから、一層の中央会監査体制の強化が必要とされる。

このため、中央会における事業の重点として明確に位置づけ適正な要員配置を行うとともに、ＪＡや連合会からの弾力的な人材活用についても検討する必要がある。

(二) 中央会監査は公認会計士監査に劣後しない制度と品質管理が必要

中央会監査が公認会計士監査に制度的に劣後しないよう、公認会計士法の改正に対応した継続監査の制限や継続的専門研修制度の強化等の制度的整備が必要である。

また、ブロック域等領域を超えた監査体制構築など独立性や品質管理をより強化する取組みや公認会計士の採用・資格取得等監査従事者の資質向上にも取り組む必要がある。

(三) J A等の内部管理態勢の確立に向けた監査と指導との連携強化が必要

中央会監査は財務諸表の適法・適正性のみならずJ A等の経営健全性確保に向けて内部管理態勢の有効性についても監査を行う必要があるが、財務諸表監査を効率的かつ有効に実施するためにもJ A等の内部管理態勢の向上が不可欠である。

このため、中央会の経営指導や連合会の事業指導との連携を一層強化してJ A等の内部管理態勢の改善や内部監査の充実およびJ A等職員の農協監査士・内部監査士の資格取得などをすすめる必要がある。

(四) 監査経費の負担を明確化する方向

監査経費については、一七年度より全J Aの監査を実施することにより増嵩するが、J A等の内部管理態勢の確立および監査調書の統一やシステム化による効率化をすすめることにより節減に努める。

賦課金全体の中でまかなっている監査経費は、今後は監査時間を基本に組合ごとに賦課する割合を高めていく方向とする必要があるが、併せて品質管理全体に要する本部経費等について貯金等を基準として広く徴収する方式についても検討する必要がある。

このため、賦課金のあり方について検討する中で、まず監査に係る経費について管理費を含めて中央会の予算上区分しJ A等被監査組合に賦課することを検討する必要がある。また、人件費を含め監査に係る予算を可能な限り集約することについても検討する必要がある。

以上

〈別紙〉

中央会監査体制の現状と対策

平成一六年一〇月二五日

一、これまでの取組み経過

	背 景	内 容
<p>(一) J A 全国監査機構の設立</p>	<p>① ペイオフ解禁を控え、J A 経営の健全性確保に向けたJ A グループとしてのオンライン・モニタリングの取組みとして、中央会監査の強化が必要。</p> <p>② 法定監査対象J A の拡大への対応とともに、監査実施率が低く健全性が不透明な中小規模のJ A の監査を実施できる体制整備が必要。</p> <p>③ 被監査J A からの監査の独立性を高める必要。</p> <p>④ 統一した監査の品質の確保の必要。</p>	<p>① 平成一四年四月にJ A 全中内にJ A 全国監査機構を設置し、都道府県中央会ごとに実施していた監査を一元化する体制とした。</p> <p>② J A 全中に監査委員長（専門家を招聘）を置き、J A 全国監査機構の監査について会を代表することとした。</p> <p>③ 貯金等五〇〇億円以上J A を毎年度監査するほか、五〇〇億円未満J A について当面少なくとも二年に一回の監査を実施することとし、必要な要員確保を行うこととした。</p> <p>④ 統一した監査基準とそれにもとづく監査実施マニュアルを作成したほか、監査委員会・地区審査会の設置、品質管理レビューや継続的専門研修制度など、監査</p>

<p>(二) 監査機能強化 検討委員会の検討</p>	<p>①一五年度監査実施率六割(貯金等五〇〇億円以上の全JAと五〇〇億円未満JAの三分の一)。都道府県によつては低いところがあり、未監査JA解消できず。 ②独立性の強化と監査品質の統一に不十分さあり。 ③被監査JAの会計実務の向上や内部管理態勢の整備が必要。 ④中央会経営指導や連合会の事業指導との連携強化が必要。</p>	<p>品質について公認会計士監査に劣後しないよう仕組みを整備した。</p> <p>①JA、中央会、連合会、公認会計士、研究者からなる監査機能強化検討委員会で、一五年七月に「中央会監査の機能強化の方向について」をとりまとめた。</p> <p>②基本的方向は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●信用事業を行う全JAおよび主要連合会に対して、一七年度以降財務諸表等監査を毎年度実施することを基本とする。 ●そのため、都道府県段階および全国段階で監査実施体制を整備する。 ●経営指導事業と連携し、JAの内部管理態勢の着実な改善につながる機能を発揮できる仕組みとする。 ●監査の品質管理の取組みを強化するとともに、監査の独立性を強化するため都道府県域を超えた監査チームの編成等を行う。
--------------------------------	---	--

二、J A全国監査機構の現状

<p>(一) 監査実施状況</p>	<p>①平成二六年度監査実施計画は、J A六六八（実施率七四％）、県連（信連、経済連、厚生連）六五、全国連（全農、全共連、全酪連）三。 ②二一県においてJ A監査実施率一〇〇％となっているが、七〇％未満も一一県ある。</p>
<p>(二) 監査体制と監査経費</p>	<p>①全国に監査企画部、品質管理部、全国監査部を置き、都道府県に四七の県監査部を置いている。職員数は、四五七名。 ②J A全国監査機構特別会計は、総額七億六千万円。うち、都道府県拠出金五億円、全国連特別賦課金二億二千万円。 ③都道府県拠出金は、都道府県監査部の事業費。全国連特別賦課金は、全国段階の本部機能に関わる事業費、都道府県監査部の品質管理経費の一部、公認会計士人件費等。 ④このほかに、人件費がかかっている。</p>
<p>(三) 品質管理の取り組み</p>	<p>①全監査部の品質管理レビューに加え、一五年度より調査レビューを順次実施中。 ②期中監査および期末監査における留意事項を示し、重要事項の監査について徹底するようになっている。 ③一五年度の継続的専門研修一人年二〇時間について、ほぼ一〇〇％実施した。 ④監査品質の統一のため、統一監査調査書を作成中。（一七年度から統一監査調査書使用、一八年度電子調査化予定） ⑤全農、全共連の監査について、会計部分について監査法人を活用。（会計部分について監査法人に監査を委託、監査機構は相当性について検討するとともにコンプライアンス等の非会計部分について直接実施）</p>

<p>(四) 独立性強化の 取組み</p>	<p>① 県連およびＪＡの一部について他県監査部のメンバーを加えて監査チームを編成している。 ② 一六年度から監査リスクの高いＪＡについて、全国監査部から要員を派遣し重要な項目の監査を担当する取組みを開始している。</p>
<p>(五) ＪＡの内部管理態勢等の整備と指導事業との連携</p>	<p>① ＪＡ常勤監事研修、内部監査室長研修、ＪＡ会計実務者研修の実施。 ② ＪＡ内部監査士資格試験制度の創設（一七年二月第一回試験） ③ ＪＡバンク資産精査との連携実施、共済連職員帯同による共済コンプライアンス監査、中央会・連合会の指導依頼の実施。</p>

三、監査をめぐる環境変化

<p>(一) 公認会計士法の改正等</p>	<p>環境変化</p> <p>① 一五年に公認会計士法が改正され、公認会計士監査について、独立性の強化と監視体制の整備が行われた。 ● 非監査証明業務の監査証明業務との同時提供の制限。 ● 継続監査の制限。（当面七年、将来五年） ● 公認会計士・監査審査会による監視実施。 ② 一六年通常国会での農協法改正審議で中</p>	<p>影響</p> <p>① 公認会計士法の改正等を踏まえ、独立性の強化や監査品質の確保のための公認会計士監査に劣後しない仕組みの整備が求められる。 ② 監査で発見した問題を中央会や連合会の指導と連携し改善をはかる取組みの強化が求められる。 ③ 経営内容の不透明なＪＡや経営破綻のおそれのあるＪＡ等について、重点を置いた</p>
-----------------------	---	--

		(二) 全JAの監査 実施
環境変化	<p>中央会監査について出された意見。 ● 監査機構の監査に限定せず、監査法人との選択制にすべきである。 ● 公認会計士監査と同様の独立性が確保されていない。 ● 中央会監査を外部から監視する仕組みがない。 ● 監査士資格試験は中央会が実施すべきではない。 ● JA等の経営破綻を監査で有効にチェックできていないのではないか。</p>	<p>① 協同組織金融機関への監査義務の拡大により、一六年度から貯金等二〇〇億円以上JAは毎年度監査が必要。 ● 法令上は二〇〇億円未満を免除（信金、信組等と横並び） ② ペイオフ完全実施となる一七年度から全JAについて監査実施の方針。 ● 二〇〇億円未満については、当面は任意の財務諸表等監査として実施。 ● 商法改正（一七年予定）では、規模に関わらず法定監査を選択可能へ。</p>
影響	<p>監査を行うようにすることが求められる。</p>	<p>① 小規模JAの中に経営内容の不透明なJAや経営破綻のおそれのあるJAが多いことから、法令上は免除であっても、JAグループとして一定規模未満のJAについて監査が求められる。 ② 任意の財務諸表監査については、将来的には法定化の方向にある。 ③ 全JAの監査を行う場合、現状のJA数を前提とすると一〇〇名程度の要員増が必要となる。</p>

項目	対策の考え方	具体的対策	備考
<p>一、監査要員の確保</p>	<p>①全JAの監査を実施可能な監査要員の確保に向け、中央会内の要員シフトとともに、連合会およびJAから弾力的に人材を活用する。 ②監査要員の確保について都道府県域の努力を前提として、問題JAへの対応等について機動的な監査を実施できるよう、全国域および</p>	<p>①JA合併のさらなる進展があるものの、十分な監査時間数の確保や内部管理態勢の監査など監査内容の充実を求められることから、より一層、監査体制を強化する。 ②監査従事者の資質を高めるため、監査士をはじめ監査従事者の研修強化に取り組</p>	<p>●継続的専門研修履修義務 二〇単位を公認会計士と同様四〇単位とする。 ●平成一五年度農協監査士資格試験合格者は、中央会五三名、JA四四名、連合会一一名。 ●監査機構の公認会計士は三名。</p>

四、中央会監査体制強化の具体的対策

<p>(三) 内部管理態勢（内部統制）の構築と監査</p>	<p>①米国サーベイランス・オクスレー法等の動きを受けて国内でも企業の内部管理態勢の構築とその開示を求める動きがある。 ②内部管理態勢について外部監査を求める動きがある。 ③国際監査基準に準拠した内部管理態勢の監査基準の検討が進められている。</p>	<p>①内部管理態勢の構築と開示が金融機関に優先して適用される可能性が高く、JA等のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の構築および内部監査の早急な充実が求められる。 ②有効な内部管理態勢の監査を実施するためには、現状よりも監査体制の充実が必要となることが想定される。</p>
-------------------------------	---	--

項目		二、独立性の強化と品質向上
対策の考え方	ブロック域で監査要員を確保する。	<p>① 県連、県一JAおよび問題JAについては、独立性と品質管理の強化のため、県域を超えた全国およびブロック域の監査チームで監査を実施する。</p> <p>② 組合からの独立性を確保するため、監査責任者等について、長期間継続して同一の組合の監査に従事することを制限する。</p> <p>③ コンパスJAの活用や統一監査調書の使用によって監査品質を確保する。</p>
具体的対策	<p>③ 監査士の公認会計士資格の取得をすすめ、監査機構に公認会計士を増やす取組みをすすめる。</p>	<p>① 全国監査部のほかにブロック域の監査体制を構築するが、これは全国監査部と同様に監査機構本部の監査体制として位置つける。</p>
備考		<ul style="list-style-type: none"> ● ブロック域の監査体制とは、各県から一名の要員派遣に当該県等を加えた監査体制とし、ブロック内の連合会と問題JAおよび当該県内のJAを監査する体制。 ● 公認会計士法では、監査責任者および審査責任者の継続監査について、当面七年、将来五年を上限。 ● 平成一七年度から統一調書を使用する。 ● システム化による標準化及び審査体制の強化に取り組む。

<p>四、J A等の内部管理態勢の確立</p>	<p>三、財政の確立</p>
<p>①金融検査マニュアルに基づいたJ A等の内部管理態勢の構築に向けて、監査意見</p>	<p>① J Aの監査はJ Aグループとしてのオンライン・モニタリングという性格はあるものの、小規模J Aの場合には事業量に比して監査時間が多くなることから、監査経費については、被監査組合から個別に賦課する方式を導入し、将来に向けその割合を高めることとする。</p> <p>② このため、監査に係る経費については、管理費を含めて中央会の予算上区分しJ A等被監査組合に賦課するとともに、賦課金を全中に集約する。</p> <p>③ 本部経費（ブロック域の監査体制を含む）については、J A等の健全性確保のためにJ A等被監査組合から広く徴収した財源で対応する。</p>
<p>① 内部監査態勢等についての指針を策定する。</p>	<p>① 県ごとに監査に係る経費の一定割合を被監査組合ごとの監査時間数で賦課することとし、計画的にその割合を高める。</p> <p>② 本部経費については、貯金等を基準として広く徴収する方式について検討する。</p>
<p>● 大規模J Aでは三〜四名の内部監査室を設置しているが、小規模J Aの中には専</p>	<p>● かつて公認会計士協会が被監査会社の規模と監査時間による監査報酬の基準を示していたが、現在は廃止している。</p> <p>● 貯金保険機構の保険料やJ Aバンク支援協会の基金などは貯金等を基準としている。</p>

項目		五、制度的対応
対策の考え方	<p>とするとともに、中央会経営指導、JAバンク指導と連携した取組みを行う。</p> <p>② 内部監査態勢の充実に向け、内部監査士の養成と研修の充実をはかる。</p> <p>③ 監査機構と内部監査部門および常勤監事との連携を一層強化する。</p>	<p>① 農林水産省による監査機構の品質管理の取組みをチエックする仕組みを置く。</p> <p>② 農協法改正に対応して、全中および県中の監査規程を改正する。</p> <p>③ 農協監査士の選任資格について、監査体制の整備等との関連で柔軟化をはかるとともに、監査士の継続的研究制度を強化する。</p> <p>④ 「会社法」の制定に対応し、中央会監査に関する農協法の規定を見直す。</p>
具体的対策		<p>① 「会社法」に関連して、農協法に会計監査人およびみなし大会社に準じた規定、「会計参与」の規定、内部統制システムの決定と開示についての規定等について検討する。</p> <p>② 農協監査士を監査に従事することができる能力・知識・経験を有する者としての「資格」とする。</p> <p>③ 「会計参与」をJA等に導入した場合の監査機構監査との関係について検討する。</p>
備考	<p>任の内部監査担当者がいないJAもある。</p> <p>● 一七年二月から全国統一の内部監査士資格試験を開始する。</p>	

平成二〇年一二月四日J A全国監査機構「行動計画」

J A全国監査機構「行動計画（工程表）」

◎は実施スタート時期

	取組内容	二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度	二四年度
(一) 広域審査体制の確立	<p>【暫定広域審査体制】</p> <p>○二〇年度から全国本部公認会計士（一〇名）等を二四グループの地区審査会に派遣し、県監査部公認会計士（四六名）等を含め、一次審査の第三者性・独立性と監査水準の向上・平準化をめざす</p> <p>【広域審査体制】</p> <p>○二二年度から審査専任の公認会計士（三名）と新設の上級指導監査士（一六名）を全国本部に常駐し、統一された審査水準による一次審査、外部審査委員（公認会計士・学識経験者）をさらに補強した二次審査、その上に監査委員会（三次）の最終審査により、第三者性を徹底した審査体制へ移行する</p> <p>○二二年度から審査機能の集約により県監査部での内部審査を廃止し、J A監査に特化、業務監査体制を強化する</p> <p>（業務運営等のJ A監査への従事 年間七、〇〇〇人日の増）</p>	◎	↓	◎	◎	

<p>(三) 業務監 査の充実</p>		<p>(二) 監査体 制の強化</p>	
<p>○ J A の法令遵守、不祥事対策等の内部統制に関する監事監査・内部監査の連携・評価など、統一調書改訂等による改善指示・検証を強化し、J A の内部統制報告書の整備状況等に即した監査手続きを段階的に充実する</p> <p>○ J A の事業運営に関する指導と連携した業務監査を一層強</p>	<p>【県域 J A 監査体制】</p> <p>○二〇年度から県域 J A 監査（奈良、香川、佐賀、大分、沖縄）は全国本部に監査士が常駐し、独立性と体制強化をはかる（会計士帯同拡大）</p>	<p>【連只公益監査体制】</p> <p>○二〇年度は県連合会監査は県間相互監査や有価証券運用・貸出金等監査での会計士帯同（約一〇〇人日）を実施（二二年度より専門チームへ移行）</p> <p>○二二年度から信連および厚生連の監査は全国本部に専門チームを編成し、専門性・独立性を一層高度にして監査を実施（常駐三名三〇〇人日の専門的会計士を含め、専門の監査士、運用の専門等二八名編成、会計士帯同約一〇〇人日から三〇〇人日へと三倍増）</p> <p>○二二年度から県監査部は信連・厚生連監査従事日数相当を J A 等監査に集中・特化する（J A 監査への従事 各県年間約五〇人日以上の増）</p>	<p>取組内容</p>
	<p>◎</p>		<p>二〇 年度</p>
<p>○ 試行 実施</p>	<p>◎ 一部</p>		<p>二一 年度</p>
<p>◎ ◎</p>		<p>◎ ◎</p>	<p>二三 年度</p>
			<p>二三 年度</p>
			<p>二四 年度</p>

<p>(六) 広報情報対策</p>	<p>(五) 監査の一層の質的向上</p>	<p>(四) 監査人の独立性の強化</p>	
<p>○J A広報誌等を通じた監査機構の理解促進 ● 全中HPでの監査機構WEBサイトの開設・配信(二二年度) ● インターネットを活用した情報提供(二二年度)</p>	<p>○二〇年度から監査士の質的充実をはかる階層別(上級指導監査士・指導監査士、監査士・補助者)継続的専門研修体系・カリキュラムを策定・実施する ○二二年度からJ Aを対象に会計監査での公認会計士活用を大幅に拡大することをめざす(二二年度から重点J Aの監査をはじめに段階的に帯同を拡大し二四年度一、六〇〇人日(現在は約一〇〇〇人日)へと増強、これにより全中監査機構は二〇年度公認会計士五人から二四年度三〇人へと六倍増をめざす) ○将来の一層の第三者性を踏まえた品質管理レビュー方式の検討開始</p>	<p>○公認会計士と同様に、監査士の独立性を確保する ● 監査責任者の監査継続年限の制限の変更(二〇年度) ● 監査責任者の被監査組合の二年間の役員就任禁止(二〇年度)</p>	<p>化するため、二二年度から県監査部は内部審査を廃止しJ A監査に特化する(業務運営等のJ A監査への従事 年間七、〇〇〇人日の増)</p>
	<p style="text-align: center;">□ ↓</p>	<p style="text-align: center;">◎ ◎</p>	
<p style="text-align: center;">◎</p>			
<p style="text-align: center;">◎</p>	<p style="text-align: center;">◎ □ ↓</p>		
	<p style="text-align: center;">↓</p>		

平成二五年二月四日
第二次J A全国監査機構「行動計画」

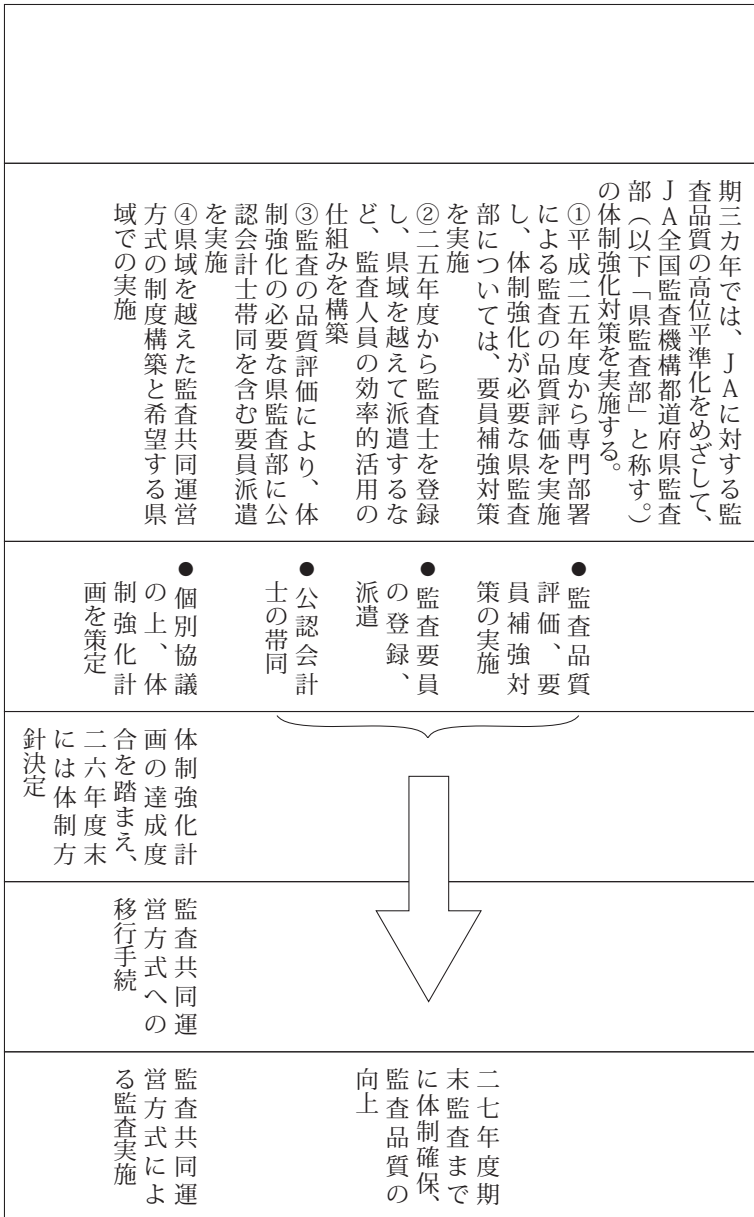
J A全国監査機構行動計画（平成二五年度～二七年度）






平成二五年二月五日
全国農業協同組合中央会

J A全国監査機構では、平成二二年度からJ A全国監査機構行動計画を策定し実践してきているが、これらの総括を踏まえ、次期三カ年においても監査品質のより高位平準化をめざして以下の取組みを行う。


(一) 適切な財務諸表等監査実施体制の確立	取組内容 【J Aの財務諸表等監査実施体制の強化対策】 平成二二年度から実施している行動計画では監査の審査機能を一元化した広域審査体制、専門チームによる信連・厚生連の連合会監査体制、県域J A監査体制を確立し、監査品質の向上と体制強化を図っているが、次	二五年度	二六年度	二七年度	二八年度以降
-----------------------	--	------	------	------	--------

○体制整備関係









<p>(二) 業務監 査の充実</p>		<p>J A の内部管理体制の向上(体制整備)に資する業務監査を共通の目標とし、一二、〇〇〇人日の業務監査を実施する。 ①中央会の経営指導部署と連携を促進し、J A が取組む改善対策の実効性を確保する</p>	<p>(一) 【連合会監査体制、 県域J A 監査体制の継続】 連合会監査体制 信連および厚生連の監査は全国監査部の専門チームにより、専門性・独立性を一層高度にして監査を実施。金融部門、病院会計に精通した会計士三名を含め、監査士、運用の専門家等によりチームを編成する。 (二) 県域J A 監査体制 県域J A (奈良、香川、佐賀、大分、沖縄)の監査については全国監査部に監査士及び公認会計士が常駐して監査を実施。</p>		<p>取組内容</p>		<p>二五年度</p>		<p>二六年度</p>		<p>二七年度</p>		<p>二八年度以降</p>
-------------------------	--	--	---	---	-------------	---	-------------	---	-------------	---	-------------	---	---------------













○体制整備関係

<p>(三) 品質管理の強化</p>	
<p>(一) 品質管理専門部署による品質管理の強化 二五年度から品質管理専門部署を設置し、上級指導監査士と公認会計士が常駐して品質管理業務を行う。</p>	<p>中央会が実施するJAの内部管理体制整備の指導項目について、JAでの運用状況を検証し、結果について情報連携を図る。 ②業務監査の実施体制・能力確保対策 監査要員の能力開発のために継続的に研修を実施するとともに、調書の改善を行う。</p>
<p>専門部署の設置</p>	

<p>(二)</p> <p>① 審査を含めた意見表明プロセス全体の品質管理レビューを実施する。</p> <p>② 監査調書レビューを強化し、全県で毎年一J A以上実施する。</p> <p>③ 監査品質評価を実施し、重点的な体制整備を行う。</p> <p>④ 品質評価基準の見直しやレビューの実施、監査品質の評価とあわせて、統一監査調書や監査実施マニュアル等の監査ツールの開発・管理を一元的に実施する。</p> <p>⑤ 被監査組合の意見を監査機構の業務改善に反映させるため、既存の意見申出制度や監査モニター制度を周知する。</p> <p>⑥ 広く監査情報を収集するために被監査組合の監査情報提供窓口を設置する。</p> <p>広域審査体制の継続 審査専任の上級指導監査士</p>	<p>取組内容</p>
	<p>二五年度</p>
	<p>二六年度</p>
	<p>二七年度</p>
	<p>二八年度以降</p>

○体制整備関係

<p>(五) 公認会計士等専門家の活用</p>	<p>(四) 中央会 監査の更なる信頼性確保・向上</p>	
<p>(一) 公認会計士の活用 審査業務、JA・連合会の会計監査への帯同に加え、監査品質管理業務に専門の公認会計士を配置し、引き続き公認会計士三〇名を活用する。</p>	<p>(一) 監査士の会計・監査技術向上のための研修の継続的な実施 会計・監査実務、職業倫理、業務監査実施にかかる能力育成、ITにかかる監査手続に関する研修を継続して実施する。 (二) ITにかかる監査手続等の充実 担当者育成研修会を継続して実施するとともに、監査法人を活用し、IT専門家の現地帯同を実施する。</p>	<p>と公認会計士三名が審査部に常駐し、統一された審査水準による一次審査を実施するとともに、外部審査委員による二次審査、三次審査により、第三者性を徹底した審査を行う。</p>
		
		

<p>(六) 中央会 監査制度 に対する 理解醸成</p>		<p>(一) 中央会監査制度の広報対策 と監査情報の提供 ● 対外向けのJ A全国監査機 構のホームページから被監 査組合の監査情報提供を受 け付けるなど、WEBサイ トの充実を図る。 ● J Aの監事監査従事者等を 対象とした「J Aの監査」 ホームページについては監 査・会計に関する情報提供 の充実をはかる。 (二) 協同組合監査制度の調査・ 研究を継続的に行う</p>	<p>取組内容 公認会計士の帯同について は、信用事業の資産自己査定 や退職給付会計、減損会計、 税効果会計等見積り会計の検 証を中心とする。 (二) その他の専門家の活用 年金数理人、不動産鑑定士、 IT 監査技術者等を引き続き 活用する。</p>
  		  	<p>二五年度</p>
  		  	<p>二六年度 二七年度 二八年度以降</p>

○監査実務資料関係

監査報告書（財務諸表等監査）ひな形（最新バージョン）
〈無限定適正・適法意見の文例〉

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

○○農業協同組合
経営管理委員会 御中
理事会 御中
(監事会 御中)

全国農業協同組合中央会
監査委員長

本会は、農業協同組合法第三七条の二第一項（又は第三七条の三）の規定に基づき、○○農業協同組合の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の農業協同組合法第三六条第二項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかにか

ついて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案（又は損失処理案）は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書（一般監査）ひな形

一般監査報告書

平成××年×月×日

○○農業協同組合
経営管理委員会 御中
理事会 御中

(注) 監事会宛に謄本を提出する。

全国農業協同組合中央会
監査委員長 ○ ○ ○ ○
(記名押印)

本会は、農業協同組合法第七三条の二七及び全国農業協同組合中央会監査規程第二条第二項に基づき、監査契約に定める監査目的の範囲で、○○○○について監査を行った。

この監査に当たって、本会は、農業協同組合中央会監査基準（一般監査の実施基準）に準拠し、試査により本会が必要と認めた監査手続を実施した。

この一般監査報告書は、貴組合の財務諸表等の適法性・適正性について保証するものではない。

監査の概要及び監査の結果は以下のとおりである。

I 監査の概要

1. 監査責任者の氏名

氏名	資格	摘要
○○ ○○	農業協同組合監査士	J A 全国監査機構○○県監査部

2. 監査責任者以外の主な監査従事者の氏名及び資格

氏名	資格	摘要
○○ ○○	農業協同組合監査士	J A 全国監査機構○○県監査部
○○ ○○	農業協同組合監査士	J A 全国監査機構××県監査部
○○ ○○	農業協同組合監査士	J A 全国監査機構○○県監査部
○○ ○○	農業協同組合監査士補	J A 全国監査機構○○県監査部
○○ ○○	公認会計士	○○監査法人
○○ ○○	農業協同組合監査士	○○県農業協同組合中央会
○○ ○○	—	○○県農業協同組合中央会

3. 監査基準日 平成×年×月×日

4. 監査実施期間並びに所要日数

平成××年×月×日から平成××年×月×日まで(○日間)
延べ○人日

5. 監査の実施状況

(1) 往査先と監査従事延日数

往査した支店・部門等	農業協同組合監査士	公認会計士	監査士補 他	延日数
本店 (○○部)				日
○○支店 (貯金)				日
△△センター				日
××株式会社				日
【合計】				日

(注) リスク・アプローチにより往査対象とした支店・部門等を適切な単位で記載する。

(2) 往査以外の監査業務日数

業務内容	計
	日
	日
	日
【合 計】	日

(注) 往査以外の監査業務（監査計画作成、外部確認抽出・取りまとめ、事前のデータ分析等）に要した日数を記載する。

6. 実施した主な監査手続

(1) 経営者等とのディスカッション

対象者	趣 旨
代表理事組合長	
()	
()	
常勤監事	

(注) 「趣旨」の欄には、経営環境、リスク認識、内部管理態勢、会計処理方針、重要な検出事項等ディスカッションした主要テーマ等を記載する。

(2) 確認及び実査

項目	確認	実査
①現金		○
②預金	○	○
③貸出金	○	
④有価証券	○	○
⑤購買未収金	○	
⑥貯金	○	
⑦ ()		○
⑧ ()		
⑨係争案件	○	

(注) 子会社について確認・実査を行った場合は、「子会社の売掛金」等その旨がわかるように記載する。

II 監査の結果

1. 総評

2. 改善を要する事項

本監査は試査を基礎として行ったものであり、その過程で発見した改善を要する主な事項は以下のとおりである。ここに記載した事項以外に改善を要する事項がないことを保証するものではない。

(注)

- 1 監査の対象とした事項について、組合に改善を求める事項に関して記載する。
- 2 監査の対象とした事項については、全体として適正であるとい

う意見表明と誤解される表現を用いてはならない。

- 3 「改善すべき事項」の冒頭に、「本監査は試査を基礎として行ったものであり、その過程で発見した改善を要する主な事項は以下のとおりである。ここに記載した事項以外に改善を要する事項がないことを保証するものではない。」と記載しなければならない。
- 4 記載した内容については、組合からの回答書により改善方針、具体的改善方法並びに改善のための措置等を確認しなければならない。
- 5 組合からの回答の期限は、監査報告書交付の日から三ヶ月とする。
- 6 軽微な事項は現場指摘事項とし別冊等で対応することができる。

以上

内部統制等に関する改善指示書ひな形

○○農業協同組合 内部統制等に関する改善指示書

改善を要する事項

(注)

- 1 「改善を要する事項」は、監査の実施過程で検出した組合の会計および内部統制上の重要な問題点に関して記載する。
- 2 「内部統制等に関する改善指示書」に記載する「改善を要する事項」は、期末監査の実証手続によって検出した会計事項のうち組合が未修正の事項を記載するとともに、重要な法令・定款違反、リスク管理体制・内部統制上の問題点については期中改善指示書で指摘した事項のうち期末までに改善されていない事項および期末監査までに検出した事項に関して記載する。なお、各項目名については、他の適切な標記を妨げるものではない。
- 3 改善を要する事項は、原因分析や影響評価を行い対応方向を検討した上で具体的に記載しなければならない。
- 4 「改善を要する事項」の項目において、組合の財務内容や事業業績等について徒に賛美する内容は記載してはならない。
- 5 内部管理態勢について全体として適正である、あるいは問題点はないという表現を用いてはならない。
- 6 記載にあたっては、前期の監査概要書および期中改善指示書で指摘した事項の改善状況を勘案する。
- 7 「改善を要する事項」の冒頭には、「財務諸表等監査は試査を基礎として行ったものであり、その過程で発見した改善を要する主な事項は以下のとおりである。ここに記載した事項以外に改善を要する事項がないことを保証するものではない。」と記載する。
- 8 「改善を要する事項」については、交付の日から三ヶ月以内に、組合の回答書（理事会で協議したもの）により改善方針、具体的改善方法ならびに改善のための措置等を確認しなければならない。
- 9 組合の経営全体についてとくに注意を喚起すべき事項がある場合には別途記載することができる。この場合には、改善意見との誤解を与えないように「改善を要する事項」とは区別して「総括的特徴」と見出しを付けて

記載しなければならない。

- 10 軽微な事務処理の誤謬や決算への影響が小さい内部統制の不備に関する事項は、「改善を要する事項」の末尾に適切な項目を付して記載することとする。なお、「改善を要する事項」には記載せずに別冊事項として別途組合に改善を求めることもできる。
- 11 「内部統制等に関する改善指示書」には日付ならびに宛先および差出人名は記載せず、監査報告書、監査概要書に添付して発出する。
- 12 個人情報保護法の対象となる個人情報は原則記載しない。

財務諸表等監査は試査を基礎として行ったものであり、その過程で発見した改善を要する主な事項は以下のとおりである。ここに記載した事項以外に改善を要する事項がないことを保証するものではない。

1. 内部統制（内部管理態勢）上の問題点に関する事項

（注）リスク管理体制、内部牽制の欠陥など内部統制上の問題点、法令または定款違反などといった重要な違反事項に関して記載する。

2. 会計上の事項

（注）未訂正の虚偽表示（内容および金額）を記載する。この事項は経営者確認書に添付された未訂正の虚偽表示の内容を記載することに留意する。

3. その他

（注）上記以外の組合の経営に重要な影響を与える事項に関して記載する。

以上

○ 監查機構關係組織要領

監査委員会設置要領

J A 全国監査機構監査委員会設置・運営要領

制定 平成一四年 四月一〇日

改正 平成一五年 二月一二日

平成二二年 一月三日

全国農業協同組合中央会

J A 全国 監査機構

一、趣旨

J A 全国監査機構の監査の独立性をより一層高めるとともに、着実な監査実施と質的向上をはかるため、全国農業協同組合中央会監査規程第九条にもとづき、J A 全国監査機構に監査委員会を設置する。

二、審議および審査事項

- (一) 監査基本方針に関する事項
- (二) 監査体制に関する事項
- (三) 監査実施計画の設定および変更
- (四) 毎事業年度の事業計画の設定および変更
- (五) 広域審査会において慎重な判断を要するとされた監査案件または意見の不一致があつた監査案件

の審査

(六) その他監査委員長が必要と認めた事項

三、構成

(一) 監査委員会は、監査委員長、全国農業協同組合中央会と契約を結んだ公認会計士又は監査法人の社員たる公認会計士、弁護士、監査委員長が指名したその他の学識経験者で構成し監査委員長が委嘱する。

(二) ただし、上記の「審議および審査事項(五)」の審査を行う委員については、監査対象組合（連合会を含む）および広域審査会委員の役職員を除外するものとする。

(三) 座長は、監査委員長とする。

四、定足数

監査の審査にあたっては、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。

五、委員の任期

委嘱の日より三年とする。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

六、運営

監査委員会は、監査委員長が招集する。

七、事務局

監査委員会の事務局を、JA全国監査機構監査企画部におく。

八、改廃

本要領の改廃は、監査委員長がこれを行う。

- 附 則（平成二二年一月一三日改正）
- 一、改正後の要領は、平成二二事業年度にかかる監査から適用する。

運営委員会設置要領

J A 全国監査機構運営委員会設置・運営要領

制定 平成一四年 四月一〇日
改正 平成一五年一二月一二日
全国農業協同組合中央会
J A 全国 監査機構

一、趣 旨

- J A 全国監査機構の運営に関する事項について検討するため、全国農業協同組合中央会監査規程第一〇条にもとづき、J A 全国監査機構に運営委員会を設置する。

二、審議事項

- (一) 監査士の配置、予算に関する事項
(二) その他 J A 全国監査機構の運営に関する事項

三、構 成

- (一) 運営委員会は、農業協同組合中央会および全国連の組織代表ではない常勤理事（都道府県中央会

で常勤理事を設置していない場合は(参事)で構成し、監査委員長が委嘱する。

(二) 委員の互選により、委員長一名、副委員長二名を選出する。

(三) 必要に応じて、幹事若干名を選出し、委員長、副委員長、幹事により構成する幹事会を置くことができる。

四、委員の任期

委嘱の日より三年とする。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

五、運営

委員会は、委員長が招集する。

六、事務局

委員会の事務局を、J A全国監査機構監査企画部におく。

品質管理委員会設置要領

品質管理委員会設置・運営要領

制定 平成一四年 四月 一日
改正 平成一八年 一二月 八日

平成二一年 七月 一四日
平成二三年 四月 一日

一、趣旨

J A 全国監査機構の監査の品質管理を徹底するため、監査部ごとの品質管理レビューを実施することとし、機構内に品質管理委員会を設置する。

二、実施事項

- (一) 品質管理レビュー実施指針の策定
- (二) 品質管理の徹底に関する方針および具体策の検討
- (三) 品質管理レビューアーによる品質管理レビューの実施
- (四) 品質管理に関する勧告の実施
- (五) その他、品質管理に関する事項の検討

三、構成

(一) 品質管理委員会は、審査部長、監査企画部長および監査委員長が任命した品質管理レビューアーをもって構成する。

(二) 審査部長を委員長とする。

四、委員の任期

任命の日より翌年六月末までとする。

五、運営

品質管理委員会は、審査部長が招集する。

六、事務局

品質管理委員会の事務局を審査部に置く。

以上

監査実務指針委員会設置要領

監査実務指針委員会設置・運営要領

平成一四年四月一日

最終改定 平成二三年八月一〇日

J A 全国監査機構

一、趣旨

監査基準が抜本的に改正され平成一五年三月期の監査から適用されることとなり、公認会計士協会では実務指針の策定・見直しが進められることとなっている。

J A 全国監査機構では、機構全体を通じた監査品質の確保のため、こうした新たな監査基準・実務指針の具体的適用を含めて、課題ごとの実務指針等を整備するための「監査実務指針委員会」をJ A 全国監査機構に設置することとする。

二、審議事項

- 一 監査に関する実務指針等の設定および改訂
- 二 その他監査に関する事項

三、構成

次の区分により監査の知識を有する実務者から構成する。

- 一 公認会計士（一名）
- 二 全中J A全国監査機構（二〇名）

四、委員の委嘱および任期

委員の委嘱は監査委員長が行い、任期は委嘱の日より一年とする。

五、専門委員会の設置

委員会は検討テーマに対応し、委員の一部および委員以外から構成する専門委員会を設置する。

六、運営

座長を委員の中から互選し、委員会の招集等運営を行う。

七、経費

委員会（専門委員会を含む）開催に係る経費は、旅費・日当を含め監査企画部で負担する。

八、事務局

委員会（専門委員会を含む）事務局を監査企画部に置く。

附則一

この要領の改廃は、監査担当常勤理事が行う。

○監査機構関係組織要領

附則二

この要領は、平成一四年四月一日より施行する。

附則三（平成二三年八月一〇日改定）

この要領の改定は、平成二三年八月一〇日から適用する。

○法規關係

(一) 法律等 (平成二五年三月三一日現在)

農業協同組合法 (抄)

第三十六条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）を作成しなければならない。

2 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合にあつては財産目録及び事業報告を、出資組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

第三十七条の二 次に掲げる組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条及び次条において「特定組合」という。）は、第三十六条第二項の規定により作成したものについて、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより、全国農業協同組合中央会（以下この条及び次条において「全国中央会」という。）の監査を受けなければならない。この場合において、監査を行う全国中央会は、農林水産省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合連合会

- 2 特定組合の監事は、全国中央会に対して、その監査報告につき説明を求めることができる。
- 3 全国中央会は、第一項の監査について任務を怠つたときは、特定組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 全国中央会が第一項の監査に関する職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、全国中央会は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 5 全国中央会が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該全国中央会が当該記載又は記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 6 全国中央会が特定組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、特定組合の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- 7 第一項の監査を行う全国中央会については、第三十五条の五第二項並びに会社法第三百八十一条第三項及び第四項、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項、第八百五十条第四項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を、特定組合については、同法第四百三十九条の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第二項の規定により作成したもの」と、同法第四百三十九条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第六項の承認を受けた貸借対照表、損益計算書その他農業協同組合又は農業協同組

合連合会の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十四条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条の三 特定組合以外の組合は、定款で定めるところにより、第三十六条第二項の規定により作成したものについて全国中央会の監査を受けることができる。この場合においては、当該組合を特定組合とみなして、同条第六項及び第七項並びに前条の規定を適用する。

第七十三条の十五 農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第七十三条の二十二 中央会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 組合の組織、事業及び経営の指導
 - 二 組合の監査
 - 三 組合に関する教育及び情報の提供
 - 四 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停
 - 五 組合に関する調査及び研究
 - 六 前各号の事業のほか、中央会の目的を達成するために必要な事業
- 2 中央会は、組合に関する事項について、行政庁に建議することができる。

3 中央会は、組合の定款について、模範定款例を定めることができる。

第七十三条の二十六 中央会は、第七十三条の二十二第一項第二号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第七十三条の三十八第一項の農業協同組合監査士の服務に関する事項を記載しなければならない。

3 監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七十三条の二十七 全国中央会は、第三十七条の二第一項の監査以外の監査について、毎事業年度、監査の対象としようとする組合、当該組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の地区を管轄する都道府県知事及び主務大臣の意見を聴いて、監査実施計画を定めなければならない。

2 前項の監査実施計画においては、監査の対象となる組合、監査の実施時期、農業協同組合監査士その他の監査に当たる者の員数その他監査の実施の細目を定めるものとする。

3 全国中央会は、第一項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならない。

4 全国中央会は、第一項の監査実施計画を定めたときは、速やかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基づく全国中央会の監査を受けるよう

に努めるとともに、その実施に当たつては、これに協力しなければならない。

6 全国中央会は、組合から監査を受けた旨の申出があつたときは、前各項の規定にかかわらず、全国中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行うことができる。

第七十三条の三十八 第七十三条の二十二第一項第二号の事業を行う中央会には、組合の監査に当たらせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

2 農業協同組合監査士は、農林水産省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3 農業協同組合監査士の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

4 第一項の中央会は、その行う組合の監査に関し公認会計士又は監査法人が公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項又は第二項の業務を行う旨の契約を、公認会計士又は監査法人と締結しなければならない。

第一百条の三 中央会の役員又は職員が第七十三条の二十二第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

農業協同組合法施行令（抄）

（全国農業協同組合中央会の監査を要しない組合の範囲）

第二条の四 法第三十七条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない組合は、次のとおりとする。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合であつて、その事業年度の開始の時ににおける貯金及び定期積金の合計額（以下「貯金等合計額」という。）が二百億円に達しないもの

二 農業協同組合連合会であつて、その負債の合計金額（最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額をいい、新たに設立された農業協同組合連合会であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。第三項及び第五項において同じ。）が二百億円に達しないもの

2 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の二第一項に規定する特定組合に該当するものとみなす。

3 前項の規定は、農業協同組合連合会の負債の合計金額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の終了後」とあるのは「その後」と、「当該農業協同組合」とあるのは「当該農業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

4 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時に於ける貯金等合計額が新たに二百億円以上となつた場合（合併により設立された農業協同組合であつて同号の事業を行うものに係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける貯金等合計額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の二第一項に規定する特定組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について第二項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

5 前項の規定は、農業協同組合連合会の負債の合計金額が新たに二百億円以上となつた場合（新たに設立された農業協同組合連合会の設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける負債の合計金額が二百億円以上である場合）について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の開始後最初に招集される」とあるのは「最終の貸借対照表を決議した」と、「当該農業協同組合」とあるのは「当該農業協同組合連合会」と、「第二項」とあるのは「前項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

農業協同組合法施行規則（抄）

第四節 決算書類の監査

第一款 通則

第四百四十四条 法第三十六条第五項及び法第三十七条の二第一項の規定による監査については、こ

の節の定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

第三款 特定組合における監査

(決算書類の提供)

第四百七条 決算書類を作成した理事は、全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）に対して決算書類を提供しようとするときは、監事に対しても決算書類を提供しなければならない。

(全国中央会の監査報告の内容)

第四百八条 全国中央会は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 全国中央会の監査の方法及びその内容

二 決算書類（剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告並びにこれらの附属明細書を除く。以下この号において同じ。）が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた決算書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

- ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった決算書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
- ハ 不適正意見 監査の対象となった決算書類が不適正である旨及びその理由
- 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- 四 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 五 追記情報
- 六 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 七 監査報告を作成した日
- 2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、全国中央会の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
 - 一 継続組合の前提に関する注記に係る事項
 - 二 正当な理由による会計方針の変更
 - 三 重要な偶発事象
 - 四 重要な後発事象
- 3 法第七十三条の三十八第四項に規定する契約に基づき、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が当該組合の監査を実施した場合には、第一項の監査報告に次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。ただし、公認会計士等が決算書類のうち、会計に関する部分の一部についてのみ監査を実施した場合には、第二号に掲げる事項を記載又は記録すること

を要しない。

一 公認会計士等の監査の対象及びその方法

二 全国中央会が、公認会計士等の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由並びに全国中央会の監査の方法の概要又は結果

(特定組合の監事の監査報告の内容)

第四百四十九条 特定組合の監事は、決算書類及び全国中央会の監査報告(次条第三項に規定する場合)にあつては、決算書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならぬ。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 全国中央会の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(次条第三項に規定する場合)にあつては、全国中央会の監査報告を受領していない旨

三 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨

四 当該組合の理事又は経営管理委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 重要な後発事象(全国中央会の監査報告の内容となつていないものを除く。)

六 全国中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

七 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

八 監査報告を作成した日

(全国中央会の監査報告の通知期限等)

第五十条 全国中央会は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び特定監事に対し、第四百八条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一 決算書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 法第三十六条第二項に規定する附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び全国中央会の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 決算書類については、特定理事及び特定監事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、全国中央会の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、全国中央会が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算書類については、全国中央会の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第五十二条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第五十二条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(全国中央会の職務の遂行に関する事項)

第五百十一条 全国中央会は、前条第一項の規定による特定監事に対する監査報告の内容の通知に際して、当該全国中央会についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、当該監査を受ける特定組合のすべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 全国中央会の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(特定組合の監事の監査報告の通知期限)

第五百十二条 特定組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び全国中央会に対し、第四百九条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 全国中央会の監査報告を受領した日(第五百十条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日)から一週間を経過した日
- 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 決算書類については、特定理事及び全国中央会が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

(全国中央会の監査報告の作成)

第五百五十三条 法第三十七条の二第一項後段の規定による監査報告の作成に当たっては、全国中央会は、法第三十七条の二第一項に規定する監査を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、全国中央会が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 一 当該組合の理事、経営管理委員及び使用人
- 二 当該組合の子会社等(法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。)の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
- 三 法第七十三条の三十八第四項に規定する契約に基づき、当該組合の監査を実施した公認会計士等
- 四 その他全国中央会が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者。

(農業協同組合監査士の選任資格)

第二百二十二条 法第七十三条の三十八第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者であることとする。ただし、公認会計士にあつては、第一号及び第三号に該当する者のみならず。

- 一 全国中央会が行う資格試験に合格すること。
- 二 前号の資格試験に合格した後、農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、

中央会において、法第七十三条の二十二第一項第二号の事業（以下「監査事業」という。）を担当する部課（以下「監査担当部課」という。）に一年以上在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けたこと。

三 次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。

イ 中央会の監査担当部課における農業協同組合監査士の監査事業に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。）

ロ 中央会の監査担当部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務

ハ 組合における貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務

2 前項第一号の資格試験は、監査事業を行うに足る学識と経験を有する者を適格に選抜することを目的として行うものとし、その試験課目、試験方法及び受験資格は、全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

3 第一項第二号の組合の監査事業の実務についての補習について必要な事項は、全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

(二) 規定等

全国農業協同組合中央会監査規程

平成一四年三月 七日
改正 平成一七年二月 三日

平成二〇年三月 七日
平成二一年三月 六日
平成二五年八月二〇日

全国農業協同組合中央会

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、農業協同組合法（以下「法」という。）第七十三条の二十六の規定に基づき、この会に設置したJA全国監査機構が行う監査の要領、監査の実施方法及び監査機構の運営並びにこの会の農業協同組合監査士及びその他の監査に従事する職員（以下「監査士等」という。）の服務に関する事項を定めるものとする。

(監査の種類)

第二条 この会の行う監査の種類は、次の二種とする。

(一) 財務諸表等監査（法第三十六条の規定に基づき、理事が作成した事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書の適法性及び適正性を確かめるための監査をいう。以下同じ。）

(二) 一般監査（前号に掲げる監査以外の監査をいう。以下同じ。）

(監査基準及び監査に関する品質管理基準)

第三条 この会及び監査士等は、この規程に定めるもののほか、この会が別に定める監査基準及び監査に関する品質管理基準を遵守するものとする。

(公認会計士等との契約)

第四条 この会は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の監査に関し公認会計士又は監査法人が公認会計士法第二条第一項又は第二項の業務を行う旨の契約を公認会計士又は監査法人と締結する。

(監査士の選任・解任)

第五条 この会の農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）の選任及び解任は、監査委員長の提案に基づき、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

(指導監査士)

第六条 監査委員長は、監査士のうち次に掲げる要件の全てを満たす者を指導監査士に選任する。

- (一) 監査士として選任され、又は公認会計士となつてから、三年以上監査を実施した経験を有すること
- (二) 一〇組合以上の財務諸表等監査を実施した経験を有すること
- (三) 人格が高潔で監査士として優れた見識を有すると認められること
- (四) 監査委員長が実施する指導監査士専門研修を受けたこと

(上級指導監査士)

第六条の二 監査委員長は、指導監査士のうち次に掲げる要件の全てを満たす者を上級指導監査士に選任する。

- (一) 指導監査士として選任されてから、二年以上監査を実施した経験を有すること
- (二) 監査委員長との面談において適正と判断されたこと
- (三) 監査委員長が実施する上級指導監査士専門研修を受けたこと

(監査の実施者)

第七条 この会の監査は、J A全国監査機構が実施する。

第二章 J A全国監査機構

(J A全国監査機構)

第八条 この会に、J A全国監査機構（以下「監査機構」という。）を置く。

- 2 監査委員長は、監査機構の業務を統括する。
 - 3 監査を実施する監査士は、監査機構に所属する。
 - 4 監査機構は、次の業務を行う。
 - (一) 監査事業に関する企画及び調整、第十条の二に基づく監査士等に対する研修その他監査に関する管理
 - (二) 監査の品質管理及び監査情報の提供、審査並びに審理
 - (三) 組合の監査
- (監査委員会)
- 第九条 監査機構に、監査委員会を置く。
- 2 監査委員会は、監査委員長、公認会計士、弁護士及び監査委員長が指名したその他の学識経験者をもって構成する。
 - 3 監査委員長は、監査委員会を主宰する。
 - 4 監査委員会は、次の事項を調査・審議する。
 - (一) 監査の基本方針に関する事項
 - (二) 監査体制に関する事項
 - (三) 監査実施計画の設定及び変更
 - (四) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
 - (五) 審査会において慎重な判断を要するとされた監査案件又は意見の不一致があつた監査案件の審査
 - (六) 前各号に定めるもののほか監査委員長が必要と認めた事項

(運営委員会)

第十条 監査委員会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、監査委員会の委員のうち監査委員長が指名した者、農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会の常勤理事（組織代表の者を除く。）並びに農林中央倉庫の常勤理事をもって構成する。

3 運営委員会は、監査委員会の審議事項のうち、監査士の配置、予算の配分その他の監査機構の運営に関する事項について検討する。

(継続的専門研修委員会)

第十条の二 監査機構に、継続的専門研修委員会を置く。

2 継続的専門研修委員会は、監査士等に対する教育・研修の体系及び運営に関する大綱を立案し、第六条、第六条の二及び第三十七条から第三十七条の四に定める研修につき各事業年度の実施計画を作成して運営に当たるとは、監査士の研修の免除又は軽減について必要な審査を行う。

3 継続的専門研修委員会の組織、委員の任期その他必要な事項は、継続的専門研修内規（以下「専門研修内規」）をもって定める。

(品質管理委員会)

第十一条 監査機構に、品質管理委員会を置く。

2 品質管理委員会は、監査委員長、監査機構を担当する全国農業協同組合中央会の常勤理事、及び監査委員長が指名した学識経験者をもって構成する。

- 3 監査委員長は品質管理委員会を主宰する。
- 4 品質管理委員会は、品質管理を徹底するため次の事項を調査・審議する。
 - (一) 品質管理レビュー実施方針の策定
 - (二) 品質管理レビュー結果の検討
 - (三) 監査に関する品質管理基準の適用確認
 - (四) 品質管理に関する改善指示の検討
 - (五) 監査実施マニュアル等品質管理にかかる細則の検討
 - (六) その他、品質管理に関する事項
- 5 監査委員長は、監査に係る専門的能力、実務上の経験等を考慮して、上級指導監査士、指導監査士及び公認会計士の中から品質管理レビュー実施者を指名する。
- 6 品質管理レビュー実施者は品質管理レビューを実施し、その結果を品質管理委員会に報告する。

第三章 監査の要領及びその実施方法

(監査実施計画の策定)

- 第十二条 監査機構は、毎事業年度、都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県中央会」という。）、監査の対象としようとする組合、当該組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の地区を管轄する都道府県知事及び農林水産大臣の意見を聴いて監査実施計画を定める。
- 2 前項の監査実施計画においては、監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査士等の員数その他監査の実施の細目を定めるものとする。

- 3 監査機構は、第1項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によるものとする。
- 4 監査機構は、第1項の監査実施計画を定めたときは、速やかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合に通知するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(監査契約)

第十三条 監査機構は、その行う監査に関し監査の対象となる組合と監査契約を締結しなければならない。

(申出があった組合の取扱い)

第十四条 監査機構は、監査実施計画において監査の対象となっていない組合から監査を受けたい旨の申出があったときは、第十二条の規定にかかわらず、業務に支障のない限り、当該申出に係る組合の監査を行うものとする。

2 都道府県中央会に対して組合から監査を受けたい旨の申出があり、当該申出について都道府県中央会から通知があったときも、同様とする。

3 前2項の監査の申出に対して、監査機構が監査を行えないときは、都道府県中央会に監査を要請することができる。

(監査チーム)

第十五条 監査機構による監査は、監査チームを編成して実施する。

2 監査チームには、この会の監査士等のほか、この会又は都道府県中央会と契約を結んだ公認会計士

又は監査法人の社員である公認会計士、都道府県中央会又は農業協同組合連合会の職員、その他の外部専門家を加えることができる。

3 監査委員長は、監査チームごとに、これを統括する責任者（以下「監査責任者」という。）を上級指導監査士又は指導監査士の中から選任しなければならない。

4 監査責任者は、監査チームの構成員を適切に指導監督し、組織的に監査を実施しなければならない。

（公認会計士等への監査の委任）

第十六条 監査委員長は、この会と契約を結んだ公認会計士又は監査法人（以下「契約公認会計士」という。）に、会計に関する部分の監査を委託することができる。

（監査士証等の携帯）

第十七条 監査士は、別記様式の農業協同組合監査士証（以下「監査士証」という。）を携帯し、監査を行う際これを組合の経営管理委員、理事又は参事その他の責任者に提示しなければならない。

2 監査士以外の監査従事者は、別記様式の監査従事者証を携帯しなければならない。

（監査の範囲）

第十八条 監査に当たっては、監査の基準とする日を定め、その時点の状況について監査を行う。ただし、必要がある場合には、既往にさかのぼってこれを行うことができる。

2 財務諸表等監査の基準とする日は、組合の決算期の末日とする。

3 財務諸表等監査は、組合の理事が作成した事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処

分案又は損失処理案及び附属明細書について監査を行う。

4 一般監査は、組合の組織、事業の運営等について、監査の目的、対象とする範囲、意見表明の方法を定めて監査を行う。

(監査を実施する場所及び時間帯)

第十九条 監査は、組合の事務所又は出張所において、その執務時間内にこれを行うものとする。ただし、経営管理委員、理事又は参事その他の責任者の承諾を得たときは、執務時間外であってもこれを行うことができる。

(立入調査、子会社の調査等)

第二十条 監査に当たっては、必要に応じ、組合の事務所、出張所、倉庫、加工場その他の場所に立ち入り、金銭、物品、帳簿その他の物件を調査し、役員若しくは職員に対し説明を求め、又は必要な書類の作成を求めるものとする。

2 監査に当たり、必要がある場合には、組合の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査委員長の指揮)

第二十一条 監査責任者は、監査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により監査ができず、又は監査の実施に関し変更の必要が生じた場合には、速やかに監査委員長の指揮を受けなければならない。

(監査の講評)

第二十二條 監査責任者は、監査を実施した際は、必要に応じ、組合の経営管理委員、理事及び監事に対し、その監査の結果の概要を説明し、意見を述べるものとする。

(監査の概要及び結果を記載した書類の作成)

第二十三條 監査責任者は、組合で監査を実施した後、速やかに監査の概要及び結果を記載した書類を作成し、監査委員長に提出しなければならない。

2 前項の書類には、次の各号の掲げる監査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

(一) 財務諸表等監査 監査に従事した監査士等の氏名、監査実施期間、所要日数、監査の方法並びに理事が作成した事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書の適否その他の監査の結果

(二) 一般監査 監査に従事した監査士等の氏名、監査実施期間、所要日数、監査の範囲、監査の方法及びその結果

3 第十六條の規定に基づき、契約公認会計士が会計に関する部分について監査を実施したときは、監査責任者は、契約公認会計士の監査の結果を踏まえて第1項の書類を作成しなければならない。

(監査意見表明のための審査)

第二十四條 前條の規定により作成した書類は、審査責任者による審査を受けなければならない。

2 前項の審査責任者は、監査ごとに、前條の書類の作成に関与していない公認会計士又は上級指導監

査士の中から監査委員長が選任する。

3 審査責任者は、第1項の審査の結果を監査委員長に報告するものとする。

4 審査責任者が公認会計士でない場合は、第1項の審査に当たり、公認会計士の指導、助言を受けなければならぬ。

5 監査委員長は、審査責任者から、慎重な判断を要する監査案件又は適当でない監査案件として第3項の報告を受けたときその他監査委員長が必要と認めるときは、当該監査案件をこの会に置く審査会の審査に付すものとする。

6 審査会は、次に掲げる区分ごとに監査委員長が指名した者をもって構成する。

(一) 公認会計士

(二) 法務、会計又は監査についての学識経験者

7 審査会は、第5項の審査の結果を監査委員長に報告するものとする。

8 監査委員長は、審査会から、慎重な判断を要する監査案件又は意見の不一致があつた監査案件として前項の報告を受けたときその他監査委員長が必要と認めるときは、当該監査案件を監査委員会の審査に付すものとする。

9 審査会又は監査委員会は、第5項又は前項による審査を行ったときは、議事の経過の要領及び議案ごとの議決の結果（可決、否決の別及び賛成した者の氏名及び反対した者の氏名）を記載した議事録を作成しなければならない。

10 審査責任者、審査会及び監査委員会の審査についての細則は、監査委員長が別に定めるところによる。

(再監査の実施)

第二十五条 監査委員長は、監査の方法若しくは結果を相当でないと認めるとき又は前条の審査会若しくは監査委員会において当該監査の方法若しくは結果が相当でないとされたときは、必要に応じ、当該監査に従事していない監査士等又は契約公認会計士に再度監査を実施させることができる。

(監査報告書の交付等)

第二十六条 監査機構は、第二十四条による審査を終えたときは、監査を受けた組合に対し、監査報告書を交付するものとする。

(要改善事項の回答徴求)

第二十七条 監査機構は、前条の規定により監査報告書を交付する際に、当該監査報告書又は当該監査報告書に添付する内部統制等に関する改善指示書において指摘した事項について、監査を受けた組合に対しその改善措置について文書をもって回答を求めるものとする。

(監査結果の経営指導事業への反映)

第二十八条 この会は、監査機構の行った監査の結果をこの会の経営指導事業に反映させなければならぬ。

(品質管理のレビュー)

第二十九条 この会は、監査に関する品質管理を行うにあたり、第三条の基準の他、日本公認会計士協

会の定める監査実務指針及び監査委員長が別に定める監査実施マニュアルにおける品質管理に係る規定に準拠していることについて、確認しなければならない。

(監査調書のレビュー)

第三十条 この会は、この会が組合に対する監査意見の表明にあたって、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られているかどうか監査調書のレビューを実施するものとする。

(監査の要領及びその実施方法についての細則)

第三十一条 監査の要領及びその実施方法については、この章に定めるもののほか、監査委員長が別に定めるところによる。

第四章 監査士等の職務

(正当な注意)

第三十二条 監査委員長、監査委員会委員、運営委員会委員、審査会委員、品質管理レビュー実施者及び監査士等は、専門家としての正当な注意をもって誠実にその職務に服し、この会及び監査機構の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第三十三条 監査委員長、監査委員会委員、運営委員会委員、審査会委員、品質管理委員、品質管理レ

ビュー実施者及び監査士等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。退任し、又は監査士等でなくなった後であっても同様とする。

(監査調書の取り扱い)

第三十四条 監査委員長、監査委員会委員、運営委員会委員、審査会委員、品質管理委員、品質管理レビュー実施者及び監査士等は、監査調書の閲覧に関しては、監査実施マニュアルによる。

(監査上入手した情報の取扱い)

第三十五条 監査士等は監査の過程で組合から入手した情報の取扱いについては十分に注意を払わなければならない。

2 監査士等は監査の過程で組合から入手した情報の取扱いについては、監査実施マニュアルによる。

(特別の利害関係)

第三十六条 この会の監査士等は、過去一年以内において役員若しくは職員であった組合又は著しい利害関係を有する組合については、監査を行うことができない。

2 監査委員会委員、審査会委員及び審査責任者は、過去一年以内において役員若しくは職員であった組合又は著しい利害関係を有する組合については、審査を行うことができない。

(継続監査の制限)

第三十六条の二 この会の監査士等は、同一の組合に対し、連続する五会計期間に係る財務諸表等につ

いて当該組合監査への監査責任者としての従事、又は実質的にこれと同等の関与（以下「監査関連業務」という。）を行った場合には、原則として、その翌会計期間以後五会計期間に係る当該組合の財務諸表等について、監査関連業務を行ってはならない。

（監査責任者の就職の制限）

第三十六条の三 監査責任者が組合の財務諸表等監査を行った場合には、当該監査責任者は、当該財務諸表等監査に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該組合の役員又は参事に就いてはならない。ただし、当該組合の経営改善を図るために必要な場合等当該組合の役員又は参事に就くことにつきやむを得ない事情があるとして当該組合の存する都道府県中央会の会長から要請があった場合において、監査委員長の承認を得たときは、この限りでない。

（専門研修の履修）

第三十七条 この会が選任した監査士は、監査士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るため、継続的専門研修を毎事業年度所定の単位数（以下「必要単位数」という。）以上履修し、報告しなければならない。

2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間を一単位とすることを基本として、研修の方法ごとに監査機構が定めるところによる。

3 監査委員長は、継続的専門研修を円滑に運営するため、専門研修内規を定める。

(研修の免除又は必要単位数の減免)

第三十七条の二 監査士が、当該事業年度において監査士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合は、専門研修内規の定めるところにより研修を免除又は必要単位数を軽減することができる。

(監査士以外の監査従事者の研修履修)

第三十七条の三 監査士以外の監査機構の監査従事者は、監査に従事するために必要な資質の向上を図るため、専門研修内規に定めるところにより、継続的専門研修を毎事業年度必要単位数以上履修するものとする。

(義務不履行者に対する措置)

第三十七条の四 監査委員長は、監査士が第三十七条に定める継続的専門研修の所定単位数以上を履修せず、又は報告しなかった場合において、専門研修内規の定めるところにより義務不履行者となつたときは、専門研修内規に定める必要な措置を講ずることができる。

2 前項の措置は、第三十八条に基づく懲戒に重ねて行うことを妨げない。

(懲戒)

第三十八条 会長は、監査委員長の提案に基づき、この会の監査士を懲戒することができる。この場合においては、本人に対しあらかじめその旨を通知して弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の懲戒は、次の三種とする。

- (一) 戒告
- (二) 二年以内の監査業務の従事の停止
- (三) 監査士の解任

(懲戒事由)

第三十九条 この会の監査士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表その他財務に関する書類を虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして処理した場合には、会長は、二年以内の監査業務の従事の停止又は監査士の解任の処分をすることができる。

第四十条 この会の監査士が、相当の注意を怠り、虚偽、錯誤又は脱漏のある事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表その他財務に関する書類を虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして処理した場合には、会長は、戒告又は二年以内の監査業務の従事の停止の処分をすることができる。

第四十一条 この会の監査士がこの規程に違反した場合には、会長は、第三十八条第二項各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(就業規則に基づく懲戒)

第四十二条 会長は、第三十八条の規定により懲戒処分を受けた監査士の行為が、この会の就業規則に規定する懲戒事由に該当するときは、当該監査士に対して当該就業規則に基づく懲戒処分を併せて行うものとする。

(都道府県中央会からの受入出向者への懲戒請求)

第四十三条 会長は、都道府県中央会からの受入出向者である監査士について第三十八条第二項第三号の解任の処分を行った場合は、当該都道府県中央会会長に対し、その都道府県中央会の就業規則に基づき懲戒を行うべきことを求めることができる。

(監査士証等の返付)

第四十四条 この会の監査士は、監査士を解任されたとき又は監査業務の従事の停止の処分を受けたときは、監査士証を会長に返付しなければならない。

2 監査士以外の監査従事者は、監査に従事しなくなったときは監査従事者証を会長に返付しなければならない。

(就業規則等への委任)

第四十五条 この会の監査士等の服務に関しては、この章に定めるもののほか、この会の就業規則及び監査委員長が別に定めるところによる。

第五章 雑則

(監査基準等の届出)

第四十六条 この会は、監査基準及び監査に関する品質管理基準を定めた場合又はこれらを改正した場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。

(監査報告書や内部統制等に関する改善指示書等の取扱い)

第四十七条 監査機構は、第二十六条の規定により監査報告書を交付したときは、その概要を農林水産

大臣及び監査を受けた組合を所管する都道府県知事に提出するものとする。

2 監査機構は、組合に対して行った内部統制等に関する改善指示書及び期中改善指示書について、農林水産大臣及び監査を受けた組合を所管する都道府県知事に提出するものとする。

3 監査機構は、第十三条の監査契約の定めるところにより、監査を受けた組合を会員とする都道府県中央会及び農林中央金庫のＪＡバンク中央本部に当該組合の監査の結果に関する情報を提供することができる。

4 この会は第二十九条及び第三十条に基づき実施した監査の品質管理のレビュー及び監査調書のレビュー結果の概要について、農林水産大臣に報告するものとする。

附 則

一、この規程の改正は、行政庁の承認を受けた日から施行する。

別記様式（農業協同組合監査士証の様式）
《監査士証表面》

J A 全国監査機構		第〇〇-〇〇〇号
農業協同組合監査士証		
写真貼付欄	氏	名
	年 月 日生	
上記の者はこの会の農業協同組合監査士であることを証明する。		
全国農業協同組合中央会 平成 年 月 日		
全国農業協同組合中央会印		

《監査士証裏面》

J A 全国監査機構行動目標
「貢献」「連携」「向上」

注 意

- 一、本証は農業協同組合又は農業協同組合連合会の監査の際必ずこれを携帯しなければならない。
- 二、本証は、監査を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に必ずこれを提示しなければならない。
- 三、本証は、これを他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 四、本証を紛失したときは、直ちにその旨をこの会に届け出なければならない。
- 五、農業協同組合監査士がその職を退いたとき又は停職とされたときは、本証を直ちにこの会に返付しなければならない。

別記様式（監査従事者証の様式）

《監査従事者証表面》

J A 全国監査機構		第〇〇—〇〇〇号
監査従事者証		
写真貼付欄	氏	名
		年 月 日生
	上記の者はこの会の監査従事者であることを証明する。	
	全国農業協同組合中央会 平成 年 月 日	
	全国農業協同組合中央会印	

《監査従事者証裏面》

<h2>J A 全国監査機構行動目標</h2> <p>「貢献」「連携」「向上」</p> <p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">一、本証は農業協同組合又は農業協同組合連合会の監査の際必ずこれを携帯しなければならない。二、本証は、監査を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に必ずこれを提示しなければならない。三、本証は、これを他人に譲渡し又は貸与してはならない。四、本証を紛失したときは、直ちにその旨をこの会に届け出なければならない。五、監査従事者がある職を退いたときは、本証を直ちにこの会に返付しなければならない。

農業協同組合中央会監査基準

制定	平成一四年	二月	七日
改正	平成一七年	四月	七日
改正	平成一八年	八月	八日
改正	平成二一年	五月	五日
改正	平成二二年	二月	二日
改正	平成二三年	三月	三日

〈前文〉

農業協同組合中央会（以下「中央会」という）は、農業協同組合および農業協同組合連合会（以下「組合」という）の健全な発展に資するため、農業協同組合法に基づき、組合に対する監査を実施する。中央会の監査は、組合の作成する貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、「財務諸表」という）が組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していること（適正性）、剰余金処分案又は損失処理案が法令及び定款に適合していること（適法性）、事業報告及びその附属明細書が法令及び定款に従い組合の状況を正しく示していること（適法性）を確かめるために実施（以下「財務諸表等監査」という）するとともに、財務諸表等監査に付加するなどにより、組合の組織・事業・経営について合目的性・合法性を確かめるために実施（以下「一般監査」という）する。

中央会が実施する財務諸表等監査については、任意の監査を含め、監査のプロセス及び監査報告書における適正・適法意見の表明の意義は、公認会計士・監査法人が行う監査と同じでなければならぬ。

この農業協同組合中央会監査基準は、一般に公正妥当と認められる監査基準に基づいて定めたものであり、監査人である中央会及び農業協同組合監査士等すべての中央会監査の実施者（以下「監査士等」という）が遵守すべき規範として、これを具体化した実務指針とともに監査規範の体系を形成するものである。

〈監査基準〉

第一 監査の目的

財務諸表等監査の目的は、経営者の作成した財務諸表、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告及びその附属明細書（以下、「財務諸表等」という。）が、法令及び定款に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正・適法に作成され、組合の財政状態、経営成績、事業の内容と成果等をすべての重要な点において適正・適法に表示しているかどうかについて、監査人としての中央会が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表等の表示が適正・適法である旨の中央会の意見は、財務諸表等には、会計に関する部分以外を含め、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人としての中央会の判断を含んでいる。

第二 一般基準

一 監査士等は、専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努め

なければならぬ。

二 監査士等は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。

三 監査士等は、専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

四 監査士等は、財務諸表等の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表等に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表等に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。

五 監査士等は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容ならびに判断の過程および結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。

六 中央会は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理（以下「品質管理」という。）の方針と手続きを定め、これらにしたがって監査が実施されていることを確かめなければならない。

七 監査士は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続にしたがい、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。

八 中央会及び監査士等は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、または窃用してはならない。

第三 実施基準

一、基本原則

- 一 監査士等は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表等における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 二 監査士等は、監査の実施において、内部統制を含む、組合等および経営環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。
- 三 監査士等は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表等の項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 四 監査士等は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表等における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。
- 五 監査士等は、専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表等に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 六 監査士等は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続組合の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表等を

作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。

二、監査計画の策定

- 一 監査士等は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 二 監査士等は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、組合の行う事業の環境、組合の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他組合の経営活動に関わる情報を入手し、組合及び経営環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表等における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。
- 三 監査士等は、広く財務諸表等全体に関係し特定の財務諸表等項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。
- 四 監査士等は、財務諸表等項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。
- 五 監査士等は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。

六 監査士等は、組合が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した

監査計画を策定しなければならない。

七 監査士等は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。

八 監査士等は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

三、監査の実施

一 監査士等は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。

二 監査士等は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

三 監査士等は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。

四 監査士等は、監査の実施の過程において、広く財務諸表等全体に関係し特定の財務諸表等項目

のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。

五 監査士等は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査士等の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

六 監査士等は、監査の実施において不正または誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表等に与える影響を評価しなければならない。

七 監査士等は、継続組合を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。

八 監査士等は、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。

九 監査士等は、適正かつ適法な財務諸表等を作成する責任は経営者にあること、財務諸表等の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査士等が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

四、他の監査人等の利用

一 監査士等は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によつて監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

二 監査士等は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

三 監査士等は、組合の内部監査の目的及び手続が中央会の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価したうえで、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表等の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

五、期中改善指示書

監査士等は、統制評価手続で把握した組合の内部統制上や会計上等の問題点及びその改善提案を期中改善指示書に記載しなければならない。

六、一般監査の実施基準

監査士等は、一般監査において、監査契約に定める監査目的の範囲で組合の組織・事業・経営について、合目的性または合法性の観点から必要な監査手続を実施しなければならない。

第四 報告基準

一、基本原則

一 監査士等は、経営者の作成した財務諸表等が、法令及び定款に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、組合の財政状態、経営成績等をすべての重要な点において適正・適法に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならぬ。

二 監査士等は、経営者の作成した財務諸表等が、法令及び定款に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正・適法に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、法令及び会計の慣行に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうかならびに財務諸表等の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならぬ。

三 監査士等は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならぬ。

四 監査士等は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。

五 監査士等は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。

二、監査報告書の記載区分

一 中央会は、監査報告書において、監査の対象、経営者の責任、中央会の責任、中央会の意見を

明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならぬ。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。

二 中央会は、財務諸表等の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

三、監査報告書の記載事項

中央会は、経営者の作成した財務諸表等が、法令及び定款に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、組合の財政状態、経営成績等をすべての重要な点において適正かつ適法に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正・適法意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

(一) 監査の対象

監査対象とした財務諸表等の範囲

(二) 経営者の責任

財務諸表等の作成責任は経営者にあること、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任者は経営者にあること

(三) 中央会の責任

中央会の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は、中央会

に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表等の項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は中央会の判断によること、財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

(四) 中央会の意見

経営者の作成した財務諸表等が、法令及び定款に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、組合の財政状態、経営成績等をすべての重要な点において適正かつ適法に表示している」と認められること

四、意見に関する除外

一 中央会は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しななければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しななければならない。

二 中央会は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しななければならない。この場合

には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。

五、監査範囲の制約

一 中央会は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。

二 中央会は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

三 中央会は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、さらに当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

四 中央会は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象または状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

六、継続組合の前提

一 中央会は、継続組合を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続組合の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続組合の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。

二 中央会は、継続組合を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続組合の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならぬ。

三 中央会は、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

四 中央会は、継続組合を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続組合を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七、追記情報

中央会は、次に掲げる強調することまたはその他説明することが適当と判断した事項は、監査報

告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

- (一) 正当な理由による会計方針の変更
- (二) 重要な偶発事象
- (三) 重要な後発事象
- (四) 監査した財務諸表等を含む開示書類における当該財務諸表等の表示とその他の記載内容との重要な相違

八、内部統制等に関する改善指示

中央会は、監査概要書に監査実施者、監査の実施概要ならびに改善を要する事項を記載しなければならぬ。改善を要する事項は、組合の内部統制上・会計処理上・業務運営上等の問題点について、必要と認められるものを記載するものとする。中央会は、監査概要書に記載した改善を要する事項について、組合からの回答書により改善方針、具体的改善方法ならびに改善のための措置等を確認しなければならない。

九、一般監査の報告基準

中央会は、一般監査において、監査契約に定める監査目的の範囲で組合の組織・事業・経営について、監査報告書または監査概要書に合目的性・合法性の観点から意見を表明し、改善を要する事項を記載しなければならない。

中央会は、監査報告書に記載した改善を要する事項について、組合からの回答書により改善方針、具体的改善方法ならびに改善のための措置等を確認しなければならない。

監査に関する品質管理基準

全国農業協同組合中央会

制定 平成一八年八月八日

第一 目的

- 一 本基準は、中央会監査基準と一体として適用されるものであり、財務諸表等監査を実施する監査人すなわち全国農業協同組合中央会（J A全国監査機構、以下「全国中央会」という。）および監査実施者が、監査業務の質を合理的に確保するために定める。
- 二 監査実施者とは、監査責任者および監査従事者（監査士及び監査補助者）をいう。

第二 品質管理のシステムの整備及び運用

- 一 全国中央会は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結および更新から、監査計画の策定、監査業務の実施および監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用する。
- 二 監査責任者は、全国中央会が設けた品質管理のシステムに準拠して、監査業務を行わなければならない。
- 三 全国中央会は、品質管理のシステムの整備および運用の状況を適切に記録し、保存するための方針および手続を定め、それらが遵守されていることを確かめる。

第三 品質管理のシステムの構成

- 全国中央会は、少なくとも、以下の事項に関する方針および手続からなる品質管理のシステムを設ける。
- (一) 品質管理に関する責任
 - (二) 職業倫理および独立性
 - (三) 監査契約の新規の締結および更新
 - (四) 監査実施者の確保、教育・訓練、評価および選任
 - (五) 業務の実施
 - (六) 品質管理のシステムの監視

第四 品質管理に関する責任

- 一 全国中央会は、品質管理に関する適切な方針および手続を定め、品質管理のシステムの整備および運用に関する責任を負う。
- 二 全国中央会は、品質管理のシステムの整備および運用に関する責任者を定める。
- 三 監査責任者は、全国中央会が定める品質管理の方針および手続に準拠して監査を実施する責任を負う。

第五 職業倫理及び独立性

一、職業倫理

- 一 全国中央会は、職業倫理の遵守に関する方針および手続を定め、それらの方針および手続が遵守されていることを確かめる。

二 監査責任者は、全国中央会の定める職業倫理の遵守に関する方針および手続を遵守するとともに、それらが監査従事者により遵守されていることを確かめなければならない。

二、独立性

一 全国中央会は、独立性が適切に保持されるための方針および手続を定め、それらの方針および手続が遵守されていることを確かめる。

二 監査責任者は、全国中央会の定める独立性の保持のための方針および手続を遵守するとともに、それらが監査従事者により遵守されていることを確かめなければならない。

第六 監査契約の新規の締結及び更新

一 全国中央会は、監査契約の新規の締結および更新の判断に関する方針および手続を定め、全国中央会の規模および組織、当該監査業務に適した能力および経験を有する監査実施者の確保の状況ならびに、監査契約の新規の締結および更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断する。

二 監査責任者は、監査契約の新規の締結および更新が、全国中央会の定める方針および手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結および更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入力した場合には、全国中央会に、適宜、伝えなければならない。

第七 監査実施者の確保、教育・訓練、評価及び選任

一 全国中央会は、監査実施者の確保、教育・訓練、評価および選任に関する方針および手続を定め、

監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保する。

二 全国中央会は、監査実施者の選任と構成に関する方針および手続を定め、組合等の事業内容等に
応じた適切な監査を実施するための能力、経験および独立性を有するとともに、監査業務に十分な
時間を確保できる監査実施者を選任する。

三 監査責任者は、監査業務に監査従事者を使用する場合には、当該監査従事者が監査業務に必要な
能力、経験および独立性を有するとともに、十分な時間を確保できることを確かめなければならない。

第八 業務の実施

一、監査業務の実施

一 全国中央会は、監査業務の実施に関する品質管理の方針および手続を定め、監査に必要な情
報および技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示お
よび指導を行う体制を整備し、監査業務の品質が合理的に確保されるように努める。

二 監査業務の実施に関する品質管理の方針および手続には、監査手続の遂行、監督および査閲
の方法、監査調書としての記録および保存の方法等に関する適切な規程等を含む。

三 監査責任者は、全国中央会の定める、監査業務の実施に関する品質管理の方針および手続を
遵守し、監査従事者に対し適切な指示および監督を行い、監査調書が適切に作成されているか
を確かめなければならない。

四 監査責任者は、監査意見の表明に先立ち、監査調書の査閲等を通して、十分かつ適切な監査
証拠が入手されていることを確かめなければならない。

二、専門的な見解の問合せ

一 全国中央会は、全国中央会内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針および手続を定め、監査責任者がそれらを遵守していることを確かめる。

二 監査責任者は、全国中央会の定める方針および手続に従い、全国中央会内外の適切な者から見解を得た場合には、その内容を適切に記録し、得られた見解が監査業務の実施および監査意見の形成において十分に検討されているかを確かめなければならない。

(注) 専門的な見解の問合せとは、監査業務に関して、全国中央会内外の専門的な知識、経験等を有する者から、専門的な事項に係る見解を得ることをいう。

三、監査上の判断の相違

一 全国中央会は、監査実施者間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針および手続を定め、それらの方針および手続に従って監査責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめる。

二 監査責任者は、全国中央会の定める方針および手続に従って、監査実施者間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決しなければならない。

三 全国中央会は、監査責任者と監査業務に係る審査の担当者および地区審査会又は監査委員会との間の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行しない。

四、監査業務に係る審査

一 全国中央会は、監査業務に係る審査に関する方針および手続を定め、組合の状況等に応じて

審査の範囲、担当者、時期等を考慮し、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、適切な審査が行われていることを確かめる。

二 全国中央会は、監査業務に係る審査の担当者として、十分な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有する者を選任する。

三 審査の担当者は、全国中央会の定める方針および手続に従って、監査業務に係る審査の内容および結論を、監査調書として記録および保存する。

第九 品質管理のシステムの監視

一 全国中央会は、品質管理のシステムの監視に関する方針および手続を定め、それらが遵守されていることを確かめる。当該方針および手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視および監査業務の定期的な検証を含む。

二 全国中央会は、品質管理のシステムの日常的監視および監査業務の定期的な検証によって発見された不備およびこれに対して改善すべき事項が、品質管理のシステムの整備および運用に関する責任者、監査責任者等に伝えられ、必要な措置が講じられていることを確かめる。

三 監査責任者は、指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、および必要な措置が的確に講じられたかどうかを確かめなければならない。

四 全国中央会は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反および全国中央会の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、全国中央会内外からもたらされる情報に対処するための方針および手続を定め、それらが遵守されていることを確かめる。

附 則

本基準は、平成一八年一二月決算期の財務諸表等監査から適用する。

J A全国監査機構倫理規則

平成一四年二月七日

全国農業協同組合中央会

(目的)

第一条 この規則は、J A全国監査機構が行う監査業務に従事する農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）が遵守すべき専門家としての倫理を定めることを目的とする。

2 監査士が遵守すべき倫理に関する事項は、全国農業協同組合中央会監査規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(法令、規程の遵守)

第二条 監査士は、法令および全国農業協同組合中央会監査規程を遵守しなければならない。
(名誉と信義)

第三条 監査士は、つねに専門家としての自覚を持って行動し、いやしくも監査士の信用を傷つけ、又は中央会監査士全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

(自己研鑽と誠実性)

第四条 監査士は、監査士としての使命の重要性を認識し、つねに自らの監査技能の向上に努め、誠実に業務を行わなければならない。

(独立性)

第五条 監査士は、つねに公正不偏の態度を保持するとともに、監査組合との関係において身分的・経済的利害関係を有してはならず、また、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や行為をしてはならない。

(公正性)

第六条 監査士は、先入観、偏見を持つてはならず、また、客観性を損なうような他の者からの影響に左右されず、公正な立場を堅持しなければならない。

(正当な注意)

第七条 監査士は、業務の遂行に際し、専門家としての正当な注意を払わなければならない。

(秘密の保持)

第八条 監査士は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密および情報等を他の者に漏洩し、又は窃用してはならない。

(専門能力)

第九条 監査士は、自らが有していない専門能力すなわち専門的知識、技能又は経験を有しているという外観を呈してはならない。

(監査組合との信頼関係)

第十条 監査士は、監査組合との間における信頼関係を保持するため、監査契約を忠実に守り、紛議

を生じないように努めなければならない。

2 監査士は、監査に当たっては謙虚な態度でのぞみ、いやしくも監査組合の名誉・誇りを傷つけるような行為をしてはならない。

(地位利用の禁止)

第十一条 監査士は、監査組合に対し、監査士の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしてはならない。

(監査士間の規律)

第十二条 監査士は、みだりに他の監査士を誹謗し、又はその名誉を傷つけてはならない。

2 監査士は、組織的に監査を行うに当たり、相互に協調し、誠意を持って業務分担を遂行しなければならない。

(監査補助者等の指導監督)

第十三条 監査士は、自己の業務の補佐を行う他の監査補助者および他の職業的専門家に対し業務上適切な指導監督を行い、監査の品質管理の保持に努めるとともに、この規則を遵守するよう指導しなければならない。

(将来の事象に対する意見の表明)

第十四条 監査士は、将来の事象に対する予測について意見を述べる場合には、その予測の実現を保証すると誤解される表現又は方法で意見を表明してはならない。

(監査意見の表明)

第十五条 監査士は、財務に関する書類等に対する監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

一 重要な監査手続が省略されているにもかかわらず、実施した旨を述べること。

二 監査範囲に重要な制限又は省略があるにもかかわらず、監査意見を表明するに際し、その旨を報告しないこと。

三 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務に関する書類等を虚偽、錯誤および脱漏のないものとして監査意見を表明すること。

四 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務に関する書類等を重大な虚偽、錯誤および脱漏のないものとして監査意見を表明すること。

五 十分な証拠が入手できず、監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得られなかったにもかかわらず、監査意見を表明すること。

(監査業務の引継ぎ)

第十六条 監査士は、監査業務の終了に当たり、監査調書を整備し、後任者に十分な引継を行わなければならない。

(規則の疑義の取扱い)

第十七条 この規則の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規則に規定されていない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、監査委員長に申し出て、その見解を求めなければならない。

(監査従事者への準用)

第十八条 この規則は、監査士以外の監査従事者に準用する。

以上

(三) 通達・答申

農業協同組合及び同連合会の組織・

事業運営に関する今後の指導方針について

(平成元年二月一日 元農経A第九五号 農林水産省経済局長通達)

我が国農業を取り巻く情勢をみると、国際化の急速な進展の中で諸外国からの市場開放要求が一層高まっております。また、国内的にも経営規模拡大の停滞、農産物需給の不均衡が依然として存在する中で土地利型農産物の内外価格差の縮小等が強く求められ、構造政策の強力な推進が急務となっている。

一方、農協については、こうした農業情勢に加え、農村社会及び農業の変化に伴う組合員ニーズの多様化や金融自由化の一層の進展など、これをめぐる状況は厳しさを増している。

このような農業及び農協を取り巻く新たな状況の中で、今後、農協が地域農業の中心的組織としてその機能を十全に発揮していくためには、低コスト農業の実現、組合員ニーズにより一層応えた事業運営の展開、組織及び経営の効率化等に積極的に取り組んでいくことが必要である。

農業協同組合及び同連合会の組織及び事業の適正な運営については、「農業協同組合及び農業協同組合連合会に対する当面の指導方針について」(昭和五十二年二月一八五二農経A第一四七一号農林省農林経済局長通達)を发出する等により、かねてから特段の指導を煩わしているところであるが、今般、我が国農業の再編と地域社会の発展に果たす農協の役割の重要性にかんがみ、環境の変化に対応し、協

同の力を發揮して活力ある組織及び事業運営の確保を図るため、別紙一のとおり「農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営に関する指導方針」を定めたので、御了知の上指導に遺憾のないようにされたい。

また、この方針に基づく措置は、農協系統組織の自主的努力にまつべきものが多く、現に農協系統組織においても昨年一二月の全国農業協同組合大会において「二世紀を展望する農協の基本戦略」を決議し、その実践に努めているところであるので、その指導に当たっては、農協の主体的取組みに配慮しつつ取り進めることとされたい。

なお、これに伴い、「農業協同組合および同連合会の協同会社の設立および管理の適正化について」（昭和四六年一月二日付け四六農政第五九七五号農政局長通達。以下「協同会社通達」という。）及び「農業協同組合および同連合会の協同会社の設立に関する届出等についての行政庁の取扱いについて」（昭和四六年一月二日付け四六農政第五九七六号農政局長通達）の一部を別紙二（略・編集部注）のとおり改正し、改正後の協同会社通達の規定は平成元年四月一日から適用することとしたので、了知されたい。

おつて、この方針に基づく指導に当たって必要となる事項については、別途通達することとしているので申し添える。

（別紙一）

農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営に関する今後の指導方針

第一 組合の組織及び事業活動のあり方

近年、農業協同組合及び同連合会（以下「組合」と総称する。）の組織基盤及び経営環境は大きく変

化しているが、組合は農業者の自主的な協同組織として設立されたものであり、今後とも農協制度の下で発展していくためには、組合員のニーズに応え、その特性を失うことなく適正な組織及び事業運営を維持していく必要がある、このため、次の点につき指導するものとする。

①正組合員加入については、一戸一正組合員を原則とする農業協同組合（以下「農協」という。）も多く見受けられるが、農業労働力の兼業化、高齢化が進行する中で農業生産の重要な担い手となつてくる後継者や婦人の正組合員加入をすすめ、組織の活性化を図ること。

②農協制度は、地域に根ざした協同活動を展開するため組合員として正組合員のほかに准組合員を設けているが、農協を利用することを相当とする地域住民を准組合員とする場合には、その趣旨に即し、無原則に加入させることなく安定的利用の見込みなど厳正な審査を行ったうえで加入を認めること。

また、地域の混住化の進行から組合員全体に対する准組合員の比率が現に相当程度高くなつていて農協にあつては、今後准組合員加入は慎重に対応すること。

③農家の所得水準の向上、営農形態の変化、生活の多様化などにより組合員の営農・生活両面におけるニーズが多面的になつていくことから、組合員が必要とする営農・生活に関わる事業の展開も幅広いものとならざるをえないが、その場合、組合員のニーズを的確に把握し、優先度に応じたメリハリのある事業の実施を基本とし、健全かつ効率的な事業運営を行うこと。営農に関わる事業の実施に当たっては、特に低コスト農業の実現が現在の大きな課題であるので、営農指導の強化、農業資材供給の効率化、良質な農業資金の供給などに努めること。

なお、農村地域の混住化の進行等により都市近郊に立地する農協が増加しているが、地区内の営農振興に取り組むのはもちろんのこと市民農園や学童農園といった体験農業の場の提供などを通じて地域住民との交流や農業者の保有する農地の秩序ある転換を通じた宅地開発など、地域住民との連帯に

も十分配慮しながら農協の特性を活かした各種事業の実施に努めること。

④農協経営を取り巻く厳しい環境の中で、農協が組合員の負託に応え、その機能を發揮していくためには、合併による経営基盤の強化や人材の確保が喫緊の課題であるので、系統自ら合併推進体制の整備や合併を誘導するための効果的な促進対策を講ずるなど農協合併の一層の推進を図ること。なお、合併に当たっては、事業及び経営の効率的な運営の推進と併せて組合員の日常活動に適切に対応できるように支所機能の充実を図るなど組合員との結び付きにも十分配慮すること。

また、営農指導、共同利用施設の設置など各種事業を実施するに当たっては、専門的人材の有効活用や施設投資の効率性などの観点から農協間協同を進めること。

⑤農協は、安定かつ有利に農産物を販売し、生産資材を購入すること等を目的として共同出荷、共同購入等を行っており、これの成果を挙げるため組合員農家に対し積極的な参加を求めることは、協同組合活動として当然認められるところである。しかしながら、これらの協同組合活動は、組合員の自主的な意思の積み重ねによって行われるべきであり、仮に、共同出荷、共同購入等を希望しない者があつたとしても、これを強制したり、農協の他の事業利用面で不利益を与えたりすることは適当でなく、協同組合活動を推進するに当たっては、組合員に対しその趣旨を十分説明し、納得を得たうえで行われることが必要であるので十分な情報の提供や組合員教育に努めること。

⑥組合員資格については、組合員がその資格を失い又はその資格に変動があつたときは、直ちにその旨を書面で農協に届け出ることを周知するとともに、農協においても必要に応じ資格確認を行うなど資格管理の徹底に努めること。

第二 組合員の意思反映の確保

組合員ニーズにより一層応えた事業運営を展開していくためには、組合員に対し十分な情報提供を行

い、その意向を常時的確に把握していくことが必要で、あり、このため次の点につき指導するものとする。

①農協の大型化、意思決定の迅速化の要請等を背景に、農協の業務が理事会決定の大枠の中で組合長、参事等を中心に処理されざるを得ない状況にあるだけに、これら組合長等の業務執行が的確に行われるよう、生産・流通部会、青年・婦人部会、准組合員会など多様な事業参加者の意向を代表する組織を育成し、これら組織と連携を取りつつ事業運営を図ること。

②理事の選任に当たっては、地区代表ばかりでなく、生産・流通部会、青年・婦人部会など各層からの代表の登用に努めること。

③組合の購買・販売事業の種類別の供給原価、手数料(率)、供給高等については、総(代)会において業務報告書により組合員に開示することを徹底するとともに事業計画書においてもこれらをあらかじめ開示するなど他業種との競争関係等から開示が困難なものを除き、組合員の要望に応じ、極力組合員に情報を開示していくよう努めること。

④総(代)会は組合員の意思を組合の事業運営に反映させるための重要な機会であることから、組合員(総代)が参集しやすい会日を設定するなど組合員(総代)本人の出席率の向上に努めることはもとより、総(代)会提出議案については、組合員(総代)に対し事前にその内容の周知を図り、組合員(総代)が議案の内容をあらかじめ検討した上で総(代)会に出席できるよう努めること。

第三 理事の責任ある業務執行体制の確立

組合の行う事業が著しく多様化、専門化し、また増大した状況の下で、変化する経済情勢に即応した的確な筆業運営を行うためには、代表権を有する者が常時組合業務を掌握するなど理事の責任ある業務執行体制を確立する必要がある、このため、次の点につき指導する。

①これまで、組合長のみが代表権を有することとしてきたが、今後、資産総額が五〇〇億円以上の信

用事業を行う農協（以下「総合農協」という。）及び組合長が系統上部団体の常勤役員等を兼務している総合農協においては、複数代表制（代表権を持つ理事を二名以上とする。）を線用し、常勤の代表理事を量くよう努めること。

②組合の業務に永年従事していた者や組合指導の業務を行っていた者など事業内容につき十分な識見と能力を持つ者（以下「学識経験者」という。）が理事に選任されるよう更に努めること。

特に、複数代表理事を置く場合には学識経験者をこれに充てるよう努めること。また、役職員の資質向上を図るため、系統外を含め研修、人事交流等に努めること。

③組合は高い社会性・公共性を有することから、その業務執行・監査機関である役員を選出に当たっては良識ある選挙を実施するとともに、役員は職責の重大性を最認識し、組合のため忠実にその職務を遂行すること。

第四 監査機能の補完・強化

近年、組合の事業活動は多様化・高度化し、その対象範囲も広く地域全体に及んでおり、組合の社会性・公共性は、より一層高まっている。

こうした中で、組合事業の健全な運営を確保していくことがこれまで以上に求められていることから、監査機能の補完・強化を図るため、次の点につき指導するものとする。

①監査の重要性にかんがみ、監事監査を適正に実施するとともに、資産総額が五〇〇億円以上の総合農協及び資産総額が一、〇〇〇億円以上の農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）その他行政庁が特に必要と認めた組合にあつては、決算の際に、農業協同組合法（以下「法」という。）に定められた農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）の監査権能に基づき監査を受けること。この場合、実施体制の面等も考慮し、必要に応じ公認会計士などを活用すること。

②資産総額が五〇〇億円以上の総合農協及び連合会にあつては、監事の選任に当たつて学識経験者の枠を設けるなど学識経験者の登用に更に努めること。

第五 内部けん制体制及び内部検査体制の整備・確立

職務権限の明確化等により内部けん制体制を確立、強化するとともに、内部検査体制の整備、充実を図るため、次の点につき指導するものとする。

①貯金業務を取り扱う支所、出張所等においては、現金出納・記帳・確認の各事務を独立して行わせるため、少なくとも担当者三名以上（支所長等が確認事務を行っている場合は当該支所長を含む。）を置くとともに、経理事務担当者については計画的な配置転換を行うこと。

②職員数五〇人以上は貯金残高一〇〇億円以上の組合にあつては、内部検査体制を導入するとともに、本体制を導入している組合にあつては、その機能を適切に發揮させ、組合の業務執行に必要な情報が迅速に理事に提供されるようその整備を図ること。

第六 外部との相互理解の増進

組合が「地域に聞かれた組合」として健全に發展していくためには外部との相互理解の増進を図ることが必要であることから、中央会に、消費者や学識経験者その他幅広い分野で活動する者との懇談の場を設け、組合の組織及び事業運営の在り方についての意見交換を行うとともに、組合事業についての理解の醸成に努めるよう指導するものとする。

第七 財務の健全化と部門別管理の徹底

(一) 農協経営基盤強化委員会の設置

農協が、農村社会の変化、地域農業の動向、金融自由化の進展等に的確に対処し、組合員の負託に応え、その機能を十全に發揮していくためには財務の健全化等経営基盤の整備・強化を図っていくこ

とが重要となっている。

このため、都道府県に、都道府県、中央会、各連合会の役員、学識経験者等を構成メンバーとする「農協経営基盤強化委員会」を設け、農協経営に関する指導方針を審議するとともに、事業の低迷、固定化債権の発生等により経営が悪化し又はそのおそれのある農協を「特別指導農協」に指定し、関係機関との連携を図りつつ常時監視指導を行うこと。

(二) 自己資本の充実と剰余金の処分

①自己資本の充実については、かねてから指導を行ってきたところであるが、今後、組合員が総（代）会に提出する事業計画書や中・長期計画書の中に自己資本充実計画を盛り込み、組合員の合意を得て、出資の増強、回転出資金の活用、剰余金処分による準備金の積立て等自己資本の計画的な充実を図るよう指導するものとする。

②組合の有する長期固定化債権（行政庁検査で償却すべきものと認定されたもの及びこれに類するもの）については、財務健全化の観点から直ちに償却に努めるとともに、当該長期固定化債権の償却を行うまでは原則として剰余金の配当は行わないよう指導するものとする。

(三) 部門別経営管理の徹底

信用・共済両事業の収益に依存する経営体質から脱却し、部門毎の採算性を確保するため、部門別あるいは事業所・施設別の損益計算を実施するとともに、倉庫、農業機械・自動車整備施設、購買店舗等の個別施設で構造的に赤字・不採算となっているものについては、整備・統廃合等に努めるよう指導するものとする。また、管理部門の合理化や不採算部門における人員配置の見直しを行うなど要員管理の徹底を図るよう指導するものとする。

第八 営農指導事業等各事業の適切な実施

(一) 営農指導事業は、購買、販売、信用事業等と総合的、一体的に行われるという農協固有の事業であり、農協の事業全体に相乗的効果をもたらす農協事業の基礎となる重要なものであることから、その充実を図るため、都道府県本庁段階及び地方事務所（普及所）段階の農業内外の各機関との一層の連携を図る場として、「営農指導会議」等を設けるとともに、次の点につき指導するものとする。

① 経営者層は、営農指導が農協事業の基礎とする重要な事業であることを再認識し、率先して営農指導事業に取り組むこと。

② 営農指導担当部署の整備確立を図るとともに、改良普及員、獣医師、病害虫防除指導員などの有資格者を営農指導担当部門に積極的に配置すること。また、営農指導担当職員は、これらの資格の取得に努めること。

③ 都道府県中央会又は同連合会に「人材銀行」等を設け、広い分野から専門的かつ高度な知識を有する者を登録し、農協の要請に応じて派遣するなど農協の営農指導を補完する体制の整備を図ること。

④ 営農指導事業の円滑かつ継続的な実施を図るため、賦課金の徴収や総（代）会の議決を経て目的積立金を造成し、その運用果実を事業経費に充てるなど財源確保のための対策を講ずること。

⑤ 農業試験場、農業改良普及所など外部専門機関との連携を強化し、高度化、多様化する組合員ニーズに応えるとともに、生産コスト低減の観点にたった経営指導や販売をも念頭に置いた生産指導、さらには税務指導などに力をいれること。

⑥ 営農指導事業を計画的、総合的に実施するため、地域農業振興計画の継続的策定を行うこと。また、県農業公社、市町村、農業委員会等との連携を保ちながら農用地の利用調整を推進するとともに、農作業受託農家の組織化等の活動を強化すること。

⑦営農指導部門と信用部門等の部門との連携を図り、農家の固定化負債発生予防及び生産コストの低減に努めるとともに、固定化負債を抱えている農家に対しては、営農・生活両面における濃密指導を実施すること。

また、営農貸越しについては、的確な営農設計に基づく貸越限度額の設定を行うとともに、貸越しの対象となる資金を十分吟味するなど、その適切な運用を図ること。

(二) 購買及び販売事業

購買事業については、他業者と厳しい競争関係にあり、組合の取り扱う生産資材の価格等について組合員の関心も高くなっているが、系統利用を通じ安定かつ有利な購入を実現し、組合員に協同のメリツトを適正に還元していくためには、物流の合理化、中間経費の削減や品目の特性に応じた弾力的な事業展開等を図っていくことが必要となっている。

一方、販売事業についても、物流の合理化や消費者及び食品産業のニーズへの的確な対応等を図っていくことが必要となっている。

このため、次の点につき指導するものとする。

①担い手農家の育成に資する観点から取扱量の大小、予約取り扱いの有無等取引条件の実態に応じ、価格、奨励金等について弾力的な対応に努めること。

②購買及び販売事業に伴う各種奨励金は、極力価格に織り込むなどにより組合員への還元を努めることを基本に、奨励措置等を実施する場合は、奨励目的を明確にした上で、あらかじめ、目的、対象者、交付基準を内容とした実施要領を定め、組合員に明らかにすること。また、常に見直しを行い、実態に合わないもの等は廃止や目的を変えるなどにより、適切な管理に努めること。

更に、奨励金などを受け入れた場合は、その目的に沿って適切に支出すること。

③ 購買未収金については、固定化を防止するため組合員ごとの残高管理を徹底し、多額の未収金を有する組合員については営農計画等に応じた購買未収金限度額を設定するとともに、購買未収金の決済サイトの管理を適切に行い期限内回収に努めるなど債権管理の徹底を図ること。

④ 農産物の付加価値の向上を図るため農協が加工事業に取り組むことは評価できるが、加工技術の習熟、販路の確保など事業実施に当たつての課題も少なくないので、マーケティング調査、事業採算性の検討等を十分行つた上で、取り組むこと。

このため、中央会及び連合会は、農産加工技術専門家の派遣など技術指導体制の強化やマーケティング調査の実施、経営管理診断等必要な経営・販売指導に努めるとともに、農協の加工事業に関する相談窓口を設置するなど相談機能の拡充に努めること。

また、加工に適した品質及び規格の農産物の導入や安定的な供給など食品産業のニーズへの的確な対応に努めること。

⑤ 生活物資の供給に当たつては、地場産品の販売など農協の特性を活かした品揃えにも留意すること。

(三) 信用事業

組合は、組合員の営農及び生活の向上や農村地域の発展等に資するため必要な資金の貸出しを行つていますが、今後は、地域農業振興の担い手となる農家等の営農資金のニーズに添えていくことが重要となっていることから、営農資金の効果的かつ適切な貸付け等を図るため、次の点につき指導するものとする。

① 営農資金の貸付けに当たつては、営農指導等他部門を含めた貸付審査委員会の設置や営農計画を基礎とした営農資金の貸付極度額の設定を行うことなどにより他の事業部門との連携の下に適切な貸付審査を実行すること。

② 営農資金の貸出しに当たつて、担い手農家の育成に資する観点から経営・技術能力、担保力、組合

事業の総合的な利用状況等に応じ金利等の弾力的適用に努めること。

③金融自由化の急速な進展に対応し、経営基盤の強化及び経営の効率化を図るため、経営コストの引下げ、リスク管理体制の強化、自己資本の充実等に努めること。

また、余裕金の運用に当たっては、法令、通達、定款等を遵守して行うことはもとより、理事会における運用の方針及び方法の決定、業務執行体制の充実・強化による運用能力の向上などにより、確実性、効率性及び流動性に配慮した健全運用に努めること。

(四) 共済事業

共済事業は、相互扶助の理念のもとに、組合員の生命と財産を保障することを目的としているが、農村における高齢化の急速な進展の中で農協共済事業の果たす役割には重要なものがあることから、事業のより適切な実施を図るため、次の点につき指導を行うものとする。

①事業実施に当たっては、組合員農家の生活実態に応じた保障を提供することを基本とし、適切な加入推進に努めるとともに、行き過ぎた加入奨励は行わないこと。

②農協による共済掛金の立替払いは、共済契約者からの共済掛金の払込みが共済契約の効力発生要件とされている点から見て共済契約の有効性に問題を残し、共済契約者間の公平性を損なうなど共済事業の目的を逸脱するものであるので、行わないこと。

③他業者との競争の激化など環境の変化に対応し、審査・査定の適正・迅速化、財産運用機能の強化等事業実施体制を整備するとともに、内部留保の充実による経営体質の強化や事業運営の一層の効率化を図ること。

第九 協同会社の設立及び管理の適正化

協同会社については、組合の合理的な事業運営や経営の効率化を図るため設立される例が多くなって

おり、組合の事業を補完する上でその必要性が今後とも高まるものと考えられるが、組合員ニーズに応え各種事業を行っていく上で真に必要な場合に設立されるべきものである。

しかしながら、なかには、組合の事業との関連性からみて既に設立の目的を達成したと認められるもの、組合による協同会社の経営内容の把握やその管理に適正さを欠くもの、協同会社の経営が組合の経営にも重大な影響を及ぼすとみられるものなども見受けられる。

このため、今後ともいたずらに事業を拡大することを主眼とした設立は行わないようにするとともに、従来の指導に加え、次の措置により協同会社の管理の適正化を期するものとする。

①協同会社の設立時に行政庁に届け出た事項のうち定款及び資本金の額について、設立後変更が行われる場合には、あらかじめ、当該変更の内容を組合に協議させるとともに、設立の際と同様、行政庁に届け出るものとする。

②協同会社の管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を定めた「協同会社管理規程」を制定する等管理の適正化を図るものとする。

③協同会社が設立の目的に沿って運営されているか否かについて常時把握し、設立の目的を達成したと認められるもの等組合が設立・出資しておく必要性の乏しいものについては、出資を引き揚げる等所要の措置をとるものとする。

④協同会社に対する出資及び取引の額が相当な額に達する組合にあつては、協同会社の経営が組合の経営にも重大な影響を与えるおそれもあることから、財務諸表の行政庁への届出に際し、協同会社を含めた組合全体の経営・財務の内容が明らかとなる財務資料を添付するものとする。

⑤協同会社以外の会社又は団体に対する出資又は出えんの額が一定の額に達する組合にあつては当該会社又は団体の経営が組合の経営に影響を与えるおそれもあることから出資・出えんに当たって

は、組合の事業との関連性、出資・出えんの目的等を組合員に周知されとともに、協同会社に準じた管理を行う等管理の適正化を図るものとする。

第一〇 報告

都道府県知事は、この方針に基づき指導の状況につき別に定めるところにより農政局長（北海道においては農林水産省経済局長、沖縄にあつては沖縄総会事務局長）に報告するものとする。

「農業協同組合及び同連合会の組織・

事業運営に関する今後の指導方針について」の運用について

（平成元年二月一日 元一五）

農林水産省経済局農業協同組合課長通達）

農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営の今後の指導方針については「農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営に関する今後の指導方針について」（平成元年二月一日付け元農経A第九五号農林水産省経済局長通達。以下「基本通達」という。）をもって通達されたところであるが、基本通達に基づく指導に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

一 正組合員資格に係る定款変更について

農業協同組合（以下「農協」という。）から正組合員資格要件の引下げに係る定款変更についての認可申請があつた場合には、当該組合の地区内の実情に照らし妥当かどうかにつき十分に検討を行うこと。

二 複数代表制の採用について

基本通達第三の①の複数代表制の採用に当たっては、これまで、組合長のみが代表権を有することと

されてきたことから、その採用により農協の事業運営に混乱が生じることのないよう、組合長と他の代表理事との分担関係を明確にするとともに、取引先等に十分周知した上で導入するよう指導すること。

三 常勤理事の設置について

理事全員が非常勤である農協が一部で見受けられるが、総合農協にあたっては、常勤理事を少なくとも一人以上置くこと。

四 決算監査について

(一) 基本通達第四の①の決算監査については、平成元年四月一日以降開始される事業年度に係る決算から実施するものとする。

(二) 決算監査の対象とされた総合農協及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）のうち、学識経験を有する監事があり、かつ、監事監査の際に、農業協同組合監査士有資格者等を補助者として活用している組合については、当分の間、対象組合から除外することができることとする。

なお、平成元年二月一日現在、常勤である監事については、学識経験を有する監事とみなすこととする。

(三) 平成元年度の決算に係る監査は、基本通達第四の①の規定にかかわらず、別紙の組合を対象に行うものとする。

(四) 基本通達第四の①の「その他行政庁が特に必要と認めた組合」については、組合の資産規模、財務内容等について検討し、農業協同組合中央会の意見を聴取のうえ、決定するものとする。

五 農協経営基盤強化委員会及び営農指導会議について

基本通達第七の(一)の農協経営基盤強化委員会及び第八の(一)の営農指導会議については、これらに準ずる既存の組織がある場合には、その活用を図ること。

六 共済担保貸付けについて

共済契約を締結している組合員に対し共済掛金積立金を担保とする資金を貸し付ける方法としては、共済約款に基づく共済証書貸付けのほかに、信用事業資金を原資とするいわゆる共済担保貸付けがあるが、農協の共済事業が組合員の生活保障を目的とすることからみて、農協が債権回収のため共済契約を解除することは望ましくないので、共済掛金積立金を担保とする借入れ希望者に対しては共済証書貸付けで対応することが望ましい。

しかしながら、共済証書貸付けはその性格上貸付金利の面等で一定の制約があることから、組合員の資金ニーズに十分応えられないような場合があるので、このような場合は共済担保貸付けで対応せざるを得ないものと考える。

したがって、今後、共済担保貸付けを行うに当たっては、共済掛金積立金の八割以内を貸付限度とすること及び組合員の利益保護という観点から農協自ら共済契約は解除しないことを前提とし、次の要件のいずれかを満たす場合に限りこれを認めることとする。

- ① 貸付金利が共済証書貸付金利を下回ること。
- ② 貸付期間が共済証書貸付期間を超えること。
- ③ その他組合員の借入希望条件に共済証書貸付けでは対応できないこと。

七 報告について

基本通達第一〇の報告については、特に様式は定めがないが、基本通達に基づいて農協及び農業協同組合連合会が講じた措置の状況並びに監査対象組合の指定状況については必ず報告するものとする。

(別紙)

一 総合農協

平成元年二月一日以前に到来した直近の事業年度末の総資産の額が五〇〇億円以上の総合農協

二 農業協同組合連合会

昭和六二年度末の総資産の額が一、〇〇〇億円以上の農業協同組合連合会であつて、次表で定める地区の中で信用農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会・共済農業協同組合連合会ごとに総資産の額が最大のもの

地 区	県 名
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、徳島
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

三 その他

行政庁が特に必要と認めた組合

決算監査の実施について

(平成元年二月二〇日 元一〇)

農林水産省経済局農業協同組合課長通達)

「農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営に関する今後の指導方針について」(平成元年二月一日付け元農経A第九五号農林水産省経済局長通達。以下「基本通達」という。)により、資産総額が五〇〇億円以上の信用事業を行う農業協同組合(以下「総合農協」という。)、資産総額が一、〇〇〇億円以上の農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)及びその他他行政庁が特に必要として認めた農業協同組合及び同連合会(以下「その他の組合」と総称する。)にあつては、決算の際に、農業協同組合に定める農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)の監査機能にもとづく監査(以下「決算監査」という。)を受けることとされたが、その実施に当たつては、「『農業協同組合及び同連合会の組織・事業運営に関する今後の指導方針について』の運用について」(平成元年二月一日付け元一五農林水産省経済局農業協同組合課長通達。以下「課長通達」という。)によつて通達したところであるが、その他の手続きについては、下記によることとしたので、御了知の上、よろしく御指導願いたい。

記

一 監査の重点事項等

(一) 中央会は、決算監査対象の総合農協、連合会及びその他の組合(以下「対象組合」と総称する。)の決算について監査を実施する。

- (二) 中央会は、監査報告書を対象組合に交付する。また、対象組合の監事は、監査を実施する際に当該監査報告書を活用するものとする。
 - (三) 対象組合は、総会において中央会により決算監査を受けた旨及びその結果を報告するものとする。
- 二 平成元年度の対象組合の選定及び通知等の手続
- (一) 総合農協及びその他の組合の場合
 - ① 都道府県知事は、基本通達の第四及び課長通達の記の四に基づき、対象組合を選定し、平成元年二月末日までに当該組合に対して選定した旨通知するとともに、都道府県農協中央会（以下「県中央会」という。）に対して対象組合名を通知するものとする。
 - ② 都道府県知事は、対象組合名を地方農政局長（北海道にあつては農林水産省経済局長、沖縄にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）にすみやかに報告するものとし、地方農政局長は、報告を取りまとめの上、農林水産省経済局長あて報告するものとする。
 - ③ 県中央会は、通知のあつた組合の平成元年四月一日以降開始される事業年度の決算について監査を実施するものとする。この場合、県中央会は必要に応じて対象組合の決算対象事業年度の期中において監査を行うことができるものとする。
 - (二) 連合会及びその他の組合の場合
 - ① 地方農政局長は、基本通達の第四及び課長通達の記の四に基づき、対象組合を選定し、平成元年二月末日までに当該組合に対して選定した旨通知するとともに、農林水産省経済局長あて対象組合名を報告するものとする。農林水産省経済局長は、報告を取りまとめの上、三月一〇日までに全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）へ通知するものとする。
- なお、課長通達の別紙の区域のうち、北海道・東北区域にあつては、農林水産省経済局長及び東

北農政局長が、九州・沖縄区域にあつては、九州農政局長及び沖縄総合事務局長が協議し、対象組合を選定する。

② 全国中央会は、通知のあつた組合の平成元年四月一日以降開始される事業年度の決算について監査を実施するものとする。この場合、全国中央会は必要に応じて対象組合の決算対象事業年度の期中において監査を行うことができるものとする。

三 平成二年度以降の対象組合の選定及び通知等の手続

(一) 総合農協及びその他の組合の場合

① 都道府県知事は、基本通達の第四及び課長通達の記の四に基づき、対象組合を選定し、当該組合に対して一月末日までに選定した旨通知するとともに、県中央会に対して対象組合名を通知するものとする。

② 都道府県知事は、対象組合名を地方農政局長にすみやかに報告するものとし、地方農政局長は、報告を取りまとめの上、農林水産省経済局長あて報告するものとする。

③ 県中央会は、通知のあつた組合の四月一日以降開始される事業年度の決算について監査を実施するものとする。この場合、県中央会は必要に応じて対象組合の決算対象事業年度の期中において監査を行うことができるものとする。

(二) 連合会及びその他の組合の場合

① 地方農政局長は、基本通達の第四及び課長通達の記の四に基づき、対象組合を選定し、当該組合に対して一月末日までに選定した旨通知するとともに、県中央会に対して対象組合名を通知するものとする。また、地方農政局長は、対象組合名を農林水産省経済局長あて報告することとし、農林水産省経済局長は、報告を取りまとめの上、二月一〇日までに全国中央会へ通知するものとする。

② 中央会は、通知のあつた組合の四月一日以降開始される事業年度の決算について監査を実施するものとする。この場合、中央会は必要に応じて対象組合の決算対象事業年度の期中において監査を行うことができるものとする。

四 その他

対象組合は、決算事務終了から通常総会までの期間に、監事による監査及び中央会による決算監査を受けなければならない。したがつて、監査期間の確保を図ることが、重要であるので、対象組合の総会の開催時期延長に係る定款改正についてご指導願いたい。

信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向

平成八年八月一日

農政審議会

はじめに

農協系統は、農業者の自主的な相互扶助組織として農協法等に基づいて設立・運営されており、経済事業・信用事業・共済事業・指導事業等を総合的に行うことによつて、農業の振興や農村地域の活性化に大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、農業・農村の変化、金融の自由化等の農協系統を取り巻く状況の変化の中で、農協系統が将来にわたつてその役割を的確に果たしていくためには、その事業・組織の見直しが避けて通れない状況に立ち至っている。

特に、住専問題を契機に、我が国金融システム全体の再編とともに、農協系統金融機関の再編・合理化の早急な実現が強く要請されているところである。

こうしたことから、農政審議会においては、本年一月三十一日に農協部会を設置し、以来、信用事業を中心として農協系統の事業・組織のあり方について検討してきたところであり、本報告書は、その議論を取りまとめたものである。

I、農協系統を取り巻く状況の変化

(一) 農協は、農業者の協同組織として、組合員が必要とする営農と生活に関するサービスを提供しているが、農業・農村の変化が農協に大きな影響を与えている。

即ち、近年、農村と都市の間のアクセスの改善、農村への一般企業の進出、兼業化の進展に伴う組合員の農協への依存度・帰属意識の変化等により、農協と一般企業との競争が激化し、更に、規制緩和や金融の自由化の流れの中で競争が加速されてきている。

一方で、農協においては、組合数が減少してきたにもかかわらず、職員数が平成五年まで一貫して増大するなど、こうした一般企業との競争に対する対応に遅れがみられる。

また、我が国農業の競争力強化が求められる中で、これまで以上に、農協は農業者に対して、良質のサービスを低コストで提供することを求められるようになってきている。

(二) こうした状況を踏まえて、農協が農業者の営農支援等をよりの確に行えるようにするためには、農協系統全体の事業・組織を見直し、経済事業・信用事業・共済事業・指導事業等各種事業の機能強化・効率化・健全化を図っていくことが必要である。

具体的には、

- a 広域合併による単位農協の事業機能・体制の整備
 - b こうした単位農協の広域合併の推進による単位農協と全国連との直接取引(事業二段)の実現・拡大
 - c 更に、県連と全国連に分かれていた連合会の統合(組織二段)を通じたスリム化と単位農協に対する支援機能・体制の整備
 - d 各段階を通ずる要員管理の徹底、既存施設の統廃合等による経営の合理化・効率化
 - e 業務執行体制の強化、監査体制の強化、人材の確保と専門的業務能力の向上等による経営の健全化
- 等を図っていくことが必要である。
- (三) 農協系統自らにおいても、平成一二年を目標してこうした方向で改革を推進・実行しようとしているところであり、我が国農業の競争力の強化や農村地域の振興を図る上でも、こうした改革は必要不可欠であることから、これを支援していくことが必要である。
- また、こうした改革によってこそ、農村社会の高齢化に対応した高齢者福祉事業など組合員二一
ズに対応した新規事業への取組みも可能となる。
- (四) 以上のように、農業・農村の変化により農協は大きな影響を受けているが、特に、農協の営む事業のうち信用事業については、金融の自由化等により、他の金融業態と同様、次のように大きな影響を受けている。
- a 高度成長から安定成長への移行に伴い、資金不足から資金余剰へ状況が大きく変化していること
 - b 金融の自由化・国際化(金融業態間の分野規制の緩和、金利規制の撤廃、金融商品の高度化等)
- が進展する中で、これまでのように預金を集めれば利鞘が稼げるといふ状況でなくなり、また、

一層の効率性・専門的業務能力・適切なリスク管理体制が要求される状況になっていること

c バブル経済の発生・崩壊により金融機関の不良債権問題が顕在化したのが、金融の自由化によりリスクが増大したにもかかわらず、経営における自己責任が不徹底で、健全性確保が不十分であったこともこうした不良債権発生の一因であること

d このため、金融機関全体として、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い金融システムの早急な構築が求められている状況にあること

(五) いうまでもなく、農協システムの信用事業も民間金融事業であり、資金量も大きく、我が国金融システムの一部を構成していることから、改革に早急に取り組むことが必要である。

特に、住専問題を契機に、農協システムは金融機関として十全でない面があったのではないかとの強い指摘もなされており、様々な面での反省と改革努力が必要になっている。

II、系統信用事業のあり方

(一) 農協系統金融機関は、農業者等組合員に対して金融サービスを提供する協同組織金融機関であると同時に、その地区内の住民、地元企業、地方公共団体等に対して金融サービスを提供する地域金融機関としての役割も有している。

特に、民間金融機関の店舗の少ない農村部や中山間地域においては、地域金融機関として与信・受信等の面で重要な役割を果たしており、また、農業の兼業化・農村の混住化が進む中で、こうした地域金融機関としての役割は増大してきている。

(二) 農業金融については、資金需要の季節性・零細性、他産業と比較した場合の相対的収益性の低さ等の特徴を踏まえれば、一般金融機関のみでは十分な対応が困難であり、このように一般金融機関

からの融資を受けにくい立場にある農業者が、ニーズに即したきめ細かな金融サービスを享受するため、農業者の協同組織形態で信用事業を営むことの必要性は今後とも変わらなないと考えられる。

(三) 一方で、協同組織といえども、公共性が高く、また、社会的影響の大きい信用事業を行う以上は、業務執行体制、自己資本・内部留保、員外監事、外部監査、ディスクロージャーといった点で他の金融業態と同等の措置を講じない限り、我が国金融システムの一員としての責任を十全に果たすことはできない。

(四) 系統信用事業のあり方について、総合農協の事業から信用事業を分離すべきとの考え方もあるが、a 農協は農業者の社会的経済的地位の向上を目的として総合的な活動を行っているが、営農資金等の融通を行う信用事業は、その極めて重要な一部であり、また、信用事業を行うことで、農業者の経営状況をより正確に把握し、的確な営農指導を行えるという側面もあること

b このため、歴史的にも農協は信用事業を中核として発展してきたという経緯があること

c 農業者としても、信用事業も含めて総合的に農協と取引することは、

(i) 営農等に関する種々のニーズを一元的に充足できるとともに、(ii) 販売代金、年金等の農協口座への振込みといった形で決済機能を通じて農協に貸出原資が自動的に調達され、(iii) また、日常的かつ総合的な取引の結果として、農協が農業者の経営状況を熟知していることから、的確かつ簡素な審査で営農資金等の融資が受けられ、(iv) 更に、信用事業を別組織とした場合に比べて組織運営コストが少なく済むなど、メリットが大きいこと

等から、引き続き信用事業を総合事業の一環として位置付けることに意義があると思われる。

なお、この点に関しては、本報告書の趣旨に沿い、今後、信用事業を行う農協について、(i) 我が国金融システムの一員として、自己資本・内部留保、監査体制等の点で他の金融業態と同等の

措置を講じ、(ii)また、可能な限り事業部門ごとの採算性を確保する観点から、部門ごとの損益状況等の組合員への開示を義務付けていくことも併せ考える必要がある。

Ⅲ、農協系統の事業・組織の改革の方向

一、単位農協の広域合併

(一) 単位農協の広域合併は、(i)規模拡大による事業基盤の強化、(ii)能力ある役職員の活用・養成による機能強化、(iii)人員・施設の効率化によるコストダウン等を図る上で重要である。

これにより、自ら県連機能の一部を担うことができるようになるとともに、全国連と直接取引する体制が整い、この結果、農業者等組合員に対して、より良質のサービスを低コストで供給することが可能となると考えられる。

(二) こうしたことから、農協系統は、平成一二年を目的に農協数を五五〇程度とする合併構想（平成六年三月三十一日時点で二、八三六であった農協数は、八年四月一日現在で既に実現されているものは二二九）を策定・五五〇程度の合併構想のうち、八年四月一日現在で既に実現されているものは二二九）を策定・推進しており、農協合併助成法の計画認定や税制上の支援措置の期限（平成一〇年三月三十一日）の延長等により、これを支援していくことが必要である。

(三) なお、今後の合併に際しては、

a 単に合併するだけでなく、労働生産性の向上や施設効率の改善を図り、合併メリットが十分に発現されるよう努めること

b 組合員との意思疎通を良くし、その意向を十分に汲み上げることにより、組合員との関係の希薄化を防止していくこと

- c 県連との人事交流、研修の実施等により、単位農協の職員の能力の向上を図っていくこと
- d 農協の基幹的事業である指導事業等の営農支援の充実を図っていくことに十分留意していくことが重要である。

二、組織二段

- (一) 広域合併による単位農協の事業機能の充実を背景として、単位農協にも県連レベルの機能を担い得る体制が整ってきていることを踏まえて、農協系統全体としての機能強化・効率化を図るためには、県連機能の一部を単位農協に移管しながら、同時に県連と全国連を組織的に統合することによって、全国連と単位農協の組織二段とすることが必要である。

このように組織二段とすることにより、県連機能の移管を通じて単位農協の事業機能が向上するとともに、都道府県レベル・全国レベルに分かれていた連合会の機能重複が排除されるなど、連合会のスリム化が図られる。

この結果、都道府県ごとの実情にもよるが、(i)資金運用の効率化による内部留保の充実等経営の健全化や、(ii)生産資材等の供給価格の低下、(iii)農産物販売の手取りの増加等のメリットが期待できる場合も多いとみられる。

- (二) 特に、信用事業については、

- a 資金余剰の顕在化、金融の自由化・国際化の中で、預金を集めれば利鞘が稼げる状況でなくなっていること

- b 金融機関全体として一層の効率性・専門的業務能力・適切なりスク管理体制がなければ生き残れない状況になっていること

- c 信連と農林中金との間には機能重複・業務能力格差が生じていることから、早急に信連と農林中金の統合を図ることが必要である。
- (三) 信連と農林中金の統合については、農協法に基づいて合併・事業譲渡を行うことができる経済事業・共済事業と異なり、信連と農林中金の根拠法が異なることから、現在は統合できないので、法律上、統合の途を拓くことが必要である。
 - a 法律上、統合の途を拓く際には、次のような点を踏まえることが重要である。
 - a 信連と農林中金の統合は、あくまでも、系統信用事業全体としての機能強化・効率化が目的であり、経営不振信連の救済を目的とするものではない。
 - このため、統合に当たって、統合の当事者が要員・不良債権処理等に関する年次計画を作成し、その計画の策定・実行に行政庁が計画認定等の形で関与していくことが必要であり、また、農協系統としても、統合に際して満たすべき基準（要員、不良債権処理等）を作成することが必要である。
 - b 信連と農林中金の統合については、合併と事業譲渡の両方の方式を法律上正当とすることが必要であるが、事業譲渡の場合も、譲渡後の都道府県組織は電算・為替等のみを行い、原則として貸出・預金は行わず、信用事業そのものはあくまでも二段階とすることが基本である。
 - c なお、統合は農協系統組織が各地域の実情を踏まえて自主的に取り組むことを前提とする。
- (四) 法律上の手当を必要とする信連と農林中金の統合については、農協合併助成法に基づく支援措置も参考としつつ、統合の阻害要因（統合そのものにより発生する登録免許税等の課税負担）を極力取り除く等、支援措置を講ずることが必要である。また、信連と農林中金の統合は、農業者に対する支援を強化するために推進される経済事業・共済事業を含めた農協系統全体としての組

織の二段階化の有機的な一部であることにかんがみ、これら全体についても支援措置を講ずることが必要である。

三、経営の合理化・効率化

農協系統が農業者等組合員に対してより良質のサービスを低コストで供給していくためには、経営の合理化・効率化を図ることが不可欠であり、各種事業及び各段階を通じて、計画的な要員管理、既存支所・施設の統廃合、経費節減の徹底等を積極的に推進していく必要がある。

農協系統においては、平成一二年に向けて系統全体で労働生産性を三〇%向上させるため職員数の削減目標を五万人と設定する等、合理化・効率化に取り組んでおり、単位農協の合併や県連と全国連の統合への努力と相俟って、着実にその実現を図っていく必要がある。

四、業務執行体制

(一) 広域合併による単位農協の事業規模の拡大、農協系統の他業態との競争の激化、金融の自由化・国際化（金利規制の撤廃、金融商品の高度化、リスクの増大等）の中で、農協及び連合会の業務執行体制の重要性は著しく増大している。

(二) 特に、バブル経済の発生・崩壊の過程で、金融機関の不良債権問題が顕在化したが、金融の自由化によりリスクが増大したにもかかわらず、責任ある業務執行体制が確立していなかったこともこの一因と考えられる。

このため、金融機関全体として、責任ある業務執行体制の確立が必要であり、この観点から、先の通常国会で金融健全化法が成立し、信用金庫・信用組合・労働金庫についても代表理事・常

務理事に関して兼職・兼業禁止規定が導入されたところである。

(三) 農協系統については、こうした手当が行われていないが、我が国金融システムの一員として、責任ある業務執行体制を確立するため、信用事業を行う農協・信連の代表理事・常勤理事について、他の金融業態において措置されたものと同様の兼職・兼業禁止規定を導入することが必要である。

なお、農協の理事については、

a 農業者の社会的経済的地位の向上を目的として総合的な活動を行うという農協の性格から、単なる業務執行者でなく、農業者の意思の代表者としての役割を併せ有しており、このため、農協の組合長が県連・全国連会長を兼ねたり、複数の県連会長を同一人が兼職することが常態となっているという特殊事情がある。

b 兼職・兼業禁止規定の趣旨を踏まえれば、こうした状況は早急に是正していくことが望ましいが、平成一二年に向けて単位農協の広域合併及び県連と全国連の統合を推進していく過程においてこうした兼職まで一律に禁止することは実態にそぐわないとの意見もあり、当面、兼職・兼業禁止規定の趣旨を逸脱しない範囲内で実態に即した措置を採ることについて検討する必要がある。

(四) また、現行の農協理事制度については、

a 農協法上、農協及び連合会の理事の三分の二以上は正組合員（農業者）でなければならぬこととされているが、これは、組合員代表による運営を基本としつつ、近年、高度化・専門化されてきている業務執行の的確な遂行を確保するため、三分の一まで、組合員代表でない実務家を理事に登用できるようにしたものである。

b この制度は、平成四年の農協法改正により改善されたものであり、その改正の趣旨に沿って実務家の理事への登用につきこれまでも指導がなされてきたところであるが、現実には、員外常勤理事は一組合当たりわずか○・一人にとどまっている。

c 実務家を理事に登用し高度化・専門化されてきている業務執行を的確に遂行することの必要性は、広く認識されつつも、このように組合員代表でない実務家の理事への登用が困難であるのは、農協の理事が単なる業務執行者でなく、農業者の意思の代表者としての役割を併せ有していることに一因がある。

d このように、協同組織性を踏まえつつ実務家が業務執行に当たれるようにするという現行農協理事制度の狙いは、現実にはほとんど達成されていない状況にあり、今後とも現行制度の趣旨に沿って実務家の理事への登用を引き続き推進していく必要があるが、なお、系統信用事業等をめぐる厳しい状況を踏まえれば、現行制度を兼職・兼業禁止規定の導入によって改善するだけでなく、こうした狙いを着実に達成できる新たな方式を検討し、選択肢として導入することが必要である。

e こうした新たな方式の導入は、あくまでも、現行制度の基本である「農協は組合員のものである」という協同組織性を堅持しつつ日常のマネジメントの確な遂行を確保することが目的であり、こうした趣旨の方式はドイツやフランスの農協系統金融機関にも既に見られるところである。

即ち、ドイツやフランスの農協系統金融機関では、組合員代表から成る監督委員会又は管理委員会を設け、この委員会が実務家を理事に任命し、日常的業務執行を任せるといふ制度で対処しているところであり、我が国においても、こうした制度を参考にして検討する必要がある。

五、自己資本・内部留保

(一) 農協系統は、

a 協同組織として出資資格者が限定されていること

b 組合員に最大の奉仕をする観点から、剰余金を利用高配当という形で組合員に事後精算的に還元できることとなっており、実際の剰余金処分に当たっても、利用高配当を重視してきたこと等から、これまで、自己資本・内部留保は他の金融業態に比べて薄い状況にある。

(二) しかしながら、金融の自由化等により信用事業のリスクが拡大する中で、事業を健全に運営し、他の金融業態と同様に金融システムの一員としての責任を全うするためには、自己資本・内部留保の増強が必要不可欠である。

この場合、特に、

a 住専問題の処理をめぐる、農協系統の自己資本・内部留保の薄さに強い批判があったこと

b 平成一〇年度から自己資本比率に基づく早期是正措置が発動されることを踏まえれば、農協系統についても、自己資本・内部留保を早急に充実していかなければならないこと

c 将来にわたって安定的に事業を営むための自己資本・内部留保は組合員にとってメリットがあるものであり、また一方で、現在発生している剰余金も必ずしも現在の組合員の利用のみから発生したのではなく、過去の内部留保等の蓄積に起因する面もあることに留意することが必要である。

(三) こうしたことから、農協系統についても、自己資本・内部留保を早急に増強するため、

a 当面、剰余金処分に際して、組合員への還元を行うことよりも内部留保を優先する方針の明示及び実行

- b 最低出資金制度の導入
 - c 法定準備金の積立基準の引上げ
 - d 特別積立金の充実
 - e 自己資本調達手段の多様化
- といった措置を講じていく必要がある。

六、その他の経営の健全性の確保

- (一) バブル経済の発生・崩壊の過程で、金融機関の不良債権問題が顕在化した。これは、金融の自由化によりリスクが増大したにもかかわらず、経営の健全性確保が不十分であったことも一因であり、金融機関全体として、経営の健全性確保が必要な状況にある。
 - (二) 系統信用事業に対する国民の信頼を回復し、金融システムの安定を図るためには、信用事業を行う農協・信連についても、他の金融業態と同等の経営の健全性の確保が不可欠である。
 - 具体的には、
 - a 員外監事については、信用金庫・信用組合・労働金庫等、他の金融業態と同様の措置を講ずることが必要である。
 - b 外部監査については、信用金庫・信用組合・労働金庫等、他の金融業態と同等の措置を講ずることが必要である。
- この場合、農協・信連については、昭和二九年の農協中央会制度創設と同時に中央会監査制度が導入され、爾来、系統内とはいえ、第三者である中央会による監査が行われ、監査のノウハウ等も蓄積されてきていることを考慮すべきとの意見もある。

したがって、例えば、(i) 監査を実施する全国農協中央会及び都道府県農協中央会に必ず公認会計士を置くこととした上で、(ii) 現在、農協・信連について任意で行われている中央会監査を一定規模以上の農協・信連に義務付けるといった形で、外部からのチェックという面で他の金融業態の外部監査と同等の効果が期待できる措置を検討する必要がある。

c また、ディスクロージャーについても、逐次、不良債権開示を行っていくことが必要である。

なお、農林中金は、既に平成八年三月期決算から破綻先債権・延滞債権・金利減免等債権のすべての不良債権を開示することとしている。また、信連は、八年三月期決算から破綻先債権を必須開示とし、九年三月期決算からはすべての不良債権を必須開示とすることとしている。更に、農協は、貯金量一、〇〇〇億円以上の組合について、八年三月期決算から破綻先債権を必須開示とし、以降、一〇年三月期決算までに順次全部の組合ですべての不良債権を必須開示とすることとしている。

(三) また、従来、信用事業等の黒字で経済事業・指導事業の赤字を補うという形で、経営を行ってきた農協が多かったが、信用事業を取り巻く状況の厳しさを考慮すれば、これまでのやり方では組合員の営農支援等に不可欠な経済事業・指導事業にも影響がでるおそれがある。

今後とも組合員が必要なサービスを継続的に享受できるように、経済事業等についても、可能な限りその採算性を確保する観点から、農協自らが事業の内容・方法等を不断に見直していくことが重要である。

この見直しに資するため、事業部門ごとの損益状況等を組合員に対して開示することを義務付ける必要がある。

七、資金運用

- (一) 系統信用事業の再構築を考える場合、
 - a 貯貸率が他の金融業態に比して著しく低いこと
 - b 貸出業務が制約されている中で、住専等特定業種への資金集中がみられたこと等を踏まえれば、資金運用を改善し、六八兆円に上る農協貯金を農協系統全体として健全に融資、有価証券等で運用していけるようにすることが必須の課題である。
 - (二) このため、系統信用事業の性格を踏まえて、現行の規制の下で資金運用の一層の拡充に努めるとともに、
 - a 金融自由化の中で規制緩和が進行していること
 - b 自己責任原則の徹底が求められていること等にもかんがみ、農協系統金融機関の資金運用規制を見直していくことが必要である。
- 見直しに際しては、従来、協同組織であることとの関連で、業務上一定の制約があり、また、税制上の特例が認められていることとの関係にも留意する必要がある。
- また、資金運用の拡大に当たっては、融資審査体制の強化、研修による人的能力の向上等、資金運用能力の充実・向上に努めることが不可欠である。
- (三) まず、農林中金については、農協系統金融の全国機関としての協同組織性を維持しつつ、
 - a 系統内の最終資金運用機関として、外部経済との接点に立って資金を運用し、その収益を会員に安定的に還元するという重要な役割を担っていること
 - b 信連と農林中金の統合が進めば、農林中金の資金量は大きく拡大することを踏まえて、資金運用を拡大していくことが必要である。

このため、既に設立されている証券子会社・信託子会社も活用しながら、総合的な業務展開に努めていくとともに、

a これまで信連が地域金融機関として果たしていた機能の円滑な承継を含め、農協系統の諸活動の金融面での全面的なバックアップと農山漁村の振興への一層の貢献

b 外国の金融当局の監督を受けている海外での活動を含め、経済社会の発展への一層の貢献等の観点から、前述の協同組織性との関連を踏まえつつ資金運用規制を最大限見直し、貸出先を拡大していく必要がある。

(四) また、農協については、協同組織金融機関・地域金融機関としての性格を踏まえ、着実に農業・農村への融資を拡大していくことが必要である。

このため、組合員に対する営農資金・生活資金の融通や地方公共団体・地元企業への融資の一層の拡充に努めるとともに、信連の機能を農協に円滑に移管できるよう農協の貸出先を信連並みとすることを含め、具体的な資金運用の拡大策を検討する必要がある。

なお、農協の地域金融機関としての役割の増大、信連機能の農協への移管等を踏まえて、信用補完措置の充実についても検討する必要がある。

八、協同組合に対する行政の検査・監督のあり方

規制緩和等により農協経営の自由度が増大する中で、金融機関として自己責任原則の徹底、市場規律の十分な発揮等がより一層求められていることを踏まえつつ、行政の検査・監督機能を充実していくことが必要となっている。

その際、農協系統は、この農政審議会の報告をも踏まえて、県連と全国連の統合等事業・組織の抜

本的な改革を進めようとしているところであり、指導行政と検査・監督とがより一層有機的な連携をとつて的確な改革の遂行を誘導していくことが必要である。

おわりに

以上のような信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革を推進するため、政府においては、農協法、農林中金法をはじめとする農協系統に関する各般の法令、通達等を早急に見直し、所要の措置を講じていくことが必要である。

また、農協系統においては、本報告書の趣旨を十分に踏まえて、国民の目に見える形で早急かつ着実に改革を推進することにより、効率的で健全な責任ある経営体制を早急に確立し、国民の信頼を回復するとともに、組合員の負託に十分応えた事業運営を行つていくことを強く期待するものである。

○監査士関係

農業協同組合監査士実務補習規程

全国農業協同組合中央会

第一条 この規程は、農業協同組合法施行規則（平成一三年農林水産省令第一四八号）第十五条第三項に基づき、農業協同組合監査士（以下「監査士」という。）の選任を受けようとする者のため、実務補習の実施に関して必要な事項を定める。

第二条 全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）が行う農業協同組合監査士資格試験に合格した者（公認会計士を含む）を監査士補とする。

第三条 実務補習において、監査士補は実務を通じて次に掲げる技能を補習する。

- (一) 会計に関する理論と実務
- (二) 監査に関する理論と実務
- (三) 監査士の業務に係る法務・税務に関する理論と実務

第四条 実務補習は、次の各号のすべてを修了しなければならない。

- (一) 実地研修

- (二) 集合研修
- (三) 研究報告
- 二 公認会計士は、前項第三号を修了したものとみなす。

第五条 監査士補は、前条第一項第一号の実地研修として、全国中央会又は都道府県農業協同組合中央会（以下「中央会」と総称する。）の監査担当部課に一年以上在籍し、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）の監査に従事し、監査に係る実務の全般（組合の監査を行うために必要な各種の事務処理及び事務手続き等を含む。）にわたって指導担当者から指導を受けるものとする。

二 監査士補は、前条第一項第二号の集合研修として、全国中央会が主催する所定の研修会を受講するものとする。

三 監査士補は、前条第一項第三号の研究報告として、第三条に掲げる技能を習得したかどうかを判定するために行うものとし、全国中央会が定める課題について研究報告書を作成し、全国中央会に提出し審査を受けるものとする。

四 第一項の指導担当者は、中央会が、所属する監査士の中から選任する。

第六条 実地研修を行った中央会は、第四条第一項第一号の課程を修了した監査士補に対し、実地研修の修了証書を授与する。

二 全国中央会は、第四条第一項第二号及び第三号の課程を修了した監査士補に対し、集合研修及び研究報告の修了証書を授与する。

附 則

この規程は、平成九年一二月二六日から施行する。

なお、経過措置として、平成一〇年三月三十一日までは平成八年度までの農業協同組合監査士資格試験に合格した者に対する実務補習は、第五条第一号に定める実地研修のみとし、同条第二号及び第三号は免除するものとする。

附 則

この規程は、平成一四年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成一七年四月一日から施行する。

【様式】 実地研修修了証書、集合研修修了証書、研究報告修了証書

農業協同組合監査士継続的専門研修実施要領

平成一九年二月四日

全国農業協同組合中央会監査規程第三七条に基づく研修等について、実施要領を以下のとおり定める。

一、継続的専門研修の対象者および必要単位数

(一) J A 全国監査機構の監査士	四〇単位
(二) 上記以外の監査士	四〇単位 ただし、監査業務に従事しないことの証明を提出した場合は二〇単位
(三) (一)以外の監査機構監査従事者	二〇単位

なお、J A 全国監査機構の監査士および監査従事者で公認会計士である者については、公認会計士の研修等で履修した単位を継続的専門研修の履修単位とみなす。

二、必要単位数の例外措置

(一) JA全国監査機構の監査士以外の監査士に対する減免措置

一の(二)の監査士(当該監査士が中央会職員の場合は中央会会長)は、当該監査士が監査業務に従事しないことを証明する書類を付した申請書の提出により、必要単位数の減免を受けることができる。この場合の必要単位数は二〇単位とする。

上記の減免を受けた者が、年度の途中において監査業務に従事することとなった場合には、減免を取消す。監査業務に従事することとなった事由が転籍、出向または人事異動による場合には、必要単位数は年度途中に監査士に選任された者の扱いに準じて扱う。また、監査業務に専任として従事していない者が臨時に従事することとなった場合には、往査日数が年間一〇日間以内の場合に限り、必要単位数の減免を受けることができる。

(二) 年度途中に選任された監査士、監査機構に着任した監査従事者の取扱い

研修会日程等を踏まえ、七月末までに監査士に選任された者は四月に監査士に選任された者と同様に当該年度の必要単位数を四〇単位とし、八月以降翌年一月末までに監査士に選任された者は必要単位数を二〇単位とする。この場合、当年度の選任前に履修した単位を計算に入れることができる。

監査補助者については、八月以降翌年一月末までに着任した者は、必要単位数を二〇単位とする。

また、二月以降三月末までに選任された者については当該年度に単位の取得を要しない。ただし、このうち選任前に一の(三)に該当した者については必要単位数を二〇単位とする。

(三) 研修の免除

次の場合には研修を免除する。

- ① 負傷又は疾病のために療養する等、研修を免除することが相当と認められる場合（様式一七一四）による申請が必要。年度内の随時申請可能。）
- ② 年度の途中において退職等により監査士を解任された場合

(四) 履修単位に不足が生じた場合の措置

規定単位数の履修がなされなかった場合は、全国農業協同組合中央会監査規程第三七条の四により、監査委員長は監査士資格の一定期間の停止等の措置を行う。

なお、やむを得ない理由により当該年度に必要な単位数を履修できなかった者については、下記のとおり一定の措置を講じることとする。

下記の措置の申請については、当該年度の終了後一カ月以内に、履修管理システムへの入力により申請する。

ア 次年度の猶予期間内における履修

- ① 申請により、処分を次年度九月末日までに猶予することとする。
 - ② その間に、当該年度に不足した単位数を履修すれば処分は行わない。
 - ③ その場合、次年度は前年度不足単位数とは別に規定単位の履修が必要となる。
 - ④ なお、当該年度の履修不足は、当該前年度の規定単位数以上の履修分では補えないものとする。
- イ 前年度の履修単位による充当

- ① 当年度に二〇単位を超えて履修していることを要件として、前年度の履修単位による充当を

認める。

② 前年度に受講した自己学習以外の研修によって四〇単位以上を取得している場合に、申請により、四〇単位を超える部分を当年度の履修単位に充当できる。

三、研修方法および単位数

研修の方法は、①集合研修、②自己学習、③著書等の執筆、④研修会講師とし、研修方法別の単位数の計算方法等は別紙一の通りとする。監査士等は、翌年度四月末までに「履修管理システム」(ID・パスワードは監査企画部より郵送される)により研修結果を監査企画部長あて報告する。

(一) 集合研修

継続的専門研修の対象となる研修会は、監査企画部・品質管理部が実施する研修会の他、地区別に開催する研修会や都道府県別に開催する研修会(監査企画部が製作する講義ビデオによる研修会を含む)、外部研修機関が開催する研修会(会計、監査、税務、法規および農協の業務に関するもの)についても継続的専門研修制度の対象研修会とする。全国監査機構の委員会等への出席についても集合研修と同様に扱う。

なお、監査企画部が指定した研修会に参加した者がその研修終了時に指定したレポートを提出し、かつ、そのレポートの内容が適当と認められた場合に限り、四〇〇字を一単位とし、五単位を限度に単位を取得できる。

また、上記研修以外の研修会については、履修管理システムにより①研修会の種類、②講座の名称、③主催者等、④実施日(期間)、⑤概要(二〇〇字程度)等を報告し、認められたものについて単位

が認定される。

(二) 自己学習

自己学習による研修として、以下の通り単位取得を認める。単位の申告は、履修管理システムにより①自己学習の種類、②雑誌および記事タイトル・講座の名称、③主催者等、④実施日(期間)、⑤概要(二〇〇字程度)等を報告し、認められたものについて単位が認定される。

ア 指定記事の読書

監査士指定記事(月刊JAに監査士指定記事の記載があるもの：平成一七年四月より提供開始)、CPE指定記事(日本公認会計士協会発行「監査・会計ジャーナル」の記事のうち、指定された記事)について、各記事に記載の単位を取得できる。

イ 専門図書等の読書

会計、監査、税務、法務および農協の事業に関する専門図書の読書、ア以外の雑誌記事読書について、読書時間数二時間を一単位として一冊あたり五単位を上限に単位を取得できる。

ウ 通信講座(会計等に関するもの)

会計、監査、税務、法務および農協の事業に関する通信講座の受講について、講義(学習)時間二時間を一単位として一講座あたり一〇単位を上限に単位を取得できる。

(三) 著書等の執筆

会計、監査、税務、法規および農協の業務に関する著書・論文・雑誌記事等の執筆を行った場合、執筆六、〇〇〇字を一単位とし、一著書・一論文につき一〇単位を限度として単位を取得できる。単位の申告は履修管理システムにより、自己学習にかかる報告事項に準じて概要を報告するとともに当該著書等を提出し、認められた場合に単位を取得できる。

なお、六、〇〇〇字に満たない端数は切り捨てる。雑誌記事等の連載については複数回を合計して計算することができる。改訂・増補については執筆部分の字数で計算する。

(四) 研修会講師

中央会、農協等が開催する研修会において、会計、監査、税務、法規および農協の業務にかかる講義を行った場合に、講義時間一時間を二単位として単位を取得できる(同じ内容の講義を二回以上行った場合は、二回目以降は一時間一単位とする)。別紙二以外の研修会の講師は履修管理システムにより自己学習にかかる報告事項に準じて概要を報告し、認められた場合に単位を取得できる。

四、履修結果の審査および管理

(一) 履修結果の審査

監査企画部長は、履修結果の報告および単位の申請を受けた場合には、すみやかに当該研修にかかるとる単位認定の可否を審査し、単位が認められない場合にはその旨を報告・申請者に対して通知する。

履修単位の認定に疑義のある場合、監査企画部長は、当該申請を継続的専門研修委員会に諮り、委員会は当該単位認定の可否を審査しなければならない。この審議は書面をもって行うことができるも

のとする。

(二) 履修結果の管理

履修結果については、監査企画部において、各監査士・機構従事者の履修結果について履修管理システムにおいて一元的な管理を行う。履修結果は、履修管理システムで確認可能とする。

五、その他

(一) 都道府県中央会選任農協監査士、都道府県中央会監査従事者の継続的専門研修の必要領への適用
必要領は、全国農協中央会監査規程第三七条に基づき全中選任農協監査士およびJA全国監査機構監査従事者の継続的専門研修実施について定めたものであるが、都道府県中央会選任農協監査士および都道府県中央会監査従事者についても、都道府県中央会監査規程第一三条の二、三により、必要領に基づき継続的専門研修を実施することとなる。その場合、「必要領四、「履修結果の審査および管理」については、必要な部分を都道府県中央会における審査、管理の方法に合わせ読み替えるものとする。

(二) JA全国監査機構ブロック主催研修会への助成要件等

JA全国監査機構の各ブロックでの取り組みを強化する観点から、ブロック主催研修会を年一回以上開催するものとする。ブロック主催の研修会への参加経費を監査企画部より助成する。

(三) その他

この要領の定めに疑義のある場合は、監査企画部長がその取扱いを定め、必要ある場合には継続的

専門研修委員会、監査委員長に諮り、または報告する。

以上

別紙一 研修方法別の申告方法と単位計算方法		方法	自己申告方法	単位計算方法	単位の上限
集合研修		全国監査機構監査企画部・品質管理部主催の研修会 具休例	不要(※一)	単位計算方法	単位の上限
外部研修機関主催の研修会	全中・都道府県中央会、JA全国監査機構各監査部主催(県域を超えないもの) ①会計等研修会 ②農協の業務にかかる研修	ブロック別監査部主催の監査士相互研修会、ブロック別監査部・中央会主催の ①会計等(※一)研修会・検討会 ②農協の業務にかかる研修会	主催監査部・中央会の研修管理者がとりまとして、監査企画部に名簿・開催要領をEメールで送付する(履修管理システムへの入力は不要)	一時間 一単位	なし
電子(概要報告)	各監査部・中央会の研修管理者がとりまとして履修管理システムにより申請する。				

○監査士関係

著書 執筆	自己 学習		集合 研修	
図書・雑誌の著述 論文の執筆 答申等執筆	通信講座（会計等に関するもの）	専門図書の読書 雑誌記事読書 指定記事 監査士指定記事（月刊J Aに監査士指定記事の記載があるもの） C P E 指定記事（日本公認会計士協会発行「監査・会計ジャーナル」の記事のうち、C P E 指定記事の記載があるもの）	集合研修C D - R O M（監査企画部作成の指定教材）	全国監査機構の委員会等への出席
電子（概要報告）	電子（概要報告）		電子（※三）	不要（※二）
六、〇〇〇字 一単位 （※八）	二時間 一単位 （※七）	個別に決定 （※六）	※五	一時間 一単位
合計上限なし （※八）	※七	なし		なし

研 修 会 講 師	全国監査機構（監査企画部主催）	不要（※二）	各監査部・中央会の 研修管理者がとりま とめて履修管理システ ムにより申請する。
	全国監査機構（都道府県別）	講師自身が履修管理 システムにより申請する。	
中央会、農協等が実施する研修会への 出講（会計等および農協の業務に 関するもの）	全国監査機構（地区別）	履修管理システム により申請する （文書等添付）	一時間 二単位 （※九）
			なし

- ※一 「会計等」とは、研修等のテーマが「会計」・「監査」・「税務」・「法規」にかかるものをいう。
- ※二 自己申告が「不要」とされている研修等は、監査企画部が単位をとりまとして報告する。
- ※三 集合研修CD-ROMを利用して監査部等で内部研修会を実施した場合は研修管理者がとりまとして電子申告する。
- ※四 一時間一単位（三〇分以上は切り上げ、三〇分未満は切り捨てて計算する。）
- ※五 CD-ROMに記載の単位（もとになった研修会の単位）
- ※六 各指定記事の末尾に記載の単位。

※七 自己学習のうち、専門図書等の読書および通信講座の単位計算および上限は以下のとおり。

	単位計算方法	取得できる単位の上限	備考
指定記事の読書	個別に指定された 単位数	なし	●単位申告にあたり記事内容について 二〇〇字程度の概要を報告する。
専門図書の読書 雑誌記事の読書	研修時間二時間で 一単位	一冊あたり五単位 (合計の上限はない)	●単位申告にあたり記事内容について 二〇〇字程度の概要を報告する。 ●監査企画部によるあつせんは行わない。 ●二つの年度に受講がまたがる場合は、 原則として課程修了時の年度に一〇 単位をカウントする。 ●単位申告にあたり終了証等を提出する。
通信講座（会計等 に関するもの）		一講座あたり二〇単位 (合計の上限はない)	

※八 執筆六、〇〇〇字を一単位とし、六、〇〇〇字に満たない端数は切り捨てる。雑誌記事等の連載については複数回を合計して計算することができる。一著書、一論文につき一〇単位を限度とする。
改訂・増補については執筆部分の字数で計算する。

※九 講義一時間を二単位とする（三〇分以上は切り上げ、三〇分未満は切り捨てて計算する）。
同じ内容の講義を二回以上行った場合は、二回目以降は一時間一単位とする。

○會計指導關係

J A 会計基本テーマ審議会設置・運営要領

制定 平成一五年一二月一日

改正 平成一八年一二月 七日

全国農業協同組合中央会

一、趣旨

J A の会計実務指針等の設定・改訂にあたっては、一般企業と異なった J A 等の経営や事業の実態を十分踏まえたうえで、J A 等に適用する会計について前広に審議し、適時に会計実務指針として検討すべきテーマと検討すべき観点を設定することが必要となっている。

このため、「J A 会計基本テーマ審議会」を設置することとする。

二、審議事項

一 J A 等の会計実務指針として検討すべきテーマと観点の設定

二 その他 J A 等の会計の基本に関する事項

三、委員の構成

審議会の委員は次の区分により J A 経営、事業および会計に精通した者から構成する。なお、必要に

より委員以外の者に審議会への出席を求めることができる。

- 一 全中常勤理事
- 二 都道府県中常勤理事
- 三 全国機関常勤理事
- 四 公認会計士
- 五 大学教授

四、委員の選定、委嘱および任期

委員の選定、委嘱は会長が行い、任期は委嘱の日より二年を原則とする。

五、運営

座長を委員の中から互選し、審議会の招集等運営を行う。

六、経費

審議開催に係る経費は、全中で負担する。

七、事務局

審議会の事務局をJ A全国監査機構監査企画部に置く。

以上

企業会計の基準のJ Aへの適用について

平成一六年四月六日

第三回J A会計基本テーマ審議会

(一) 信用事業等J Aの行う事業の多くは企業の行う事業と類似する内容となっており、また、事業規模の拡大に対応して利害関係者も広範になってきています。こうしたなかで、金融検査マニュアルなど行政から企業会計の基準の適用が求められてきたこともあって、これまでもJ Aに企業会計の基準を適用してきました。

(二) J Aは、非営利の協同組合であり、営利事業を前提とした企業とは異なった性格を有しています。例えば、事業の目的、加入脱退、議決権、出資金、剰余金分配等は基本的な差異があります。

また、J Aは信用事業のみを行っているわけではなく、農業関係事業等の多様な事業特性に十分配慮する必要があります。

(三) 企業会計の基準以外の会計処理方法がよりJ Aの財産および損益の状態を正しく示すことができる場合を除き、原則として企業会計の基準を適用することとなります。

(四) 今後、新たな企業会計の基準のJ Aへの適用に当たっては、J Aの理念や実態を踏まえ、J Aに十分適合するような適用に当たつての指針等を検討することが必要となると考えられます。

企業結合会計の農業協同組合への適用について

平成一九年二月一日

全国農業協同組合中央会

J A会計基本テーマ審議会

はじめに

これまで企業会計のJ Aへの適用について「企業会計基準以外の会計処理方法が、よりJ Aの財産および損益の状態を正しく反映できる場合を除き、原則として企業会計基準を適用する」「特にJ Aは協同組合であり、組織構造や資本構造が株式会社と大きく異なっていること、等に十分配慮する必要がある」というJ A会計基本テーマ審議会の基本スタンスに基づき、固定資産減損会計、退職給付会計、税効果会計等について対応を行ってきている。

一方で、「企業結合会計に係る会計基準」の設定の背景には、①法律上区分されていた「合併」と「売買」に加え、現物出資、分割、株式交換等の関連行為に対する法制度が整備されてきたこと、②有価証券市場の整備が進み、例えば合併という形式によらずとも企業の支配がより容易に可能になったこと等の法律・経済実情があるが、こうした実情は主に上場企業を中心とする株式会社固有のものであり、同会

計基準の前提である組織構造、資本構造について企業とJAの相違について十分な考察が必要となる。

Ⅰ 企業結合会計の前提

企業結合会計基準は、従来の合併に加え、売買や現物出資、子会社化目的の株式の取得等を包含する会計基準であり、その考え方の大きな特色として以下の二点があげられる。

一 市場で持分（株式等）の売買が容易であり、この結果、買収等により合併と同等の効果をえられる手法がとりえる事業体であることを前提としている。

○ある株式会社Aが他の株式会社Bと結合しようとするれば、①Bと合併する、②B株式の市場を通じての購入により、Bに対する支配力を獲得する（子会社化）、③Bの事業の全部又は一部を買収する、等のいくつかの方法が選択でき、しかも合併以外の方法によっても合併と同等の効果（Bに対する経営権の獲得）を得ることが可能となる。

○特に取得した株式数に比例して行使できる議決権の数が増えることから、子会社化を通じての経営権の獲得については、（相手企業の意向に関わらず）発行済株式数の一定割合の以上の株式の購入により可能である。

○このように企業結合会計基準の適用想定企業にとっては合併や売買とそれ以外の企業結合取引について会計上区別する意味がないのである。

二 法律的には異なる概念である「合併」と「売買」等を同じ括りで捉え、「支配」という新たな判断基準による再整理を行っている。

○意見書では企業結合の定義について「ある企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう）またはあ

- る企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること」しており、合併のみならず、株式交換、株式移転による共同持株会社の設立、吸収分割、営業譲受および現物出資はもちろんのこと、子会社化するための株式取得を含む資産の取得および負債の引受けも企業結合に含まれることとなる（一方、株式移転による持分会社の設立、新設分割・現物出資による子会社の設立、事業分離としての会社分割および対象会社または事業が一つの報告単位にならないような業務提携およびアウト・ソーシング等は企業結合に含まれない）。
- さらに意見書では「支配」の定義について「ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していること」とした上で、「取得」については「ある企業が他の企業（被取得企業）又は企業を構成する事業に対する支配を獲得して一つの報告単位となることをいう」とし、「持分の結合」とは「いずれの企業（又は事業）の株主（又は持分保有者）も他の企業を（又は事業）を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべて又は事実上のすべてを統合して一つの報告単位となることをいう」としている。
- さらに、①各結合当事者間の株主が総体として有することとなった議決権比率が等しいこと、②議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと、等が「支配でない」条件であるとし、「支配でない」条件を限定的に捉え、逆にこれにあたらないものはすべて支配であると判定することになっている。
- ちなみに、「それぞれの事業のすべて又は事実上すべてを統合している条件」として、企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であることとの条件が付されている。

II 企業結合会計の農業協同組合への適用にあたっての検討ポイント

一 会計基準の括りについて

○協同組合であるJ Aの持分の獲得は市場を通じて行うことはできず、当該組合の組合員資格を取得（域内に農地を持つ農民、域内に住所を有する個人等）するしかない。

○J Aにとつての企業結合（ひとつの報告単位に統合されること）の手法は主に、合併と事業譲渡となるが、事業譲渡の場合には、事業（資産、負債、利用者等）は譲渡されるものの、譲渡組合の出資者の移動はないことから、事業譲渡に合併と同等の効果を持たせることはできない。

○合併については、合併の当事者組合の組合員の民主的な意思決定（総会での特別決議等）を条件に、当事者組合間の合意により実行される法律行為であり、合併類似行為がとりえない中で、合意によらずにある組合の出資者が他のJ A持分を獲得することは不可能である。

○このように協同組合であるJ Aにとつては合併と事業譲渡を同じ会計基準の括りとして捉えることは法律や経済実態に合わないのである。

二 支配基準について

○意見書の定義では支配とは「その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していること」とし、これを当事企業間の株主の議決権のバランスで計ることとしている。

○株式数に応じて議決権が与えられる株主総会においては、特定の個人や法人（複数の個人や法人を含む）がその企業を支配するという現象は起こりえるが、いくら多額の出資をしようと総会では出資者あたり一票の議決権しか与えられない協同組合においては、特定の個人（法人）が、その組合を議決権数によって支配することは不可能である。

○このようにJ Aの出資者は支配が不可能な制度の下に、その組合に参加する人の集まりにすぎず、合併によってもこのような（支配が不可能という意味において）民主的な人の集団が拡大するにすぎない。

○したがって、J Aの企業結合会計に支配を判断基準として採用すること意味がないのである。
○このことは事業規模の格差が著しいJ A間の合併や救済合併のケースについても同様である。

III 企業結合会計のJ Aへの適用について

一 企業結合会計の前提条件が全く異なる中で、合併と事業譲渡を会計上一括り取引として捉え、「支配」基準により「取得」「持分の結合」の判定をするという企業結合会計の論理展開をJ Aに適用することはできない。

二 加えて、特定の個人による支配が不可能な「人」の集まりであるJ Aの合併は、この性質を維持する集団の拡大にすぎず、合併後も特定の当事組合他の当事組合の組合員に支配されるということとはあり得ない。

三 以上により、J Aの合併についてはパーチェス法が適用されるべき、「取得」と判定される取引はないことから、すべて「持分の結合」と判定され、これを踏まえ会計上はすべて持分プーリング方が適用されることとなる。

四 一方、J Aの事業譲渡については、取得であり、売買に準じた取引が適用されるべきである。

会計実務指針委員会設置・運営要領

制定 平成一四年 四月 一日
改正 平成一五年 七月 八日
最終改正 平成二〇年 一月 二一日
全国農業協同組合中央会

一、趣旨

会計基準の見直しが急速に進行するなかで、J A等の会計に適用する実務上の取扱いに関する指針(以下、「会計実務指針等」という)を統一的に整備する必要があるが生じている。

このため、J A、全国機関、農水省および公認会計士の参加を得て「会計実務指針委員会」を設置し、会計実務指針等の設定および改訂について審議を行うこととする。

二、審議事項

- (一) J A等の会計実務指針等の設定および改訂
- (二) その他J A等の会計に関する事項

三、構成

次の区分により会計の知識を有する実務者から構成する。

- (一) JA(二名)
 - (二) 全国機関(四名)
 - (三) 公認会計士(一名)
 - (四) 全中経営企画部(一名)
 - (五) 全中JA全国監査機構(二〇名)
 - ① 都道府県監査部(七名)
 - ② 監査企画部、品質管理部、全国監査部(各一名)
 - (六) 都道府県中経営指導部署(六名)
- 上記のほか、農林水産省をオブザーバーとする。

四、委員の委嘱および任期

委員の委嘱は監査委員長が行い、任期は委嘱の日より一年とする。

五、専門委員会の設置

委員会は検討テーマに対応し、委員の一部および委員以外から構成する専門委員会を設置する。

六、運営

座長を委員の中から互選し、委員会の招集等運営を行う。

七、経費

委員会（専門委員会を含む）開催に係る経費は、旅費・日当を含め全中で負担する。

八、事務局

委員会（専門委員会を含む）事務局をJA全国監査機構監査企画部に置く。

附則一

この要領の改廃は、監査委員長が行う。

附則二

この要領の改正は、平成二〇年一月一日から適用する。

以上

退職給付会計における

会計基準変更時差異の監査上の取扱いについて

委員長通達

平成二〇年一月一七日

監査部長 各位

全国農業協同組合中央会
監査委員長 岩本 繁

退職給付会計が平成一三年四月一日以降開始する事業年度から強制適用されたが、その後の大量退職および退職給与規程の改定等により会計基準変更時差異の費用処理に比べて退職給付引当金の取崩しが大きく上回った結果、極端に退職給付引当金が不足している組合が認められる。

会計基準変更時差異は一五年以内で費用処理することとされているが、これらの組合は、大量退職等により未認識会計基準変更時差異が実態に合致しなくなり、本来引当てるべき退職給付引当金が適正に引当されておらず、結果として、会計基準変更時差異の将来の処理費用が相対的に過大となり、経営上のリスクを内包することとなっている。

ついでには、退職給付会計における会計基準変更時差異の監査上の取扱いについて別紙のとおり整理したので、当該事象に該当する組合については監査に遺憾なきよう留意されたい。 以上

退職給付会計における会計基準変更時差異の監査上の取扱いについて

平成二〇年一月一七日

J A 全国監査機構

一 課題

退職給付引当金が極端に不足しているJAが認められる。JAにおいては退職給付会計が平成一三年

四月一日以降開始する事業年度から強制適用されたが、当該J Aでは、その後の大量退職および退職給与規程の改定等により大幅に退職給付債務が減少するなかで、会計基準変更時差異の費用処理に比べて退職給付引当金の取崩しが大きく上回った結果、極端な引当不足となったものである。

会計基準変更時差異は一五年以内で費用処理することとされているが、大量退職等により、未認識会計基準変更時差異が実態に合致しなくなり、本来引き当てるべき退職給付引当金が適正に引当されておらず、結果として、会計基準変更時差異の将来の処理費用が相対的に過大となり、経営上のリスクを内包することとなっている。

二 会計処理の指針

企業会計基準適用指針第一号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」によれば、大量退職に該当する場合は、退職給付制度の終了と会計上類似の事象と考え、会計基準変更時差異の未認識金額のうち、退職に伴い消滅する退職給付債務の比率に応じて、損益を認識する必要がある。同適用指針では、大量退職に該当する判断基準として、「概ね半年以内に三〇％程度の退職給付債務が減少するような場合」が例示されている。また、大規模な経営改善計画の一環として行われる退職給付制度の大幅な減額改訂により退職給付債務の大幅な減額が生じた場合には、大幅な減額に対応する会計基準変更時差異等の未処理額を発生年度に損益として認識することとされている。

また、退職給付会計に関するQ & Aでは、「未認識会計基準変更時差異が実態に合致しなくなった場合には、早期償却のために費用処理年数の変更または一時償却を検討することが必要になることもある」とされている。

こうしたことから、上記の例示に加え、以下の事象が認識された場合には会計基準変更時差異の遅延

認識の前提が崩れ実態に合致しなくなっているものと判断し、未認識の会計基準変更時差異のうち下記の会計処理により算定した金額を当期の会計基準変更時差異償却額として一括費用処理し特別損失として計上するとともに、会計基準変更時差異の未認識残額は当初の処理年数の残存年数で均等償却することとする。

〈事象〉

直近の退職給付引当金の額÷(退職給付債務－年金資産(外部積立))が五〇％に満たない場合。ただし、直近の退職給付引当金と年金資産(外部積立)の合計額が退職給付債務の八〇％を超える場合は除く。

〈会計処理〉

直近の退職給付引当金の額÷(退職給付債務－年金資産(外部積立))が五〇％に満たない金額を当期の会計基準変更時差異償却額として一括費用処理する。

なお、退職給付債務が退職給付会計適用期の期首から当年度までの間に三〇％以上減少している場合も、遅延認識の前提が崩れ実態に合致しなくなっているものと判断し、当年度期首の会計基準変更時差異に退職給付債務の減少率を乗じた額を一括費用処理することができる。

〈適用時期〉

平成二〇年四月一日以降開始する事業年度から適用する。ただし、平成一九年度決算から早期適用することを妨げない。

(経過措置)

平成一九年四月一日以降開始する事業年度から適用時期までの間までは、退職給付引当金が上記二の事象に該当する組合は、平成一九年度期首の退職給付引当金残高を減少させることはできない。なお、この経過措置を一九年度決算から適用することを妨げない。

(附則)

大量退職等により概ね半年以内に三〇％程度の退職給付債務が減少するような場合には、本規定にかかわらず会計基準に則り当該年度に会計基準変更時差異に該当減少率を乗じた額を平成一九年度決算で一括処理しなければならない。

三 監査上の取扱い

前項二の会計処理の指針が早期適用する組合においては平成一九年度決算から適用されることに伴い、当該決算期以降に行われる監査においては、これらの点に十分に留意のうえ、当該指針に即した適切な会計処理が行われていれば妥当なものと判断する。

以上

○東日本大震災関係

平成二十三年三月一七日事務連絡

「東北関東大震災に係る監査対応の考え方について」

事務連絡

平成二十三年三月一七日

J A 全国監査機構

岩手県監査部長 殿

宮城県監査部長 殿

福島県監査部長 殿

J A 全国監査機構

監査企画部

部長 濱田 達海

審査部

部長 鈴木 克宏

東北関東大震災に係る監査対応の考え方について（ご連絡）

このたびの東北関東大震災におきまして、甚大な被害に遭われました皆さま方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、みだしの件につきましては、今後様々な対応が必要となる事が想定されますが、前例のない事態でもあり、その詳細については決定するには一定の時間が必要と想定されます。

このため、今後の対応に関する基本的考え方について、現在の考え方を下記の通り取りまとめましたので、取り急ぎご連絡いたします。

今後、貴県監査部と緊密な連携を取りつつ、可能な限りのサポートを行っていきたくと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、総代会の定款所定の日時、決算終了後四カ月以内の開示（ディスクロ）等について所定の期日を大幅に超過しても行政上の不利益取扱いはしない方向で調整中であると聞いておりますので、併せて申し添えます。

記

一、基本的考え方

- 今回は、前例のない事態であり、国による特別法の制定等も想定される。監査手続、決算作業・監査報告書発出のスケジュール等について前例にこだわらず、実態・情勢を見て対応を決めていく。
- 決算・監査が實際上難しい場合は、所定の日程にこだわらず、思い切って遅らせる対応を検討す

るとともに、中央会系統で決算の作業支援を行っていくことも検討する。

○ 決算作業・監査手続きを予定通り実施できるJA、できないJAをしっかりと区別したうえで対応を決定していく。

○ JAのおかれた状況を勘案し、監査意見の表明に必要な実施可能で合理的な最低限の監査手続きについて検討する（実査・立会・確認等）。

二、決算別の対応状況・対応方策（三月一七日現在）

（一）二月決算組合について

状態…決算日は過ぎている。決算作業自体が中途と想定。実地監査はまだ実施されていない。

対応…二月決算組合については、決算日を過ぎていることから、大震災に伴う損失は、財務諸表に反映する事は必要ないものとする。

● 決算作業（財務諸表の中央会への提出）が期限内に不可能なJAは思い切って日程を遅らせる対応を考えるとともに、決算作業を完了させるための支援などについても検討していく。

● 決算作業が可能なJAは開示後発象の注記を行う。（注記文例は別添の通り）

（被害が甚大で継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に追記情報として継続組合の前提に関する重要な不確実性があることを記載する。）

● 決算作業ができたが監査手続きができない場合は、その程度によって意見不表明ないし監査範囲に関する除外事項付き限定付適正意見とする。（ただし、可能な限り除外事項付き限定付適正意見を目指す。）

(二) 三月決算組合について

状態…決算日は未到来。原則として、財務諸表に被害（損失）を反映する必要。

対応…財務諸表に被害を反映する必要がある。ただし、今後の政府・行政機関の助成や系統組織の支援等の大震災の被害（損失）に対応する利益（補償）の動向も不明確であること、被害額の見積もりを通常の決算スケジュールの範囲内で行う事は困難な場合もあると想定されることから、これらの取扱いについては、情勢等を踏まえ今後検討していく。

●決算作業（財務諸表の中央会への提出）が期日内に不可能なJ Aは思い切って日程を遅らせる対応を考えるとともに、決算作業を完了させるための支援などについても検討していく。

●決算作業が可能かつ監査手続が実施できたJ Aは無限定適正とする。

●決算作業ができたが監査手続ができない場合は、その程度によって意見不表明ないし監査範囲に関する除外事項付き限定付適正意見とする。（ただし、可能な限り除外事項付き限定付適正意見を目指す。）

●決算作業はできたが、地震に伴う損失額を見積もれない場合は、その程度によって意見不表明ないし限定付適正意見とする。（ただし、可能な限り除外事項付き限定付適正意見を目指す。）なお、今後、特例措置などが認められる情勢となれば、それに拠ることとする。

以上

別添資料

東北関東大震災で被災したJAの財務諸表・監査報告書の注記文例

平成二三年三月一七日

JA全国監査機構

監査企画部

一 二月決算JA

① 会計上の対応

被災地域に存在するJAにおいて、施設等が被害を受けたことにより、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす事象が生じている場合には、監査・保証実務委員会報告第七六号「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づき、開示後発事象の注記を行う。開示する事項は①震災により重大な損害が発生している旨 ②被害の状況 ③損害額（不明な場合はその旨注記）④復旧の見通し（不明な場合はその旨注記）⑤当該災害が営業活動等に及ぼす重要な影響 ⑥その他重要な事項がある場合にはその内容となる。

なお、今後の財政状態及び経営成績に対する影響額を見積ることができない場合には、その旨の記載を行う。

（注記例）

平成二三年三月二日に発生した東北地方太平洋沖地震により、○○支店の建物及び○○○○

が被害を受けました。

被害を受けた施設の復旧の見通しについては現時点では未確定です。(○○支店については○月○日に営業を再開しています。)(○月頃の営業再開を目標に復旧作業を進めています。)

この災害による損害額は現時点では未確定であり、翌事業年度の財政状態および経営成績に与える影響額の算定は困難ですが、事業収益の減少とともに復旧等に係る費用等の発生が見込まれます。

(この災害による損害額は現在算定中ですが、○○○○○○○○○○に係る費用等で約○○○百万円程度と見積つています。)

(新潟県中越地震の際の後発事象の注記例)

東日本旅客鉄道(株) 一六年九月中旬期

平成一六年一〇月二三日に発生した新潟県中越地震により、当社は上越新幹線、新潟県内を中心とする在来線、発電所などに重大な被害を受けました。現在、一日も早い完全復旧に向けて取り組んでおります。

なお、提出日現在運転を見合わせている上越新幹線(越後湯沢・長岡間)については、年末年始輸送の始まる平成一六年二月二八日に運転再開できることを目標に復旧作業を進めております。

また、財政状態および経営成績に与える影響額については提出日現在では算定が困難であり

ますが、当事業年度において、営業収益の減少とともに復旧等に係る費用等の発生が見込まれます。

アルプス電気㈱ 一六年九月中旬期

当社は、平成一六年一〇月三日に発生しました新潟県中越地震により、磁気デバイス事業部長岡工場（新潟県長岡市）及び小出工場（同魚沼市）が被害を受けました。

(一) 被害の状況

当該災害により被害を受けた資産は、たな卸資産、建物、機械及び装置等の一部であります。なお、人的被害はありません。

(二) 損害額

損害額は、目下算定中であり、現時点では確定しておりません。

また、上記資産につきましては、一部保険を付与しておりますが、保険金額については未定であります。

(三) 当該災害が営業活動等に及ぼす重要な影響

長岡工場及び小出工場の生産業務は、被害後速やかに復旧作業を実施し、小出工場は平成一六年一〇月二十九日から、長岡工場は平成一六年二月一日から復旧しております。

なお、営業活動等に及ぼす影響を最小限に抑えるために、全社をあげて鋭意努力しております。

(株)PLANT 一六年九月期

平成一六年一〇月二三日に発生した新潟県中越地震により「PLANTー5見附店」及び「PLANTー5刈羽店」が被害を受けました。見附店につきましては、全社をあげて鋭意復旧に努めました結果、平成一六年一〇月二五日午後三時より営業を再開いたしました。刈羽店につきましては、平成一六年一月三日に開店の予定でしたが、駐車場、浄化槽等建物周辺部分に被害を受け、修復工事を施す必要があったため、開店日を平成一六年一月一九日に延期いたしました。被害金額につきましては、現在算定中ですが、間接的な影響を除き、見附店につきましては商品の損害が約一八百万円、刈羽店につきましては修復工事、商品の損害で約三〇百万円と見込まれます。

② 監査上の対応

ア 監査手続が実施できる場合
財務諸表に重要な後発事象の注記が行われている場合は、原則として、追記情報として監査報告書に記載するものとする。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、組合は平成一三年三月二日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた。

(監査報告書の追記情報の例)

東日本旅客鉄道(株) 一六年九月中間期

また、重要な後発事象に、新潟県中越地震による被害の発生及び債務履行引受契約の締結について記載されており：

アルプス電気(株) 一六年九月中間期

特に記載なし

(株)PLANT 一六年九月期

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成一六年一〇月三日に発生した新潟県中越地震により、一部の店舗が被害を受けた。

イ 監査手続が実施できない場合

「農業協同組合中央会監査基準」及び監査・保証実務委員会報告第七五号「監査報告書作成に関する実務指針」に基づき、重要な監査手続を実施できないことにより監査証拠を入手できない場合には、次のとおり対応する。

●その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したとき

除外事項を付した限定付適正意見を表明し、監査範囲の制約に係る除外事項として、次の事項

を記載する。

- 実施できなかった監査手続
 - 監査範囲の制約の事実が影響する事項
 - その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどに重要と判断したとき
- 意見を表明しない旨及びその理由を記載する。

二 三月決算J A

① 会計上の対応

震災によりJ Aの固定資産又は棚卸資産に重大な損害が生じ、除却・廃棄等を行った場合には「災害による損失」等の科目で特別損失に計上することとなる。また、翌事業年度以降に除却・廃棄損及び復旧費用が見込まれるときは、当該金額を見積り、その金額に重要性があるときは「災害損失引当金」を計上する。

(重要な会計方針の記載例)

東日本旅客鉄道(株) 一七年三末期

災害損失引当金

平成一六年一〇月二三日に発生した新潟県中越地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積もり額を計上しております。

また、事業報告の「組合の事業活動の概況に関する事項」の「対処すべき重要な課題」として、震災による重大な損害の発生について記載することが考えられる。

② 監査上の対応

ア 監査手続が実施できる場合
通常どおり監査手続を実施する。

イ 監査手続が実施できない場合
二月決算JAの場合と同じ

○国会関係

平成一三三年六月二〇日衆議院会議録

第一五一回国会 農林水産委員会 第二二号 (抄)

第一五一回国会 衆議院 農林水産委員会 第二二号

平成十三年六月二十日(水曜日)

午前九時八分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君

理事 滝 実君

理事 小平 忠正君

理事 白保 台一君

相沢 英之君

岩崎 忠夫君

金田 英行君

北村 誠吾君

左藤 章君

理事 岸本 光造君

理事 二田 孝治君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 一川 保夫君

岩倉 博文君

岩永 峯一君

上川 陽子君

後藤田正純君

七条 明君

○国会関係

参議院議員
農林水産大臣
農林水産副大臣
農林水産大臣政務官
政府参考人
（国税庁課税部長）
政府参考人

郡司 彰君
武部 勤君
遠藤 武彦君
岩永 峯一君
村上 喜堂君

園田 博之君
西川 京子君
菱田 嘉明君
吉田六左工門君
後藤 茂之君
津川 祥吾君
中津川博郷君
檜崎 欣弥君
高橋 嘉信君
松本 善明君
山口わか子君
藤波 孝生君

高木 毅君
浜田 靖一君
増原 義剛君
古賀 一成君
佐藤謙一郎君
筒井 信隆君
永田 寿康君
江田 康幸君
中林よし子君
菅野 哲雄君
金子 恭之君

(農林水産省経営局長)

須賀田菊仁君

政府参考人

(農林水産省農村振興局長)

木下 寛之君

政府参考人

(水産庁長官)

渡辺 好明君

農林水産委員会専門員

和田 一郎君

委員の異動

六月二十日

辞任

上川 陽子君

吉田六左工門君

城島 正光君

同日

辞任

左藤 章君

増原 義剛君

中津川博郷君

補欠選任

左藤 章君

増原 義剛君

中津川博郷君

補欠選任

上川 陽子君

吉田六左工門君

城島 正光君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第四五号）（参議院送付）

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）（参議院送付）

農林中央金庫法案（内閣提出第八五号）（参議院送付）

（中略）

○堀込委員長 次に、内閣提出、参議院送付、農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。

なお、農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきましては、参議院で修正議決の上送付されたものでありますので、まず政府から趣旨の説明を聴取し、引き続き参議院における修正部分の趣旨について説明を聴取いたします。農林水産大臣武部勤君。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案

農林中央金庫法案

〔本号末尾に掲載〕

○武部国務大臣 農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農協系統は、農業者の協同組織として、組合員に対して営農及び生活に関するサービスを総合的に

提供してきたところでありませんが、食料・農業・農村基本法の制定を踏まえて、農業者の協同組織としての原点に立ち返って、地域農業の振興等に従来以上に積極的な役割を果たしていくことが求められております。

また、平成十四年四月のペイオフの解禁に向けて金融情勢が急激に変化する中で、今後とも農家組合員が安心して貯金することのできる、破綻することのない農協系統信用事業を確立していくことが急務となっております。

このような状況を踏まえて、農協系統の改革に向けた自主的な努力を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業協同組合法の改正であります。

農業協同組合が、担い手のニーズに対応しつつ地域農業の振興に重点を置いた事業展開を図るため、農業を営むすべての法人に正組合員資格を与えるほか、営農指導を農業協同組合が行う事業の第一番目に位置づけることとしております。

また、農業協同組合の業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う農業協同組合における複数常勤理事の設置、常勤理事等の兼職、兼業規制の強化、信用農業協同組合連合会を初めとする連合会への経営管理委員会の設置の義務づけ等の措置を講じることとしております

さらに、農協系統の自己責任体制の確立を図るため、農業協同組合の模範定款例を中央会が定めることができることとするともに、中央会監査の対象の拡大等を行うこととしております。

(中略)

○榎崎委員 県共連との統合によって、資金運用規模も大きくなったと思います。それがゆえの健全性

の確保といいますが、監査はどうしているのですか。

○須賀田政府参考人 昨年の四月に四十七県共済連と全国共済連、全共連が統合をいたしましたして、総資産額が三十五兆円ということございまして、大手の生命保険会社並みの規模になったところでございます。

監査のお尋ねでございまして、昨年の四月の統合に合わせまして、監事を四人から六人に増員した、特に常勤の学経監事についても一名から二名に増員をするということで、内部の監査体制を強化した。さらに、今回の改正におきまして、全共連を中央会監査の対象連合会というふうにしたところでございまして、公認会計士を帯同いたしました中央会による外部監査が行われるということでございます。監査の強化を図ったところでございます。

(中略)

○榎崎委員 貯金高が大きな農協がふえてきているのですけれども、そういう貯金高も含めた会計の監査体制といえますかチェック体制はどうなっていますか。

○須賀田政府参考人 平成八年の農協法改正におきまして、他の金融機関と同等の健全性の確保が必要であるということで、信連と、一定の貯金量、このときは一千億円でございますけれども、一定の貯金量以上の農協に系統内の外部監査でございます中央会の決算監査が義務づけられたところでございます。

そして今回、パイオフ解禁が直近に迫っているというような情勢等を踏まえまして、農協事業の一層の健全性を確保するという観点から、本年の四月から、中央会による決算監査が義務づけられている農協について、その適用基準を貯金量一千億円から五百億円に引き下げたということで、対象農協の拡大を図ったところでございます。

さらに、今回の法改正におきまして、信用事業を行わない連合会についても、一定規模以上のものについては中央会の決算監査を義務づける等の措置を講じたところでございます。

○榎崎委員 都道府県の農協検査は、もともと信連会長とか農協組合長とかいうのは、地方政界の重鎮といえますか、もしくははその重鎮につながる方々が多いですから、政治的に骨抜きにされるおそれがあるのですね。一方、農協中央会の監査は、これは身内の監査ですから、信頼性に乏しい。私はそういう検査、監査のチェック体制の甘さが不良債権の被害を大きくした一面もあると思っています。

そこで、本当にそういう監査機能を強めるのであれば、そしてまた組合員の信頼を得るためにも、外部監査、例えば公認会計士とか監査法人とかを委託して監査証明をとるとか、そういう外部監査の導入が必要だと考えるのですけれども、それはどう考えられますか。

○須賀田政府参考人 中央会の監査でございますけれども、沿革をたどりますと、昭和十三年の産業組合自治監査法、たしかそういう名前だったと思いましたが、それ以来、系統の中では中央会の監査は外部監査というふうに位置づけられてきたわけでございます。

ただ、この中央会の監査を、先生言われたように、公認会計士監査と同等のレベルにする必要があるということで、平成八年の農協法改正におきまして、中央会に公認会計士を置くことを義務づけたわけでございます。

この結果、県中そして全中において公認会計士または監査法人との契約が締結をされているということでございます。監査結果の審査会には公認会計士の参加を求めて監査精度の向上を図っているということでございます。

今回、さらに、この公認会計士の活用を行っていくために、農協系統におきましては、まず、全国連の監査については監査法人を全面的に活用する、信連の監査については公認会計士を必ず帯同する、

大規模なJAの監査については公認会計士を可能な限り帯同するというところで、公認会計士の積極活用を行っていくということにしたわけでございまして、公認会計士と同等レベル以上の監査精度が確保されるというふうに考えているところでございます。

○榑崎委員 この外部監査導入、つまり監査の強化体制については今後も強く要求していきたいと思えます。

(後略)

平成一三年六月二一日衆議院会議録
第一五一回国会 農林水産委員会 第二二号 (抄)

第一五一回国会 衆議院 農林水産委員会 第二二号

平成十三年六月二十一日(木曜日)

午前九時二十九分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君

理事 滝 実君

理事 小平 忠正君

理事 岸本 光造君

理事 二田 孝治君

理事 鉢呂 吉雄君

○国会関係

理事

白保 台一君
 相沢 英之君
 岩崎 忠夫君
 小此木 八郎君
 上川 陽子君
 北村 直人君
 七条 明君
 高木 毅君
 浜田 靖一君
 吉田六左工門君
 後藤 茂之君
 城島 正光君
 筒井 信隆君
 榑崎 欣弥君
 江田 康幸君
 中林よし子君
 菅野 哲雄君
 金子 恭之君

理事

一川 保夫君
 岩倉 博文君
 岩永 峯一君
 金田 英行君
 北村 誠吾君
 後藤田正純君
 園田 博之君
 西川 京子君
 菱田 嘉明君
 古賀 一成君
 佐藤謙一郎君
 津川 祥吾君
 永田 寿康君
 平岡 秀夫君
 高橋 嘉信君
 松本 善明君
 山口わか子君
 藤波 孝生君

農林水産大臣

武部

勤君

農林水産副大臣

遠藤 武彦君

農林水産大臣政務官

岩永 峯一君

政府参考人

(厚生労働省医薬局食品保健部長)

尾寄 新平君

政府参考人

(農林水産省総合食料局長)

西藤 久三君

政府参考人

(農林水産省生産局長)

小林 芳雄君

政府参考人

(農林水産省経営局長)

須賀田菊仁君

政府参考人

(農林水産省農村振興局長)

木下 寛之君

農林水産委員会専門員

和田 一郎君

六月二十一日

奄美群島周辺水域における大中まき網漁業の操業禁止区域の拡大に関する請願(徳田虎雄君紹介)(第三四六号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）（参議院送付）
農林中央金庫法案（内閣提出第八五号）（参議院送付）

○堀込委員長 これより会議を開きます。

（中略）

○堀込委員長 これより両案について順次採決に入ります。

まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀込委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、農林中央金庫法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀込委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○堀込委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対し、二田孝治君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブを代表して、農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

(中略)

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて既に委員各位の御承知のところと思しますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○堀込委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀込委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣武部勤君。

○武部国務大臣 ただいま法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

(後略)

平成一三年六月二一日衆議院農林水産委員会附帯決議

(衆議院農林水産委員会 平成一三年六月二一日 自民、民主、公明、自由、社民、21クラブ共同提案 賛成多数)

農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案に対する附帯決議

農業及び農村をめぐる情勢が大きく変化する中で、農協系統が、農業者の協同組織としての原点に立ち帰って、組合員のニーズに的確に応えながら地域農業の振興等に積極的な役割を果たしていくためには、その事業・組織の見直し等の改革の推進が重要な課題となっている。

よって政府は、両法の施行等に当たっては、農協系統がその使命を達成できるよう、左記事項の実現に向けて、その指導・監督に万全を期すべきである。

記

一 組合員の営農支援が農業協同組合の本来事業であることを十分認識の上、営農指導事業の充実、生産資材コストの大幅削減、農産物の有利販売などに全力を挙げ、組合員の農業経営基盤が確立されるよう、農協系統の取組みを強化すること。

二 農協系統の事業運営に当たっては、担い手のニーズに対応し、スケールメリットが生かされる生産

資材価格の設定など、利用しやすい事業展開に努めること。

三 青年・女性・法人経営者等農業の担い手の意向を組合運営に十分反映できるようにするため、これらの者の経営管理委員や理事への登用を積極的に進めること。

四 農協等において迅速かつ適正な経営判断を行い得る業務執行体制を確立し、農業者の利益の増進に資するため、常勤理事等については、学識経験者等の積極的な起用を図ること。併せて、省令で例外的に認めることとしている兼職・兼業の範囲については極力限定し、職務に支障がなく、かつ、農業振興の上で真に必要なもの以外は認めないこととする。

五 農協等の経営の健全性を確保するため、監事による監査、中央会監査、行政検査等の体制の一層の充実を図ること。特に、中央会監査については、公認会計士を帯同して行うなどにより監査法人と比し遜色のない監査を行うこと。

六 農協系統金融機関については、組合員等が安心して利用できるように、問題農協等の早期発見・早期改善を軸とし、破綻することのない農協金融システムを早急に確立すること。また、ペイオフ解禁が差し迫る中で、不良債権の最終処理と経営困難農協の解消に全力を挙げる。

その際、農林中央金庫は、信用事業の効率化及び健全な運営を確保するため、中央会及び関係省庁等と連携しつつ、責任をもって信用事業の再編強化の指導を行うこと。

七 農林中央金庫は、農林水産業者の協同組織を基盤とする中核的な金融機関であることから、会員への資金の円滑な提供や預金の確な運用等その機能が最大限に発揮されるよう、経営管理委員会の運用及び理事による業務の執行等に最善を尽くすこと。

また、貸出先の拡大に伴う会員以外への資金の貸付け等については、会員への円滑な資金の融通に支障が生じることのないよう適正に行うこと。

右決議する。

平成一六年四月八日衆議院会議録
第一五九回国会 衆議院本会議 第二一号 (抄)

衆議院会議録情報 第一五九回国会 本会議 第二一号
第一五九回国会 本会議 第二一号
平成十六年四月八日(木曜日)

平成十六年四月八日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案(菅直人君外六名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）並びに高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外六名提出）の趣旨説明

○議長（河野洋平君） この際、内閣提出、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案並びに菅直人君外六名提出、高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案について、趣旨の説明を順次求めます。農林水産大臣亀井善之君。

〔国務大臣亀井善之君登壇〕

○国務大臣（亀井善之君） 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

農協系統は、農業者の協同組織として、組合員に対して営農及び生活に関するサービスを総合的に提供してきたところでありますが、今後とも組合員や消費者のニーズ等に的確に対応し、地域農業の振興等についてより積極的な役割を果たしていくことが期待されているところであります。

また、農業協同組合が行う共済事業及び農協系統の信用事業等に係る保証を行う農業信用基金協会の事業について、その健全性の確保を図っていくことが重要であります。

このような状況を踏まえて、農協系統の改革に向けた自主的な努力を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業協同組合法の改正であります。

組合員や消費者のニーズの変化、改革が急務となっている経済事業の見直し、信用事業及び共済事業の高度化、複雑化等に対応するため、全国中央会が中央会の行う指導事業に関する基本方針を策定

公表することとするほか、農業協同組合に対する決算監査等の機能を全国中央会に集約することとしております。

(中略)

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案(菅直人君外六名提出)の趣旨説明に対する質疑

(中略)

○奥野信亮君 次に、農協系統が創意工夫を凝らして経済事業等の改革に一丸となって取り組んでいくためには、農協の指導機関たる中央会の旗振りが必要と思われれます。また、中央会は、組合の監査を行う役割を担っておりまして、近年の農業情勢の変化や会計制度の複雑化に対応していくことが課題であります。

今回の改正では、中央会の機能の明確化がうたわれておりますが、このような課題に対応できるものなのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

(中略)

○国務大臣(亀井善之君) 奥野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農協改革に対する基本的な考え方についてのお尋ねであります。

農協改革においては、何よりもまず、農協系統自身が各界の意見や要請を真摯に受けとめ、みずから改革を断行することが肝要、このように考えております。その際、農業者、消費者に選択してもらえる農協に脱皮するよう、役職員一丸となって取り組むことが基本であると考えます。今回の農協法

改正案は、農協系統による改革を推進するための措置を講じようとするものであります。

次に、今回の中央会の機能の明確化の趣旨についてのお尋ねであります。今回の改正では、都道府県の中央会が連携をとりつつ、地域の実情に即し、より効果的に組合指導を行えるよう、全国中央会が指導事業に関する基本的な指針を策定することとしております。

一方、監査につきましては、既に平成十四年度から監査を一元化し、全国的に同レベルの監査を行っております。今回の改正では、こうした実態を踏まえ、制度上も、監査機能を全国中央会に集約することとしております。

(中略)

○楠田大蔵君 今回の法改正案では、中央会による基本方針の策定や監査機能の集中化が図られております。この案では、自主性の流れに逆行するばかりか、全中の権限を利用して政府が画一的な農業の推進を進め、過去の過ちの代表であるあの減反政策の二の舞も起こりかねないのではないのでしょうか。(拍手)

(中略)

次に、監査機能の強化について質問をいたします。

平成八年の農協法の改正では、信用事業を行う農協及び信連については外部監査が義務づけられました。しかしながら、その実態は、中央会の内部に公認会計士を含めることよって、これを外部監査とみなしてきたにすぎません。こうした世間の常識から外れた監査機能をさらに強化しても、監査の健全性がどのように担保されるのか疑問です。むしろ、完全な外部監査を導入し、より透明性、信頼性を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。(拍手)

(中略)

○国務大臣（亀井善之君） 全国中央会の指導機能及び監査機能についてのお尋ねであります。今回の改正では、農協のあり方についての研究会の報告及び昨年（平成十四年度）の全国農協大会の決議を踏まえ、都道府県の中央会が連携をとりつつ、地域の実情に即し、より効果的に組合指導が行えるよう、全国中央会が基本的な方針を策定することとしております。

また、監査につきましても、既に平成十四年度から一元化し、全国的に同レベルの監査を行っていることを踏まえ、今回の改正では、制度上も、監査機能を全国中央会に集約することとしております。いずれにしても、農協改革は、農協自身が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして実践するものであり、今回の法改正が地方分権や規制改革の流れに逆行することはない、このように考えております。

次に、多様な農協の参入に関するお尋ねですが、平成十三年の農協法改正において、地区が重複する組合の設立認可に当たっての不認可要件を法律上明確化するなどの規制の緩和を行い、農協間の競争原理を働かせた多様な組合の参入が可能とされているところであります。

次に、完全な外部監査の導入についてのお尋ねですが、中央会には農協に対する監査ノウハウが蓄積されており、また公認会計士が積極的に活用されていることから、中央会監査は外部監査と遜色ないものである、このように考えております。

（後略）

平成一六年五月一三日衆議院會議錄
 第一五九回国会 農林水産委員会 第一五号 (抄)

第一五九回国会 衆議院 農林水産委員会 第一五号

平成十六年五月十三日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 高木 義明君

理事 北村 誠吾君

理事 松下 忠洋君

理事 黄川田 徹君

理事 山田 正彦君

赤城 徳彦君

小野寺五典君

梶山 弘志君

木村 太郎君

後藤田正純君

理事

理事

理事

理事

西川 京子君

松野 博一君

小平 忠正君

白保 台一君

石田 真敏君

大野 松茂君

金子 恭之君

後藤 茂之君

佐藤 勉君

○国会関係

玉沢徳一郎君
永岡 洋治君
西銘恒三郎君
二田 孝治君
岡本 充功君
金田 誠一君
楠田 大蔵君
仲野 博子君
堀込 征雄君
西 博義君
山本喜代宏君
津島 恭一君
西村 康稔君
平井 卓也君
古川 禎久君
鹿野 道彦君
岸本 健君
篠原 孝君
榑崎 欣弥君
松木 謙公君
高橋千鶴子君

農林水産大臣
農林水産副大臣
農林水産大臣政務官
政府参考人
(金融庁総務企画局審議官)
政府参考人
(農林水産省経営局長)
政府参考人
大久保良夫君
川村秀三郎君
農林水産大臣
金田 善之君
英行君
木村 太郎君
龜井 善之君
金田 英行君
木村 太郎君

(農林水産省農村振興局長) 太田 信介君
政府参考人

(環境省環境管理局水環境部長) 吉田 徳久君
農林水産委員会専門員 和田 一郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○高木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

(中略)

○堀込委員 一つは、中央会というのは実は単協と連合会の賦課金で成り立っているんですね。つまり、指導する方が財布を握られて、そして指導し、監査する。これは、私は本質的な問題として、実際に指導や監査を財布を握られる相手にできっこない、こういうふうに思うんですが、どうですか。

○川村政府参考人 中央会の運営でございますけれども、今委員が御指摘ございましたように、昭和二十九年に中央会の制度ができたわけでございますが、その組合に対します指導、監査、こういった業務を賄うのは、まさに今申されたとおり、会員からの賦課金ということで運営されておりました。これまでそういう形で組合の発展に大きな貢献をしてきたというふうに考えております。

ただ、一方、昨今、農協の合併、また連合会の統合等が進みまして、中央会の賦課金の集約化が進んでいるということで、大口の賦課金を拠出する組合の圧力等によって、この指導機能、監査機能等が十分發揮できないのではないかと懸念の声も聞かれることは事実でございます。

ただ、賦課金と監査との関係について特に申し上げますと、直接の対価関係にあるわけではございませんし、中央会が仮に特定の組合の求めに応じまして監査を歪曲するというようなことがありましても、当然これは農協法の規定に基づきまして行政の検査ということが行われるわけでございますし、そこでのチェックを当然行うということで、もしそういった歪曲された、ゆがんだ形での監査が行われると、これはまた中央会自体の存在意義、信頼を損なうものになるだろうということでございます。また、法的なペナルティーといたしましても、監査報告書等に虚偽記載、こういうものがあつて組合に損害が発生したような場合には、中央会に損害賠償責任が生ずるといった意味での制度面での牽制といったようなことも働く仕組みになっているということでございますので、現時点で、いろいろな声はございますが、賦課金で運営されているということで監査あるいは指導の機能不全、そういった事態はないものというふうに思っております。

○堀込委員　ないんではないんですが、実際に指導や監督、監査をきちんとしていくかという話をしているんです。例えば、全中の一般会計、これは九〇%以上は賦課金でございますして、都道府県と中央団体の賦課金が、都道府県から十億ちよつと、それから中央団体から二十五億、大体三十五億ぐらいの賦課金です。県段階と中央会合わせますと、大体四百五十億ぐらいの賦課金になっています。農協の総事業利益というのは、単協の総事業利益というのはここ数年大体六百七十か六百五十億ぐらい、全農の事業利益というのは大体二十八億ぐらいだけれども、中央会への賦課金が六億とか七億という水準になつていっているんですよ。これではまさに、事業として、事業連もそうですし、単協も大変なんです。

私は、そういう意味で、本当に中央会にリーダーシップを発揮させるためには、賦課金の集め方を、農家から直接集めるとか、仕組みをやはり変えてやらなきゃいけないんじゃないか、こういう気がしますが、どうですか。

○川村政府参考人 会費の徴収のあり方のお尋ねですけれども、既に御存じのとおり、中央会の運営経費は応益負担という考え方で、まさに中央会の会員の方々が賦課をするということになっております。そしてまた、中央会の総会の議決権は、この賦課金の大小に関係なく、一会員一票という形でございますので、特定の会員による運営のコントロールということはないものというふうに思います。

そういうことで、これまでの経緯、それから問題の有無という観点からいたしますと、現在のようなやり方で特段の問題はないのではないかとというのが現在の認識でございます。

○堀込委員 特段問題があるかないかは、後でも触れますが、今までも中央会があつて、指導機関としてあつたのに、何で農協改革が進んでこなかったんだ、何で今度の法律で進むんだよということになるのか。特段問題があつたから農協改革をやっているんじゃないですか、局長、それは違う。だから、私は、そういう意味では本質的な問題として、賦課金で成り立っている中央会に指導権限、監査権限、そういうふうに与えても、やはり株主のところに行って指導をやるわけですよ、これはなかなか本質的な矛盾を持っているんじゃないかというふうに思っています。

(中略)

○川村政府参考人 今般、監査機能の一元化等を制度的にも図ってまいりますけれども、これまで監査事業の専任理事として監査の専門家であります公認会計士を選任した、こういった実績もございまして、今後とも必要に応じまして、系統外の人材を大いに活用して、中央会が、まさに人ということはおっしゃるとおりだと思いますので、そういう人材を活用して中央会機能がさらなる充実強化を図られる

ということは、我々としても期待をしたいと思っておるところでございます。

(中略)

○堀込委員 次に、監査の問題に入ります。

農協監査は、これは中央会という、監査法人にすれば一社独占の体制になっているんですよね。公認会計士もしくは監査法人監査よりも中央会監査の方が望ましい理由は何ですか。

○川村政府参考人 公認会計士によります、いわゆる専門家におきます監査というものも非常にそれは有意義な面があると思います。ただ、農協法の世界では、農協関係、非常にいろいろな農協特有の事情もございます。そういう事情を十分知悉した上で監査を行うということが、少なくとも現時点におきましては非常に効率的で有効ではないかということでございます。

○堀込委員 監査には、僕は特異な事情に余り知悉していない方がいいと思っておるんですが、そのこととはさておいて、外部監査、公認会計士監査もしくは監査法人監査を排除している理由、法律は排除しているんですよね、これはなぜですか。

○川村政府参考人 この監査の制度、農協関係でございますけれども、昭和二十九年に先ほど申し上げました中央会が発足をしました。外部ではございません、系統内ではありますけれども、単協とは別の、そういう意味では部外の、単協とは別の中央会ということでの監査が行われておりまして、そのノウハウが蓄積されておることでございます。ただ、そういった専門的な知識を活用するという意味で、公認会計士を中央会にも設置を義務づけまして、実態上は公認会計士の関与する監査というふうになっているわけでございます。

農協系統全体の健全性を確保していくという上では、外部の公認会計士あるいは監査法人に任せるよりも、中央会がこれまで培ってきたノウハウ、それから指導と監査、これを連携させまして機能を

發揮していくことが効率的であるということでご考えているところがございます。

○堀込委員 よく質問を聞いていてください。もう一度聞きますよ。中央会監査でなければ農協の場合絶対だめだというふうに法律に書いてあるんですよ。外部監査では絶対だめだ、認めない、こういうふうに書いてあるんですが、その理由を端的に言ってください。

○川村政府参考人 現時点におきまして、中央会というものが設置されている実情を踏まえまして、中央会の監査、それを専ら行つてもらうということで規定を置いているということでございます。

○堀込委員 そうするとあれですか、中央会が存在するからやるので、決算監査とかいろいろ、理由は、存在するだけなんですか。公認会計士監査でも監査法人監査でも構わないと思つていらっしゃるけれども、中央会が存在するからしようがないよ、そういう言い方、そういうことですか。

○川村政府参考人 まさに、外部の公認会計士なり監査法人と匹敵するような監査が現在でも行えるというところで、公認会計士なりあるいは監査法人の監査を導入する必要はないということでございます。○堀込委員 それでは、全中に監査委員会があるが、公認会計士の森田さんという方が今委員長ですけれども、なぜ専門家を入れているんですか、あるいは公認会計士帯同の監査をやっているんですか、今の理屈でいえば。

○川村政府参考人 監査のより高度化、そういうことで、まず中央会の監査機能を全中に集約化する、こういう形にしたわけでございます。そのときに、専門家、そういう者も、外部の専門家も当然入れることによって、中央会監査、これもJA監査機構をつくっておりますが、内部組織ということでございますが、これを置くことによって、そういう公認会計士の資格のある方も中に入れて、より中央会監査の完璧を期しているということでございます。

○堀込委員 前の前の私の質問に対して、あなたは、中央会は心配のないレベルに達している、こう言っ

たんでしよう。レベルに達していない、あるいはどこかやはり中央会監査では不安があるから、監査委員長に公認会計士の方になつてもらおう、あるいは監査に公認会計士を帯同している、そうしているんじゃないんですか。おかしいじゃないですか、それは。

○川村政府参考人 お答えいたします。

今、農協を取り巻く環境も、従来の環境から、非常に経済社会がグローバル化しておりますし、競争的な環境になつてきているということで、農業以外の知見ということも次第に必要なようになってきたということで、一般の企業等の監査のノウハウというものも活用しながら中央会機能を全うしていくということが必要だという認識のもとに、そういう改善が行われているということでございます。

○堀込委員 ちよつと確認しますが、農業以外の知見が必要だから監査委員長に公認会計士を頼んでいる、公認会計士を帯同している、そういうことですか。では、それだけの理由でやっているんですか。

○川村政府参考人 中央会のこれまで行ってきた長い歴史、それからそのノウハウ、そういうものがやはり現在においても中心、大宗を占める形で実施することが現時点では非常に効率的で適正を期し得るということ、今のような体制になつていきます。

○堀込委員 僕は答弁に大分矛盾があると思うんですよ。

中央会が存在してノウハウもあるから、中央会監査も活用してもいいんですよけれども、やはり法律上禁止する必要はないんじゃないですかね。希望のある農協が、私どもは公認会計士や監査法人監査をやりますということを法律で禁止する必要はさっぱりないんじゃないんですか。どうなんですか、局長。

○川村政府参考人 御指摘のような仕組みが今後とも全く必要ないかということにつきまして、現時点で予断を持つて言うことはできないわけですが、少なくとも現状においては、これまでの連

続の中で改善を加えながら、現在の形が一番望ましいというふうに考えております。

○堀込委員 なぜ望ましいかと聞いているんだけれども、さっぱりそれがわからない。中央会の歴史があるからと。中央会が存在するからだけだと言っているんですよ、さつきから。

それで大臣、農協の金融、住専事件もあつたり、いろいろ世の中に問題も起こしてきた経過もあるわけです。つまり、農協の金融なり農協の事業というのは特別の世界のもので、マイノリティーの世界のものだということであれば、今の局長のように、まあマイノリティーの世界だから中央会監査だけでもいいよというのは成り立つと思うんですね。しかし、今、七十兆を超えるような預金量があつて、そういう世界で、金融の世界の中でやはりちゃんと農協金融もやっていく、これが大事だと思つて、世間的に見て、仕組みも監査も、市中銀行や金融システムの中で負けない、ちゃんと世間に認められる仕組みでやっている、こういう農協にしなきゃならない、こういうふうに思っておるわけでありまして、マイノリティーの世界だから、監査も中央会でいいよとか、そういうことでは農協の事業がちゃんと世間に認められていけない、こういうふうに思つておるんです。

大臣、今の議論をお聞きになつて、ぜひともこれは、中央会監査でもいいんでしようけれども、あつてもいいけれども、少なくとも公認会計士や監査法人監査も選択できるというぐらいの規定に改めべきじゃないかと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○亀井国務大臣 監査の問題、農協の性格といわゆる株式会社、一般の会社と異なる点は、もう委員御承知のとおり、営農、信用やあるいは共済、経済等、各種の事業を行つておるところがあるわけであります。

そういう面で、中央会におきましては、先ほど来局長も言つておりますとおり、公認会計士のノウハウを活用して全国中央会がその監査、こういう面で、公認会計士のノウハウ、まず監査委員長も選

任されて、そのようなことで農協として全国同一レベルの基準、公認会計士のノウハウ等を活用されている、そういうことをやっておられるわけでありまして、平成十四年に全国中央会が一元化をして監査がスタートしたわけでありまして、現状、そういう状況にありますので、選択制につきましては、これを導入するということにつきましては、私は難しいだろうと。

しかし、先ほど来の話、合併の問題等も含めましていろいろ情勢は変化をするわけでありまして、そういう面でのことを十分考えて状況を見きわめる必要がある。いずれ将来の問題として、検討課題という認識を持っております。

○堀込委員 ありがとうございます。

それでは、監査に関連して、中央会の監査士制度について質問させていただきます。

監査規程は農協法七十三条の二十六に決められております。監査士は同じ三十八に決められている。この規定で、あと監査士の内部の話は中央会監査規程という内部規定にゆだねられているわけですね。ここでは、「監査士は、農林水産省令で定める資格を有する者のうちから選任」する。この省令では十五条で、全中の資格試験に合格すること、合格後、一年以上実務経験をやること、監査士を二年以上補助すること、こういうことがあるんですね。

これは、そもそも、試験にだれを受けさせるか、どんな出題をするか、どんな点で合格者を決めるか、すべて中央会任せになっているんです。省令では、全中が農水大臣の承認を得て決める、こういうふうになっていますが、実態はどうなっていますか。

○川村政府参考人 農業協同組合の監査士の資格試験につきましては、試験規程というものを全中がつくっております、それは大臣承認に係らしめております。そして、その試験の内容でありますとか、あるいは受験の資格、問題の作成、採点者の選任、そういうものも含めまして、資格委員会というも

のをつくって審査をしてございます。

基本的に、こういった仕組みは、公認会計士の例に倣いまして、それと同様の規定をこの試験規程の中に設けているということでございます。

○堀込委員 今の資格委員会というのは、どこの組織ですか。農水省ですか、全中ですか。

○川村政府参考人 これは、全中の組織でございます。

○堀込委員 つまり、内部で全部監査士の試験をやっているんですね。

金融庁、お見えでしょうか。

公認会計士法では、公認会計士試験を公認会計士審査会がやることになっているわけですが、これは、公正さやレベルを客観的に評価するためだと思いますが、なぜわざわざ独立した審査会でやるようになっていっているのでしょうか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

公認会計士試験は、内閣府設置法第五十四条に基づきまして、公認会計士法第三十五条第一項に定めるところによりまして金融庁に置かれます合議制の機関でございます。公認会計士・監査審査会において実施されることになっております。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務諸表その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与するということを使命としておりますので、その資格の付与におきましては、厳正かつ公正に行われるということが求められております。

具体的には、試験を行うことにつきまして、必要な学識経験を有する専門家のうちから、審査会の推薦に基づきまして内閣総理大臣が任命いたします。試験委員が試験の問題を作成いたしました。採点を

行い、審査会が合格の判定を行うことによりまして、厳正かつ公正な試験を実施しているところでございます。

○堀込委員　ということなんですよね。

全中は、自分で監査士の試験をやって、公正さやレベルの問題も全部全中に任されているんです。これはどこで担保されるんでしょうかね。

次に、公認会計士法では、利害関係の明示、信用失墜行為禁止、守秘義務、または、虚偽または不当な証明についての懲戒が法定されています。農協監査士は、どこに懲戒は規定されていますか。

○川村政府参考人　農業協同組合監査士につきましては、農協法におきまして服務の内容が、具体的には規定はされておられませんけれども、農協法七十三条の二十六第二項におきまして、農業協同組合監査士の服務については必ず監査規程に記載すべきこととすることが書いてございます。それから、この監査規程の変更等は、主務大臣の承認を受けるということで、その具体的な中身自体は農協法に書いてございませんが、大臣の承認に係らしめる監査規程、この中で、今申されましたような信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、それから懲戒、そういったものについて規定をしております。

○堀込委員　答弁のとおり、中央会監査規程に規定されているんですよね。

金融庁にもう一つお尋ねいたします。

公認会計士法では、こうした懲戒は、今申し上げましたような信用失墜行為だとか虚偽、不当な証明について確定されれば、処分は内閣総理大臣が行うことになっております。そうでしょうか。

○大久保政府参考人　公認会計士の懲戒につきましては、公認会計士・監査審査会の意見を聞いた上で、内閣総理大臣が、この場合には金融庁長官に委任されておりますけれども、行うという法律上の規定になっております。

○堀込委員 そうなんですよね。「内閣総理大臣は、」と言っている。

中央会の監査士がこういう虚偽、不当な証明を仮にやって、懲戒がある、やるかやらないかは中央会長に一任されているんですよね。これでは社会的な公正さとか、これは公認会計士法と比べてもさつき遜色ないと言ったんだけれども、これだけでも、やはり法律上、僕は大変な問題があるんじゃないかと。監査を行うのは中央会だから、監査に虚偽や錯誤の行為があつた場合は責任は中央会長にあつて、中央会長が処分されるんじゃないんですか、局長、どうですか。

○川村政府参考人 処分につきましては、この監査規程上、中央会の会長になっております。

○堀込委員 監査するのが中央会で、本当は中央会長が処分されるべきものを、中央会長が監査士を処分する、こういう格好になっているんですね。だから、これはぜひ、法律上、もう少し監査士の規定それからその責任、こういうものをちゃんと定めるべきだ。

つまり、今監査士の制度で申し上げましたとおり、中央会監査というのは内部監査的なものを色濃く持っているんですね。さっき言いましたように、監査士試験の採用、募集、実施は中央会任せ、虚偽、錯誤等いろいろな監査があつた場合の処分も中央会長任せ。これは社会通念上理解される仕組みになつていないんですよ。

もう一つ聞きます。

昨年、アメリカでもエンロン事件等を踏まえて会計士の交代を五年という法律ができて、我が日本でも公認会計士法を改正して七年の交代を義務づけたわけです。これは、金融庁、意味するところは、どういふところでしょうか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

昨年の公認会計士法の改正におきまして、公認会計士等の独立性の強化という観点から、監査法人

の内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当するということを禁止する交代制の導入などの改正が行われておりまして、本年四月一日から施行されているところでございます。

具体的には、監査法人の社員が同一の大会社等を七会計期間継続的に監査した場合には交代を義務づけるということとともに、交代後、二会計期間は当該会社の監査に復帰することを禁止いたしております。これは公認会計士法の第三十四条の十一の三と、それに基づく政令によって決まっておりますのでございます。

○堀込委員　ということでございますして、同一監査人による監査を長年続けることの弊害を避けるために、昨年公認会計士法が改正されているんです。今度のこの農協法の改正に、これは農水省は去年の公認会計士法の改正を御存じだったと思うんですね、なぜこの規定を入れなかったんですか。

○川村政府参考人　監査士につきましては、農協法に細かな規定は置いてございませんで、服務規定等を定めて大臣の承認を得るという規定が置いてあるということでございまして、具体的な内容につきましては、中央会が定めます監査規程、この中に規定してございます。

現時点でこの中央会の監査規程には、今金融庁の方から説明されました公認会計士類似の規定はございません。ただ、実態上、本年度から、そういった趣旨を踏まえまして、他県の監査士を入れた監査チームをつくりまして監査を実施する、それから監査の責任者は他県の農業協同組合監査士が当たる等、実質的にこの仕組みが担保されるようにということをしておりますが、今後、この監査規程を改正いたしました、公認会計士法と同様の規定を定めるといふ方向で検討しております。

そういうことで、監査規程の中で規定をしていくという方向でございましたので、今回の法律のレベルでの改正には盛り込んでおられないということでございます。

○堀込委員　気がついていたらけれども。これは、日本の金融の大事な一環になっている農協ですから、

やはりちゃんと入れるべきだと思っただけです。これはちよつと、どうも中央会監査、あるいは合併規定も、何というか、非常に監査を甘く見ているというか、やはり農協もちゃんとした方が事業もちゃんとできるし、日本の競争の激しい金融社会の中で農協の金融もちゃんと生きてくるということになると思っただけです。

(後略)

平成一六年五月一八日衆議院會議録
第一五九回国会 農林水産委員会 第一六号 (抄)

第一五九回国会 衆議院 農林水産委員会 第一六号

平成十六年五月十八日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 高木 義明君

理事 北村 誠吾君

理事 松下 忠洋君

理事 黄川田 徹君

理事 山田 正彦君

理事 西川 京子君

理事 松野 博一君

理事 小平 忠正君

理事 白保 台一君

○国会関係

赤城 徳彦君	石田 真敏君
小野寺五典君	大野 松茂君
梶山 弘志君	金子 恭之君
木村 太郎君	後藤 茂之君
後藤田正純君	佐藤 勉君
玉沢徳一郎君	津島 恭一君
永岡 洋治君	西村 康稔君
野呂田芳成君	平井 卓也君
二田 孝治君	岡本 充功君
鹿野 道彦君	金田 誠一君
岸本 健君	楠田 大蔵君
篠原 孝君	神風 英男君
仲野 博子君	榑崎 欣弥君
堀込 征雄君	松木 謙公君
赤松 正雄君	高橋千鶴子君
山本喜代宏君	

農林水産大臣政務官

木村 太郎君

参考人

(全国農業協同組合中央会会長)

宮田

勇君

参考人

(全国農業協同組合連合会代表理事理事長) 田林 聰君

参考人

(全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長) 前田 千尋君

参考人

(とぴあ浜松農業協同組合代表理事組合長) 松下 久君

参考人

(東北大学大学院農学研究科教授) 両角 和夫君

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

本日の会議に付した案件

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○高木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、参考人として、全国農業協同組合中央会会長宮田勇君、全国農業協同組合連合会代表理事理事長田林聰君、全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長前田千尋君、とぴあ浜松農業協同組合代表理事組合長松下久君、東北大学大学院農学研究科教授両角和夫君、以上五名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

(中略)

それでは、宮田参考人をお願いいたします。

(中略)

○宮田参考人 J Aグループといたしましては、経済事業改革を初めとする大会決議事項をみずからの課題として自主的に実践をしていく決意ではありますが、この実践の取り組みをより確実に促進する観点から、昨年来、農林水産省に対して、制度面から支援措置を講じていただくよう要請をしてまいりました。

その主な要請事項といたしましては、第一には、消費者に直結をした販売事業を促進する観点から、他の組合の組合員の生産物の販売を組合間で連携して行う場合には員外利用規制の対象外としていただきたいこと。第二は、改革を一体的、効率的に進める観点から、全中が指導事業に関する基本方針を決定することを法律に明記していただきたいこと。第三には、未合併J Aの合併を促進する観点から、吸収合併の場合の手續を簡素化していただきたいこと。第四には、共済事業につきまして、組合員の利便性の向上や契約者保護の充実、一層の健全性確保の観点から、保険業法に準じて法定化をしていただきたいこと。また、第五に、中央会の監査機能が平成十四年度から統合されている実態に合わせる観点から、J Aに対する決算監査等の機能を全中に集約していただきたいことなどがあります。今回の農協法等改正法案は、ただいま申し上げました事項を初め、私どもの要望事項をほぼすべて盛り込んでいただいております。したがいまして、J Aグループといたしましては、ぜひとも国会におきましてこの改正法案を成立していただきますよう心から要望を申し上げる次第でございます。

(中略)

○松下参考人 私は、静岡県西部の浜松市を中心とした三市五町の十四農協が平成七年四月一日に合併したとびあ浜松農業協同組合代表理事組合長の松下久でございます。

私の組合の概況を若干申し上げますと、組合員は六万六千二百二十七人、正組合員二万五千百八十七人、貯金高七千九百億、貸付金二千六十三億、長期共済の保有高四兆一千五十五億、農産物販売高二百三十八億、購買品供給高百八十四億で、正職員数は千四百四十五人でございます。自己資本額は四百四十億、自己資本比率は一六%でございます。

このたび、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。農協は組合員に対して営農及び生活について総合的にサービスを提供しておりますが、組合員や消費者ニーズを的確に把握し、顧客満足度の向上と地域農業の振興に努めているところでございます。また、農協金融の保証を安全なものとするためには、農業信用基金協会が健全な運営を確保していくことを求められております。

そこで、今国会に提出されております両法案について意見を述べさせていただきます。まず、農協法の改正について申し上げます。

全国中央会及び県中央会は、指導事業と監査事業が車の両輪として機能しなければなりません。そのためには、全国農協中央会が指導事業に関する共通の目標となる基本方針を総会で決定し、県中央会が行う農協の組織、事業及び経営指導の基本方向や実施方法を定めて公表し、農協の指導を行うことは当然であると考えております。また、全国の農協の経営の健全性を図るためには、全国中央会に監査機能を集約して、全国統一基準で公平な監査を行う必要があります、現にその方向で進められていると思っております。

(中略)

○堀込委員 宮田参考人にお尋ねします。

私は、昭和二十三年、戦前の農業会に引き続いて農業協同組合が、民主的に、半分自主的に組織を

されてきた歴史があると思っております。そういう意味では、あくまで自主的で、独立性を持った民主的な組織だと思っております。

先ほど、それぞれの参考人の皆さんが、今度のこの法定がぜひ必要だというふうにおっしゃられました。私は、例えば中央会にある基本方針の策定だとかあるいは区分ごとの経営情報を開示するとかあるいは監査機能の集約だとかは、別に法定しないで自主的におやりになられたらどうかと。なぜこれは法定によって行政のバックアップが必要なんでしょうか。

○宮田参考人 先生のおっしゃるとおり、自主的にそういったものに対処していくということ、これは当然でありますし、基本であるということについては、そういった基本的考え方については、責任意識を持つべきだ、そういう考えを持つていくということは、今、農業の立場としては大事だと私も思っております。

しかし、そういった形を、やはり傘下のJAが一層そういう意識を持つていただくということ、それからより強い指導性を発揮していくということになりますと、みずからの考えでもって実践をしていく、みずからの責任で実践をしていくということと、法律で決められることと両々相まちますと、ますますその効果というのが大きくなるのではないかと私は思っておりますので、そういうことが今回の法制化をお願いしておるという一番の点でございます。

実際、言いましたように、監査の集約ですとか、あるいはまたいわゆる部門別損益の開示ですとか、それからまた、営農指導事業をきちっと全中で決めて、そういったものを基礎として、さらに、それぞれの各県で、それぞれの実態に即したようなバラエティーに富んだものをきちっとつくっていきまますよということ、こういったものを一貫してずっと、やはり流れとしてお互いが取り組んでいくよ、積極的に取り組んでいくよと。そういったものが、やはり我々も取り組みますし、これは二回も同じ

ことを言うことですけれども、法律できちつとそういうことを明確にさせていただきますと、一層、我々も効率ある仕事の展開ができるということでございますので、そんなことで今回の法改正に盛り込むようにお願いした一番の点でございます。よろしくお願いします。

○堀込委員 監査について、宮田参考人にちよつとお伺いをしたいと思います。

私は、中央会監査はよくやっていると聞き、そういう意味では、非常に御苦労もされていると思っています。しかし、農協貯金が七十兆を超える、日本の全金融市場の七%を超えるというような市場を持つておる、そういう意味では、やはり守りの農協事業じゃなくて、これからも金融市場へ打つて出ながら、厳しい、例えば信託だとか投信だとか、あるいは保険商品を窓口で売るとか、これからのいろいろ競争は激化していくと思います。

そういう競争激化の中でちゃんと農協の金融が競争に勝つていくという仕組みをつくるには、監査も、それは今までもよくやつているんだけど、世間から見ても、やはりちゃんとした仕組みでやつているねという仕組みはどうしてもある程度考慮した方がいいのではないかと、ふうに私は思っています。例えば、今中央会の監査は、試験も採用も、あるいは虚偽や錯誤の監査のあつた監査士への処分も実は中央会がやることになっていまして、公認会計士の場合は内閣総理大臣がやるという仕組みになっています。そのほか、去年公認会計士法が改正されて、アメリカのエンロン事件を踏まえた五年の会計士の交代、日本は七年にしたんですけども、そういう社会の動きもやはりあるわけです。

きのうもUFJの監査法人との対立でああいう事件がありましたし、先ごろは足利銀行で監査法人と銀行当局が分類債権をめぐる対立した、そういうことがやはりでき得る監査といえますか、そういう仕組みが世間から見ても必要ではないか、こういうふう思っているんですが、御見解はどう

しょうか。

○宮田参考人 農協という組織と一般の会社という形、この内容が違うということだけ基本的に御理解をいただきたいと思っておるわけでありませう。

農協の場合は、農業者が農業の施設やサービスを利用するために組織をし、組合員の相互扶助の組織であるというのが実態でありまして、金銭的利益を追求する、経済的利益を農協の事業活動に参画をして追求するということが目的でありますと同時に出資を目的であります。一般の会社は、どうしても金銭的利益を追求する組織であり、しかも出資ということで、出資と利用者が違うという点があります。そういったもので、農協と一般の会社とは基本的に違うということが大きな点だと私は思っております。

また、農協の場合は、会社は一般的な投資家によって出資をするというケースも多いわけでありませうけれども、我々農協というのは、零細な農民が農協を通じてひとつ何かレベルアップを図ろうということを出資をして形成しておるということでありまして、そういったものがいわゆる会社をなしていくということは、いわゆる増資、そういった零細な農民の増資と内部留保といったもので形成されているということでありまして、株式の場合は譲渡性といえますか、株を譲る、売ることがあります、そういった上場によって広く一般投資家から資本の調達や集中を図る公開会社とは全く違うということを基本的に御理解をいただきたいと思っております。

それからもう一つは、監査法人の監査や公認会計士の監査は、財務諸表の適正性について意見を表明するということでありまして、適正意見の監査報告書を出すところまでであるわけでありませう。そういったことで、投資家の保護を第一義な目的としてありまして、会社のコンサルティングを目的とするということが主目的でないということもあるわけでありませうので、そんなことを比べまして、私ど

もの中央会の監査は、財務諸表の監査にとどまるものではなく、その目的が組合の健全な発展、発達を図るために行う中央会の事業の一つであるということを一つ理解をいただきたいと思っています。

それで、監査でそれぞれ発見した事項につきましては、組合に改善を求めて、そういったものもあわせて、今の点はこうでありますけれども、将来こういう方向の中で、是正といいますか考えて、正していくということが必要でありますよという、そういった経営指導の面までも踏み込んでやっておるといのが実態でありますし、J Aバンク等の事業別指導とも十分連携をした中で、組合に今言ったような具体的な改善をさせることも含めているという実態があるわけがあります。

そんなことで、農協は、一つの経営体の中で営農指導ですとか信用、経済、共済事業等総合的に事業の展開を図っております。組織、事業は一般の会社組織と異なるものであります。監査に当たりますては、やはりそういった農協と組織、それから農協がどう形成されてどう今動いていくのが正しいのであるとか、あるいはまた利用者であります組合員の営農生活にどう農協が貢献しているかといったものまでに踏み込んで監査をしていくことがあるわけでありまして、監査士といいますが、そういった仕事の幅というのは必然的に違うわけでありまして、それが外部のいわゆる公認会計士の監査にゆだねるといふ面になりますと、そういった大きな違いがある点で、やはり私は、今の時点では、農協の監査士による農協の監査機構の中で監査をしていくというのが一番妥当でないかと思っております。

今、もともと監査は各県でやっておりましたけれども、農協が合併ということで大型化していく中で非常に多岐にわたる事業の展開がなされておる点もありますし、またもう一つは、各県の監査をそれぞれやっておりますけれども、非常に監査士の資質の問題、取り組む姿勢の問題等々やはりばらつきがあるということもありましたので、そういったことから、全国監査機構ということで一本化した

中で、監査士をレベルアップした中で、全国的な同一のレベルの中できちつとした監査をやっていくということに機構を変えまして進めておるわけであります。

また、今、監査のトラブルの責任を、いわゆる公認会計士のあれがありましたけれども、そういったものをきちつと統制をとった中で、みずからのあれでもってきちつと正していくということであり、ますし、それからもう一つは、監査もチームをつくって、同じ農協に連続して行くことのないように、そういった公平化の徹底も図っていききたいと思っておりますので、そういったいろいろな会社と違った農協という特殊な組織の問題もござりますし、またそれに携わる、やはり教育をした監査士が携わってやっていくということが適正で、今の状況の中ではこのままこういった形を続けていききたいと私は思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

(後略)

平成一九年一二月一八日参議院会議録 第一六八回国会 農林水産委員会 (抄)

第一六八回国会 参議院 農林水産委員会 第九号

平成十九年十二月十八日 (火曜日)

午前十時六分開会

出席者は左のとおり。

委員
理事

郡司 彰君
主濱 了君
平野 達男君
加治屋義人君
野村 哲郎君
青木 愛君
一川 保夫君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
高橋 千秋君
藤原 良信君
舟山 康江君
米長 晴信君
市川 一朗君
岩永 浩美君
牧野たかお君
山田 俊男君
澤 雄二君
谷合 正明君
紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣

若林 正俊君

副大臣

内閣府副大臣

中川 義雄君

厚生労働副大臣

岸 宏一君

農林水産副大臣

岩永 浩美君

大臣政務官

外務大臣政務官

小池 正勝君

農林水産大臣政務官

澤 雄二君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 朝雄君

政府参考人

内閣官房内閣参事官

今城 健晴君

内閣府規制改革推進室長

小島愛之助君

内閣府大臣官房審議官

竹林 義久君

食品安全委員会委員長

見上 彪君

内閣府食品安全委員会事務局長 齊藤 登君

外務大臣官房審議官 草賀 純男君

厚生労働省医薬食品局食品安全全部長 藤崎 清道君

農林水産大臣官房審議官 山下 正行君

農林水産省総合食料局長 岡島 正明君
農林水産省消費・安全局長 町田 勝弘君
農林水産省経営局長 高橋 博君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(米国产牛肉の輸入条件の見直しに関する件)

(品目横断的経営安定対策の改善策に関する件)

(食品表示監視体制の強化に関する件)

(中略)

○山田俊男君 ところで、今もありませんでした若林大臣からは是非お聞きしたいところでありますけれど、規制改革会議が農協中央会の監査につきましてこれを否定するような議論をされていて、そして公認会計士の監査を導入すべきだという議論をされているやに聞いているところであります。

農協と株式会社との間では組織やその性格は大きく異なるわけでありまして、当然そうなりますと監査の目的も異なっております。株式会社が公認会計士の監査をやっているから、だから農協も公認会計士の監査を導入すべきだということは実態を全く無視した議論でしかないと、こんなふうには思っております。

とりわけ農協中央会は五百名以上の監査スタッフをそろえまして監査と指導が一体的になされる取組を行っているところでありまして、さらには、この中央会監査の中で公認会計士を活用する監査機

能強化もずっと強めてきているところであります。今なぜ農協に公認会計士監査を導入しなければならないのか、どうしてこういう議論になるのか全く理解ができないところであります。若林大臣は是非、農協に規制改革推進会議が言うような形で公認会計士監査を導入されなければならないのかどうか、どう見解をお持ちか、お聞きしたいと存じます。

○国務大臣（若林正俊君） 我が国の農業協同組合システムというのは世界からも大変に評価をされ、注目をされておりました、先般、私、中国に伺ったわけですが、中国の責任者との話の中でも、是非中国が農業、農村の発展のために日本の農業協同組合のシステムというものを勉強したい、いろいろな面で指導をし、協力を深めたいというような意向が示されております。それは、やはり先ほど中川副大臣がお話しになりました地域社会というようなものをまとめながらその中で農業の発展を考えていく、そして地域社会のまとまり、支援の中で農業生産が行われていくような環境条件を整えることに大変な効果を上げてきているということ、そのことが評価されているのだと私も考えているところでございます。

そこで、規制改革会議において、農協、あるいはまたさらに規制改革会議の議論の中には、森林組合や漁業協同組合にまで公認会計士による監査を導入してはどうかという意見があると承知いたしております。農協に限って申し上げますと、農協の外部監査というのは、お話しございましたように、農協の制度や事業に精通している全中が行うことと法律上定めておりまして、中央会における農協指導と監査というのは車の両輪となって有効に機能していると評価をいたしているところでございます。そのため、公認会計士監査のように指導と結び付かない外部監査は、指導と一体となって機能している全中監査に、これを置き換えるというようなことはできないものだというふうに私は考えております。

また、全中監査とは別に公認会計士監査を求めるということを意味するとすれば、これは二重に監査を義務付けるということになるわけでありまして、いたずらに農協の負担を増すと。つまり、監査を受ける側が公認会計士の監査の費用を負担するという仕組みが日本の公認会計士制度でございますから、二重に農協に負担を掛けることになるということで私は適当ではないと考えております。

また、現在全中においては独立した監査機構というものを持っております、その委員長は実は元大手の監査法人の会長をしております。公認会計士の方を委員長に充てているわけでございまして、この独立の監査機構の中には五人の専任の公認会計士を実は配置をいたしております。さらに監査の実施、各都道府県の信連などの監査でございますが、監査の実施に当たっては年間約九十名の公認会計士と契約を結んでおりまして、それらの協力を得ながら監査の適正化に努めているところでございまして、こうした監査についても監査水準を高めるためにその一層の努力が必要であることは当然でございまして、今後とも、これら公認会計士の知見も得ながら監査の水準を上げていくということが方向ではないかというふうに思っているわけでございます。

したがいまして、規制改革会議に対しましてはこのような全中監査の役割などについて十分我々も説明をしながら、全中に対しましても監査の質の向上に不断に取り組んでいただきまして、指導と一体となった監査がより適切に行われるように全中に対しても求めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

(後略)

新農業協同組合中央会監査制度史(資料編)

平成 25 年 10 月 21 日 初版第 1 刷発行

編集・発行 全国農業協同組合中央会
J A 全国監査機構

〒100-6837 東京都千代田区大手町 1-3-1 J Aビル

印刷 有限会社旭印刷